

福岡医療短期大学
歯科衛生学科・保健福祉学科の
現状と課題 2014 ▶ 2016 年度

福岡医療短期大学

はじめに

福岡医療短期大学
学長 北村 憲司

福岡医療短期大学は歯科衛生士、介護福祉士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成し、医療・保健・福祉に寄与することを理念とし、常に教育改善を行うことによって、社会に有用な専門職業人の育成を行っている。

現代日本は世界のどの国も経験していない少子高齢社会に入っており、この間、短期大学数は最多時の半数近くまで、学生数は 1/3 近くまで減少し、短期大学が 18 歳人口の減少による影響を最も大きく受けていることが、文部科学省の統計資料にも示されている。本学においても入学定員の確保は大学存続の根幹に関わる課題として様々な改善努力を講じている。特に、教育の改善は学生が意欲を持って学び、教員が意欲を持って働き、もって地域社会から信頼される魅力ある大学となるために、必須のものである。

地域社会から活力をもらい、地域社会とともに発展することを役割とする本学にとって、地域の力がどのように教育に反映できるかは、今後の本学の発展を左右するキーマンである。本学が置かれている現状を正確に捉え、個別課題を明確にすることは問題解決に必然のプロセスであり、本冊子は問題解決を進める上で貴重な資料であることは言うまでもない。今後、出された課題を着実に解決し、大学としての信頼を高めていくことが、地域の信頼をより強固にし、本学の教育の質変換をもたらすものとする。

自己点検評価委員会で取りまとめられた今回の報告書は、前回の報告書（現状と課題 2010-2013）の様式を踏襲し、現状把握・課題抽出を行っているが、前回までの報告書と大きく違う点は、自己点検評価委員の改善に対する意識の高まりであろう。現状把握・課題抽出による改善策の検討と実施は PDCA を回す最も大きな駆動力となるものであり、今年度の自己点検評価委員会活動の大きな目標が改善策の検討・実施であることを示している。今回の報告書作成を契機として、PDCA による教育改善を常に行う体制を作り、社会から更に信頼される大学に歩んでいきたい。

最後に、本冊子作成作業の中心となって時間を割いて努力された自己点検評価委員各位並びにそれぞれの基準について自己点検評価委員とともに積極的に作成作業に参加していただいた教職員の皆様に厚く感謝するとともに、学内外の関係者の皆様のご助言・ご批判をいただき、この冊子が今後の本学発展の大きな礎となることを願っている。

目次

1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価報告書の概要	17
3. 自己点検・評価の組織と活動	18
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	21
基準Ⅰ-A 建学の精神	24
基準Ⅰ-B 教育の効果	25
基準Ⅰ-C 自己点検・評価	35
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	39
基準Ⅱ-A 教育課程	41
基準Ⅱ-B 学生支援	53
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	73
基準Ⅲ-A 人的資源	74
基準Ⅲ-B 物的資源	80
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の資源	84
基準Ⅲ-D 財的資源	86
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	96
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	98
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	100
基準Ⅳ-C ガバナンス	103
【選択的基準評価2 職業教育の取り組みについて】	108

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人福岡学園および福岡医療短期大学の沿革

学校法人福岡学園は、昭和47年7月27日に学校法人福岡歯科学園の寄附行為が認可され、昭和48年2月福岡歯科大学附属病院が、同年4月1日に福岡歯科大学が開設されたことに始まり、その沿革は下記の通りである。

学校法人福岡学園の沿革

昭和47年7月	学校法人福岡歯科学園寄附行為認可、福岡歯科大学設置認可
昭和48年2月	福岡歯科大学附属病院開設
昭和48年4月	福岡歯科大学開学
昭和55年11月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校設置認可
昭和56年4月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校開校
昭和60年3月	福岡歯科大学大学院設置認可
昭和60年4月	福岡歯科大学大学院開学
平成8年10月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校の福岡医療福祉専門学校への校名変更および同校の社会福祉専門課程設置認可
平成8年12月	福岡医療短期大学設置認可
平成9年3月	福岡医療福祉専門学校歯科衛生専門課程募集停止
平成9年4月	福岡医療短期大学開学、福岡医療福祉専門学校開校
平成11年2月	福岡医療福祉専門学校歯科衛生専門課程廃止認可
平成11年4月	福岡医療短期大学専攻科歯科衛生学専攻開設
平成11年12月	福岡医療短期大学保健福祉学科設置認可
平成12年1月	福岡医療福祉専門学校社会福祉専門課程募集停止
平成12年4月	福岡医療短期大学保健福祉学科開設
平成14年1月	福岡医療福祉専門学校廃止認可
平成14年8月	介護老人保健施設（サンシャイン シティ）開設
平成15年4月	福岡医療短期大学歯科衛生学科3年制教育課程へ移行
平成16年7月	人事考課制度導入
平成17年1月	病院名を福岡歯科大学医科歯科総合病院に改称
平成17年4月	教員の任期制導入
平成20年4月	福岡医療短期大学歯科衛生学科の専攻科が大学評価・学位授与機構の認可を得て、学士（口腔保健学）を取得可能な専攻科に認定
平成23年6月	学校法人名を福岡学園に変更認可
平成23年11月	福岡歯科大学口腔医療センター開設認可
平成23年12月	福岡歯科大学口腔医療センター開設
平成25年4月	福岡歯科大学歯学部歯学科を口腔歯学部口腔歯学科に名称変更

平成 28 年 8 月 福岡看護大学設置認可

福岡医療短期大学の沿革

昭和 56 年 4 月 福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校開校
平成 9 年 4 月 福岡医療短期大学歯科衛生学科開学
(上記歯科衛生専門学校が短期大学へ改組転換)
福岡医療福祉専門学校開校
平成 11 年 4 月 専攻科歯科衛生学専攻開設
平成 12 年 4 月 福岡医療短期大学保健福祉学科開設
(上記医療福祉専門学校を改組転換)
平成 15 年 4 月 歯科衛生学科 3 年制へ移行
平成 16 年 7 月 人事考課制度導入
平成 17 年 4 月 教員の任期制導入
平成 20 年 3 月 短期大学基準協会により適格と認定
平成 20 年 4 月 大学評価・学位授与機構の認可を得て学士(口腔保健学)の専攻科として認定
平成 23 年 6 月 学校法人名を福岡学園に変更認可
平成 27 年 4 月 大学評価・学位授与機構(現:大学改革支援・学位授与機構)より特例適用専攻科に認定

(2) 学校法人の概要

学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員および在籍者数(人)

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
福岡歯科大学	福岡市早良区	120	720	595
福岡歯科大学大学院	田村 2 丁目 15	18	72	43
福岡医療短期大学	—1	120	320	297
福岡医療短期大学専攻科口腔保健衛生学専攻		20	20	20

(3) 学校法人・短期大学の組織図

専任教員数、非常勤教員数、専任事務職員数、非常勤事務職員数(人)

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

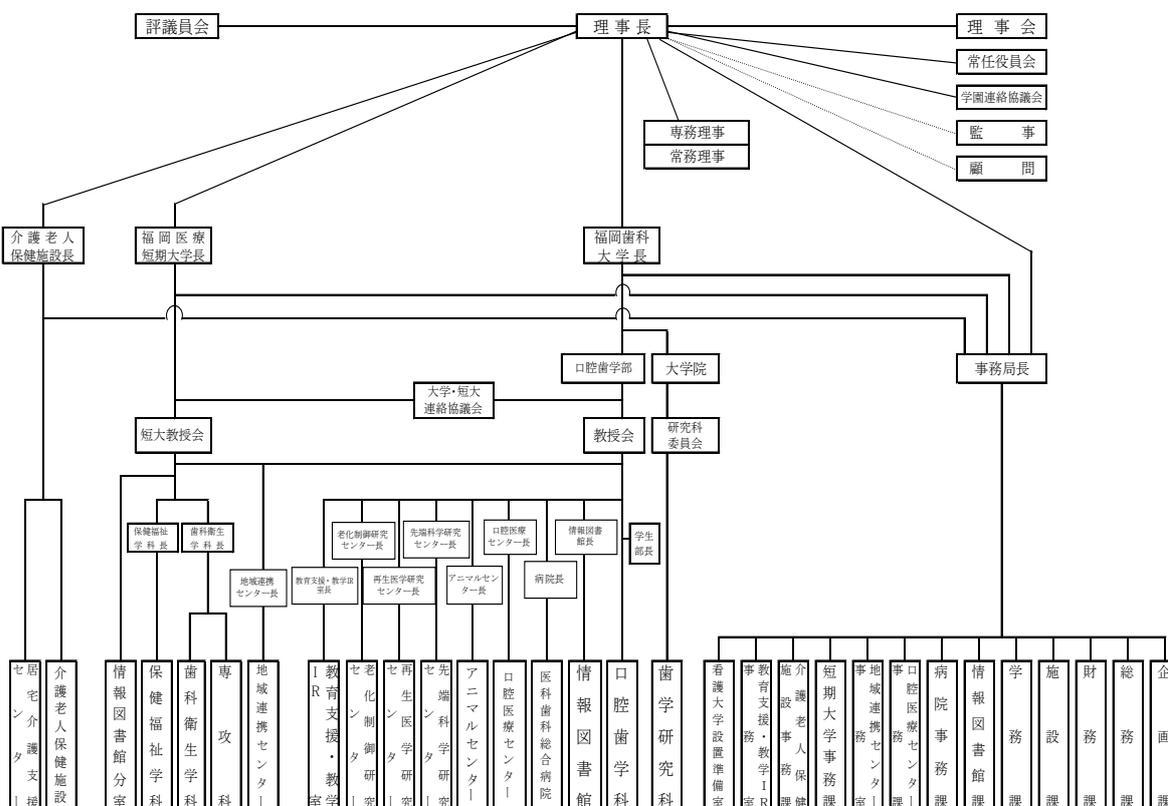
教育機関名	専任教員数	非常勤教員数	専任事務職員数	非常勤事務職員数
福岡歯科大学	167	62	51	33
福岡歯科大学大学院	(58)	0	0	0
福岡医療短期大学	19	63	3	0
福岡医療短期大学専攻科 口腔保健衛生学専攻	(11)	2	(2)	0

福岡歯科大学大学院教員は兼務、福岡医療短期大学専攻科教員は兼務、福岡医療短期大学専攻科事務職員は兼務

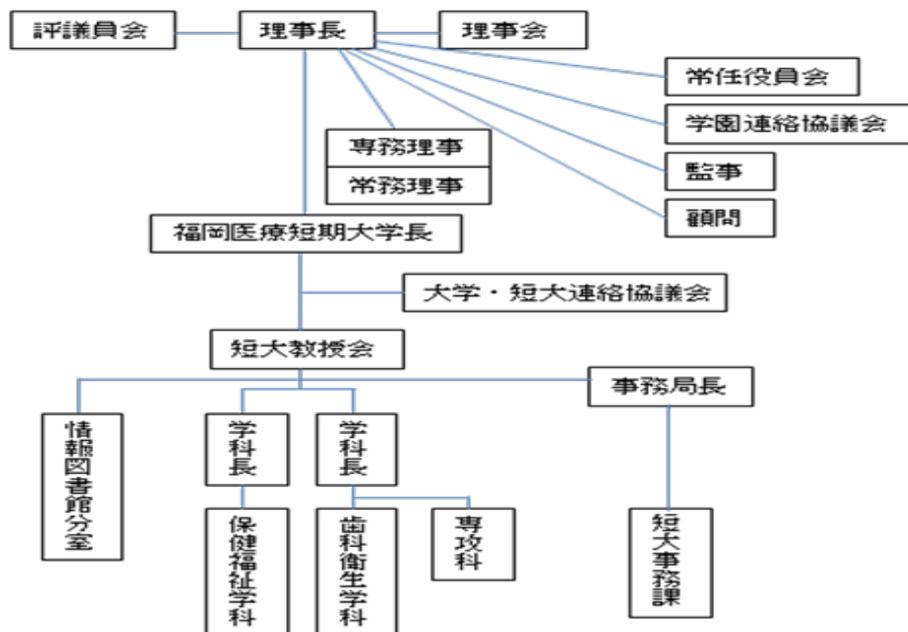
■組織図

学校法人組織図

学校法人福岡学園組織



短期大学組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

福岡市は福岡県の県庁所在地で、東区、博多区、中央区、城南区、南区、早良区、西区の7区で構成された政令指定都市である。本学は、福岡市の7区の中で最も広い早良区にあり、福岡市の中心部から西南方向に約15kmの場所に位置している。交通のアクセスについては、福岡市の中心部にある天神地区からは地下鉄七隈線で「天神南駅」から「次郎丸駅」まで約22分である。西鉄バスでは天神から本学に近い「次郎丸団地」まで約35分、その後徒歩で8分である。また、博多駅からは、西鉄バスで「博多駅前」から地下鉄七隈線「薬院駅」まで、「薬院駅」から「次郎丸駅」までの乗り換えで約27分、あるいは地下鉄空港線で「博多駅」から「天神」と地下鉄七隈線「天神南駅」から「次郎丸駅」まで地下鉄の乗り継ぎで約35分と良好である。

福岡市は、九州地方において最大の人口規模を有する都市である。福岡市を母都市とする福岡都市圏は都市雇用圏として全国第5位の人口を擁し、北九州市（北九州都市圏）とともに形成する北九州・福岡大都市圏は都市単位の経済規模において日本の4大都市圏に数えられる。福岡市の主要産業は第三次産業であり、国の出先機関や全国企業の支社などが数多く設置されたことで、九州地方における中枢管理都市として発展している。福岡市の人口は昭和50年に100万都市となっても年々増加し、平成28年4月現在で約150万人を擁しており、さらに、福岡市を母都市とする福岡都市圏の人口は約250万人である。また、人口に占める学生の割合は大都市では京都市、東京23区に次いで3番目である。

■学生の入学動向

①過去の実績と未来の予測

過去3年間の入学者数については、専攻科を除く定員120人（歯科衛生学科80人、保健福祉学科40人〈専攻科口腔保健衛生学専攻20人〉）に対し、平成26年度は定員を充たしているが、平成27、28年度は定員を充足していない。また、学科別に見ると、歯科衛生学科は平成26、27年度については定員を充たしているが平成28年度は定員を充足しておらず、保健福祉学科については定員割れが続いている。専攻科口腔保健衛生学専攻は年度により充足状況は異なっている。現状から見ると今後、両学科ともに入学者の確保が厳しいことが予測される。学生の出身地別では、半数以上は福岡県の出身である。

学生の出身地別人数および割合（専攻科を除く）

地域	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
福岡県	87	68	76	68.5	52	60.4
佐賀県	9	7	1	0.9	6	6.9
長崎県	12	9.4	7	6.3	4	4.7
熊本県	4	3.1	7	6.3	2	2.3
大分県	1	0.8	3	2.7	4	4.7
宮崎県	1	0.8	2	1.8	4	4.7
鹿児島県	4	3.1	4	3.6	1	1.2
沖縄県	1	0.8	3	2.7	0	0
山口県	3	2.3	4	3.6	3	3.5
その他	6	4.7	4	3.6	10	11.6
合計	128	100	111	100	86	100

■地域社会のニーズ

平成26年末現在、福岡県の歯科診療所の数は3,082で、歯科衛生士の数は5,757人で、歯科診療所当たりの歯科衛生士は1.9人と少なく、地域社会における歯科衛生士のニーズは高い。

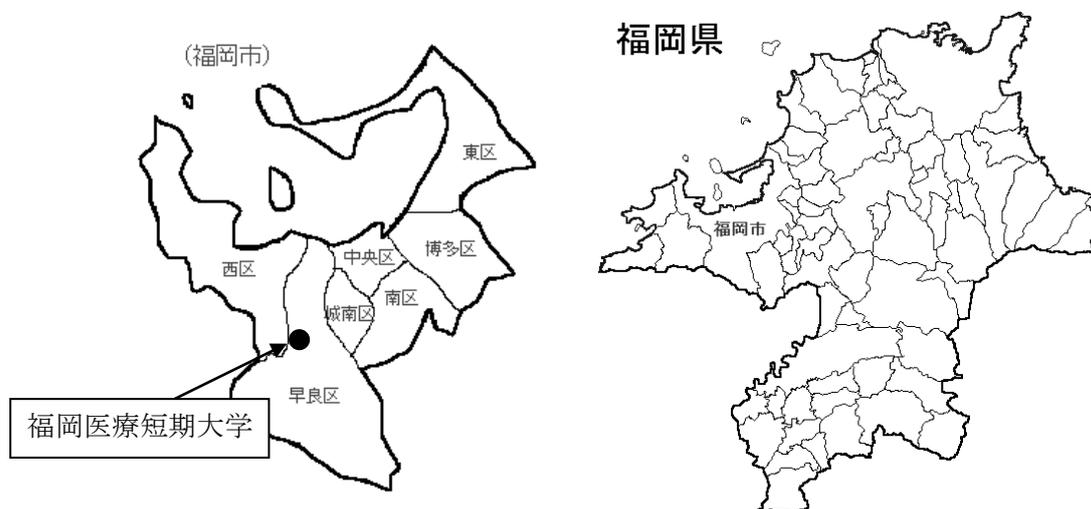
福岡市の高齢者人口は平成28年4月現在で65歳以上が約31万人（20.5%）、75歳以上で約14万人（9.4%）と5年前の65歳以上14万3千人（17.3%）と比較すると、65歳以上では約2倍以上となっており、地域社会において、介護福祉士のニーズはこれからも高くなるものと思われる。

■ 地域社会の産業の状況

福岡県の農業は耕地面積の79%が水田で、「夢つくし」などのブランド米があるが、作付面積が多いのは、むしろ種苗・苗木、野菜、果実、花などで、いちごの「あまおう」や「博多万能ねぎ」など全国的にも有名なブランドがある。林業においては、県土面積の45%を占める山林が水源かん養、土砂流出防止などの公益的機能を有している。全国有数の林産物としてタケノコ、ブナシメジ、エノキタケなどがあり、さらに工業は、鉄鋼（八幡製鉄）、石炭（三池炭鉱など）から出発し、発展してきたが、近年は自動車関連産業等の加工組立型産業の立地が進んでいる。また、商業は、九州全域を市場とした卸売業を中心に発展しており、卸売業の年間販売額は全国第4位、九州全体の58.2%を占めている。

福岡市の産業は第一次産業、第二次産業ともあまり発展してはならず、第三次産業の占める割合が非常に大きい。第三次産業は市内総生産額、事業者数、従業者数のすべてにおいて約90%を占めている。いずれの割合も政令指定都市としては最も高い水準にあり、大都市の中でも第三次産業のシェアが極めて高い都市であることを示している。特に卸売・小売業とサービス業は、それぞれ市内総生産の約4分の1を占めている。このため商業・サービス業中心の大都市としての色合いが強く出ている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対 策	成 果
<p>[テーマA 理事長のリーダーシップ]</p> <p>○ 評価の過程で、決算および事業の実績についての理事会と評議員会が同時開催となっているという問題が認められた。</p>	<p>機関別評価結果の判定までに対処し、報告した。</p>	<p>継続的な教育の質保証に資するべく、理事会、評議員会、監事本来の機能を確認し、より一層学校法人運営の向上・充実に取り組む体制を作ることができた。</p>
<p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマA 教育課程]</p> <p>○ シラバスに記載されている成績評価の方法について、不十分な授業科目があるため改善が望まれる。</p>	<p>シラバス検討小委員会を設置し、課題とされた事項を含めた記載事項全般の第三者チェックを委員会が中心となり入念に行った。</p>	<p>課題については、改善はされたが、まだ不十分な科目もあり、その他の記載事項についても不十分な部分があるため、今後も学務・FD委員会を中心にシラバスを改善していく予定にしている。</p>

②上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対 策	成 果
<p>平成 28 年 5 月 1 日現在、短期大学設置基準の専任教員数に対し 1 名不足している。</p>	<p>本学専攻科を卒業後、実務経験を充たした者で本学の教育研究を推進できる教員候補者を挙げて検討を続けた。</p>	<p>1 名不足の状況は変わっていないので現在も設置基準に沿うよう補充に向けて検討中である。</p>

(6) 学生データ(人)

①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歯科衛生学科	入学定員	80	80	80
	入学者数	103	84	71
	入学定員充足率(%)	128	105	88
	収容定員	240	240	240
	在籍者数	287	272	254
	収容定員充足率(%)	119	113	105
保健福祉学科	入学定員	40	40	40
	入学者数	25	27	15
	入学定員充足率(%)	62	67	37
	収容定員	80	80	80
	在籍者数	57	49	43
	収容定員充足率(%)	71	61	53
専攻科	入学定員	20	20	20
	入学者数	17	20	20
	入学定員充足率(%)	85	100	100
	収容定員	20	20	20
	在籍者数	17	20	20
	収容定員充足率(%)	85	100	100

②卒業生数(人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歯科衛生学科	87	83	92
保健福祉学科	32	19	28
専攻科	14	20	20

③退学者数(人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歯科衛生学科	12	7	9
保健福祉学科	3	2	2
専攻科	3	0	0

④休学者数(人)

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
歯科衛生学科	0	0	0
保健福祉学科	0	0	1
専攻科	0	0	0

⑤就職者数(人)

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
歯科衛生学科	37	38	43
保健福祉学科	24	16	22
専攻科	11	19	18

⑥進学者数(人)

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
歯科衛生学科	18	16	17
保健福祉学科	2	1	1
専攻科	0	0	0

(7) 短期大学設置基準への対応状況・短期大学の概要

①教員組織の概要(人)

平成 28 年 5 月 1 日現在

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数		設置基準で定める教員数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	[イ]	[ロ]				
歯科衛生学科	4	3	2	3	12	10		3	0	52	保健衛生学関係(看護学関係を除く。)
保健福祉学科	3	1	3	0	7	7		3	0	11	社会学・社会福祉学関係
専攻科	(4)	(3)	(2)	(3)	(12)	-	-	-	0	2	保健衛生学関係(看護学関係を除く。)
(小計)	7	4	5	3	19	17		6	0	65	

短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 [口]	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	
(合計)	7	4	5	3	19	20	7	0	65		

注：歯科衛生学科は専任教員に学長を含む。専攻科は専任教員は歯科衛生学科と兼務

②教員以外の職員の概要(人)

	専任	兼任	計
事務職員	3	0	3
技術職員	0	0	0
図書館職員	0	1	1
その他の職員	0	0	0
計	3	1	4

③校地等 (㎡)

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面 積(㎡) [注]	在学 生一 人当 たりの 面積 (㎡)	備考 (共有 の状 況等)
	校舎敷地	0	67,084	1,159	68,243	3,200	106	福岡歯 科大学 と共有
運動場用地	0	33,279	0	33,279	福岡歯 科大学 と共有			
小計	0	100,363	1,159	101,522				
その他	0	0	2,304	2,304				
合計	0	100,363	3,463	103,826				

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

※(根拠) 短大在籍者数 317 人 (歯科衛生学科 254 人 + 専攻科 20 人 + 保健福祉学科 43 人) + 口腔歯学部 595 人 + 大学院 43 人

在籍者一人当たりの面積 共用面積 101,522 ㎡ ÷ 在籍者数 955 人 = 106.30 ㎡

④校舎 (㎡)

区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	基準面積 [注]	備考 (共有の状況等)
校舎	8,191	25,734	23,411	57,336	3,450	福岡歯科大学と共有

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

⑤教室等(室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学修室	語学学修施設
12	1	5	1	0

⑥専任教員研究室(室)

専任教員研究室
18

⑦図書・設備

学科・専攻課程	図書(うち外国書)(冊)	学術雑誌(うち外国書)(種)	電子ジャーナル(うち外国書)	視聴覚資料(点)	機械・器具(点)	標本(点)	備考
歯科衛生学科	8,968(365)	10(0)	0	0	25	0	
保健福祉学科	4,383(113)	11(0)	0	0	26	0	
専攻科	0	0	0	0	0	0	
共通	0	0	0	337	2,720	0	
福岡歯科大学と共有	0	0	0	0	3,913	311	
計	12,873(478)	21(0)	0	337	6,684	311	

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数	備考
	247	48	16,800	
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要		
	3,672	テニスコート 6,038	弓道場 895	
		グラウンド 22,041	多目的グラウンド 5,200	

(8) 短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事 項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/教育研究上の基礎的な情報/学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称および教育研究上の目的) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edu1.html
2	教育研究上の基本組織に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/教員組織、各教員が有する学位) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std1.html
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/教員組織、各教員が有する学位) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std1.html
4	入学者に関する受け入れ方針および入学者の数、収容定員および在籍者数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/入学者に関する受け入れ方針) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std2.html 福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/入学者数・収容定員、在学者等) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std3.html 福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/卒業・修了者数、進学者数、就職者数等) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std4.html
5	授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業計画、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識および能力に関する情報) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html
6	学修の成果に係る評価および卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/学修の成果に係る評価および卒業又は修了の認定に当たっての基準等) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std5.html
7	校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/教育研究上の基礎的な情報/校地、校舎等の施設その他の学生の教育研究環境) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edu3.html
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/教育研究上の基礎的な情報/授業料、入学料その他の大学が徴収する費用) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edu4.html
9	大学が行う学生の修学、進路選択および心	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支

	身の健康等に係る支援に関すること	援) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std6.html
10	教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識および能力に関する情報	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業計画、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識および能力に関する情報) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html
11	その他	該当無し

②学校法人の財務情報の公開について

事 項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および監査報告書	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/財務情報/事業計画・報告） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html

(9) 各学科・専攻課程ごとの学修成果について

■学修成果をどのように規定しているか

学生に修得させるべき能力として定義される学修成果は、各学科の教育の理念、教育目標の中で示すとともに、入学者受入れ、教育課程編成・実施、学位授与の方針の中で人材養成の目的に対応して明確に示しており、それらを踏まえた教育活動を展開している。学修成果についての達成目標は、科目ごとにシラバスの中で一般目標と行動目標として具体的に明記し、適宜学生への周知を図っており、学修成果の説明は、授業の目的、到達目標等についての学生の理解を助けるとともに、準備学修等の学修面にも配慮したわかりやすい記載や説明を心がけている。

学修成果の測定は、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などにより行われ、シラバスに基づいた厳正な評価がなされている。

■どのように学修成果の向上・充実を図っているか

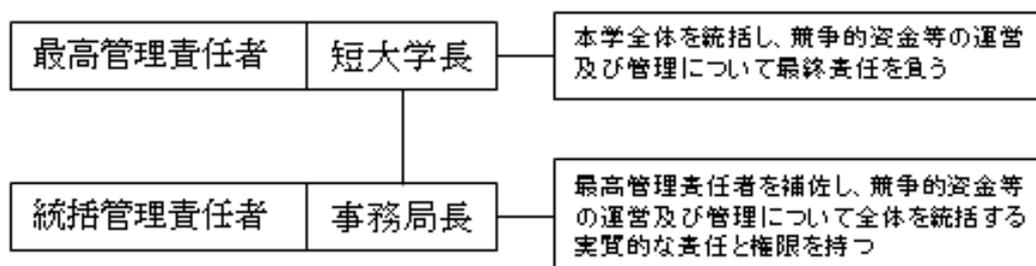
本学は、学生対象の「授業アンケート」、専門就職の前提となる国家資格取得状況による評価、国家資格取得に向けた教育支援に対する評価、専門職業人関連資格の取得状況による評価、本学認定資格の取得支援に対する評価、インターンシップ（臨床・臨地実習、施設実習）の受け入れ先職場からの評価、卒業生を対象とした卒業後追跡アンケート調査、卒業生を採用している就職先に対するアンケート調査、ボランティア活動に参加した学生に対する評価、外部評価委員会による査定、関係官庁・機構による実地視察の受審、高校教員からの評価および自己点検・評価報告書と第三者評価を基に、PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルを活用することで、学修成果の向上・充実を図っている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

介護福祉士の質の向上に寄与するため、介護福祉士実務者研修の通信教育課程として『福岡医療短期大学介護福祉士実務者学校』開講認可を九州厚生局から受け、平成 29 年 4 月開講に向け受講者募集を開始した。

(11) 公的資金の適正管理の状況

「福岡医療短期大学における競争的資金等の取扱いに関する規則」、「福岡医療短期大学競争的資金等調査委員会規則」および下図のような管理組織により適正に管理している。



また、平成 28 年度科学研究費助成金については、「平成 28 年度科学研究費補助金執行要領」を作成し、適正に運営管理している。

(12) 理事会・評議委員会ごとの開催状況

■理事会の開催状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	9人～ 16人	12人	平成26年4月15日 12:55～14:10	12人	100%	0人	1/2
		12人	平成26年5月22日 14:30～15:00 17:20～17:30	12人	100%	0人	2/2
		12人	平成26年6月17日 12:55～13:40	12人	100%	0人	2/2
		12人	平成26年7月15日 15:00～15:25 17:00～17:10	11人	91.7%	1人	2/2
		11人	平成26年8月3日 13:00～13:40	11人	100%	0人	2/2
		11人	平成26年9月16日 13:00～15:20	11人	100%	0人	2/2
		11人	平成26年10月21日 13:00～14:00	11人	100%	0人	1/2

		11 人	平成 26 年 11 月 18 日 16:25 ~ 16:50	11 人	100%	0 人	2/2
		11 人	平成 26 年 12 月 16 日 15:55 ~ 17:05	11 人	100%	0 人	2/2
		11 人	平成 27 年 1 月 20 日 13:00 ~ 14:20	10 人	90.9%	1 人	2/2
		10 人	平成 27 年 2 月 17 日 13:00 ~ 13:55	10 人	100%	0 人	2/2
		10 人	平成 27 年 3 月 3 日 13:30 ~ 13:50	9 人	90.0%	1 人	1/2
		10 人	平成 27 年 3 月 17 日 14:00 ~ 14:20 15:55 ~ 16:05	9 人	90.0%	1 人	2/2
		9 人	平成 27 年 4 月 21 日 13:00 ~ 13:10	8 人	88.9%	1 人	2/2
		10 人	平成 27 年 4 月 21 日 14:35 ~ 15:00	9 人	90.0%	1 人	2/2
		10 人	平成 27 年 5 月 26 日 14:30 ~ 15:15	9 人	90.0%	1 人	2/2
		10 人	平成 27 年 5 月 26 日 16:50 ~ 17:00	9 人	90.0%	1 人	2/2
		10 人	平成 27 年 6 月 16 日 12:55 ~ 13:30	9 人	90.0%	1 人	2/2
		10 人	平成 27 年 7 月 21 日 13:00 ~ 13:45	10 人	100%	0 人	2/2
		10 人	平成 27 年 9 月 29 日 13:00 ~ 13:10	9 人	90.0%	1 人	2/2
		10 人	平成 27 年 9 月 29 日 15:00 ~ 16:15	7 人	70.0%	3 人	2/2
		11 人	平成 27 年 10 月 21 日 13:00 ~ 13:30	10 人	90.9%	1 人	1/2
		11 人	平成 27 年 11 月 17 日 13:00 ~ 13:15 14:35 ~ 14:40	10 人	90.9%	1 人	2/2
		12 人	平成 27 年 12 月 15 日 16:30 ~ 17:05	12 人	100%	0 人	2/2
		12 人	平成 28 年 1 月 19 日 13:00 ~ 13:45	11 人	91.7%	1 人	2/2
		12 人	平成 28 年 2 月 16 日 13:00 ~ 15:18	11 人	91.7%	1 人	1/2

		12 人	平成 28 年 3 月 15 日 14:00 ~ 14:25 16:00 ~ 16:30	11 人	91.7%	1 人	2/2
		12 人	平成 28 年 4 月 19 日 13:00 ~ 14:25	12 人	100%	0 人	2/2
		12 人	平成 28 年 5 月 25 日 14:30 ~ 15:25	10 人	83.3%	2 人	2/2
		12 人	平成 28 年 5 月 25 日 17:15 ~ 17:23	11 人	91.7%	1 人	2/2
		12 人	平成 28 年 6 月 23 日 12:50 ~ 14:00	10 人	83.3%	2 人	2/2
		12 人	平成 28 年 7 月 19 日 13:00 ~ 15:10	12 人	100%	0 人	1/2
		12 人	平成 28 年 9 月 23 日 14:25 ~ 14:50	10 人	83.3%	2 人	2/2
		12 人	平成 28 年 11 月 15 日 14:10 ~ 14:20	12 人	100%	0 人	2/2
		12 人	平成 28 年 12 月 20 日 16:00 ~ 16:45	12 人	100%	0 人	2/2
		12 人	平成 29 年 1 月 19 日 13:00 ~ 14:00	10 人	83.3%	2 人	1/2
		12 人	平成 29 年 2 月 21 日 13:00 ~ 14:00	12 人	100%	0 人	2/2
		12 人	平成 29 年 3 月 24 日 13:00 ~ 13:50	10 人	83.3%	2 人	2/2
		12 人	平成 29 年 3 月 24 日 16:00 ~ 16:20	10 人	83.3%	2 人	2/2

■評議員会の開催状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席評議員数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	23 人～ 33 人	26 人	平成 26 年 5 月 22 日 15:05 ~ 17:15	24 人	92.3%	2 人	2/2
		26 人	平成 26 年 7 月 15 日 15:30 ~ 16:55	22 人	84.6%	4 人	2/2
		25 人	平成 26 年 11 月 18 日 13:30 ~ 16:20	21 人	84.0%	4 人	2/2
		24 人	平成 27 年 3 月 17 日 14:30 ~ 15:50	20 人	83.3%	4 人	2/2

	24 人	平成 27 年 4 月 21 日 13:30 ~ 14:30	23 人	95.8%	1 人	2/2
	24 人	平成 27 年 5 月 26 日 15:30 ~ 16:45	19 人	79.2%	5 人	2/2
	24 人	平成 27 年 9 月 29 日 13:30 ~ 14:52	21 人	87.5%	3 人	2/2
	25 人	平成 27 年 11 月 17 日 13:30 ~ 14:30	22 人	88.0%	3 人	2/2
	26 人	平成 28 年 3 月 15 日 14:30 ~ 15:55	22 人	84.6%	4 人	2/2
	25 人	平成 28 年 5 月 25 日 15:30 ~ 17:10	20 人	80.0%	5 人	2/2
	26 人	平成 28 年 9 月 23 日 13:00 ~ 14:20	20 人	76.9%	6 人	2/2
	26 人	平成 28 年 11 月 15 日 13:30 ~ 14:05	25 人	96.2%	1 人	2/2
	26 人	平成 29 年 3 月 24 日 13:55 ~ 15:55	21 人	80.8%	5 人	2/2

(13) その他

なし

2. 自己点検・評価報告書の概要

本学の「建学の精神」および「教育の理念」は、広く医療・保健・福祉に携わる教養と良識を備えた有能な人材教育の基本理念として確立しており、その精神と理念に基づき、各学科の教育目標を定めている。これらは本学の教育の目的・目標と学修成果を達成するための重要な基礎であり、学内外への明確な周知、共有、再認識を伴わなければならない。教育活動を通じて学生が修得した学修成果については、卒業認定・学位授与を含めた教育の質の保証が厳格に求められており、「学修成果の可視化」の推進とともに学外評価者による学修成果の査定結果なども効果的に活用し、自己点検・評価を行うことで、教育支援体制の充実と改善を図る。

学生に修得させるべき能力として定義される学修成果は、各学科の教育目標の中で示すとともに、三つの方針の中で人材養成の目的に対応して明確に示しており、それらを踏まえた教育活動を展開している。学修成果の測定には、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などを定量化したデータを用いることで「学修成果の可視化」を実施し、シラバスに明示した評価基準に従って適切に成績評価を実施している。今後、教育方法の改善としてのアクティブ・ラーニングの充

実、学修評価へのルーブリックの活用、PROG テスト（リアセック社）の活用により、学修到達度を経時的に測定・評価する取り組みを全学的に進める。

本学の教員組織、校地・校舎および運動場の面積は、短期大学設置基準を満たしている。外部研究費は毎年獲得しているが、若手教員の科学研究費補助金獲得への指導が必要である。奨学寄附金については獲得状況がまだ少ないので、これも増加させる必要がある。教育施設は整備されており、学修成果の向上と学生支援の充実に努めている。クラブ活動の部室については柔軟な対応が必要である。また、学生用駐輪スペースについては整備を図っていく。

保健福祉学科は、定員割れが続いており、歯科衛生学科についても、平成 28 年度は定員割れとなっているため、短大の安定した財務基盤確保のためには、定員充足が最重要課題である。今後受験生の増加を図るため、広報活動をより効果的に行い、高校訪問については、訪問校、日程、方法等を見直す必要がある。また、保健福祉学科は、社会人学生の確保、介護福祉士等修学資金の継続と拡充の嘆願や授業料の減免制度等について検討を行わなければならない。

本学園の経営の最高意思決定機関は理事会であり、その代表者である理事長は、学園全体の統括者として、リーダーシップを発揮できる体制となっている。短大学長は、短期大学および学園運営の両面において、リーダーシップを発揮し遂行している。

理事長は自己点検・評価で明らかとなった課題を改善につなげ、本学の質を保証していかなければならない。学長は、学生募集活動を積極的かつ効果的に行うよう指導するとともに、本学に受け入れた多様な学生に対して、建学の精神、教育の理念、三つの方針に基づいた教育を充実させ、学修成果の質的・量的データを収集・分析し、学修成果の可視化に基づく教育機能の向上のための自己点検・評価の推進並びにカリキュラムや教育体制の改善を指導する必要がある。

3. 自己点検・評価の組織と活動

■自己点検・評価委員会（平成 28 年 5 月 1 日現在）

委員長 栢 豪洋（学長）

歯科衛生学科

委員 井上 勇介（ALO・学科長）

委員 升井 一朗

委員 堀部 晴美

委員 松尾 忠行

委員 力丸 哲也

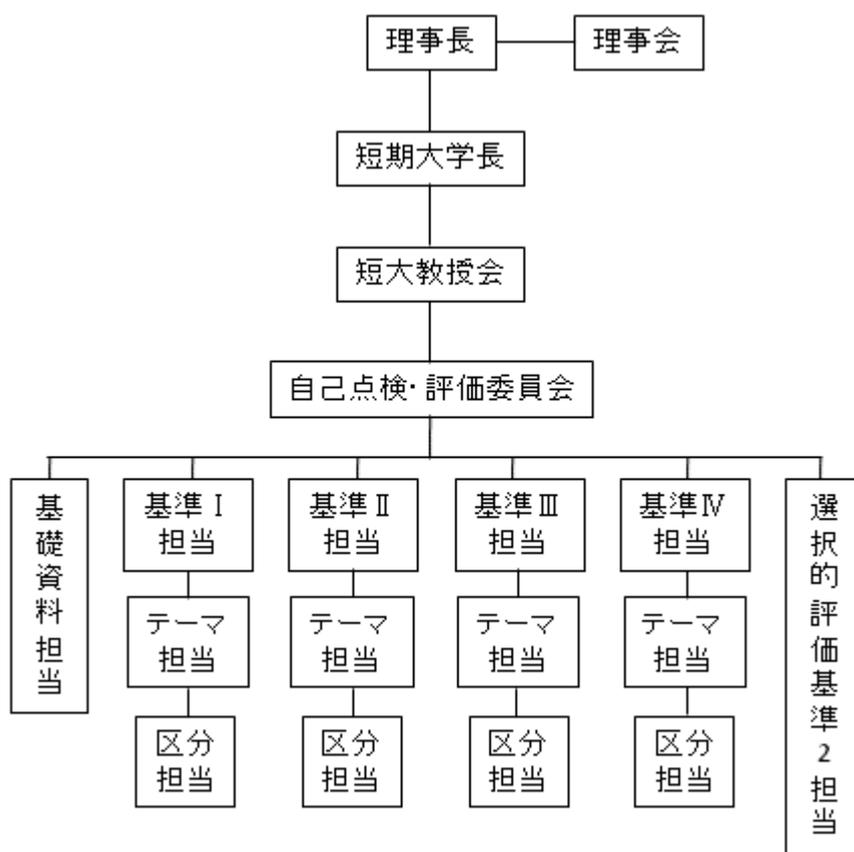
委員 貴島 聡子

委員 黒木 まどか

保健福祉学科

- 委員 高瀬 文広
- 委員 大倉 義文 (学科長)
- 委員 末松 美保子
- 委員 秋竹 純
- 委員 斎田 直樹
- 委員 古野 みはる
- 委員 中園 栄里

■自己点検・評価の組織図



■組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は「自己点検・評価に関する規則」を、平成17年に「自己点検・評価規則」に改正後、自己評価に関する本学学則の一部を改正し、自己点検・評価等の実施体制を整備した。自己点検・評価委員会は、委員会主導の下、授業点検評価担当者（評価委員）により「授業評価アンケート」を本学両学科の単位認定されているすべての科目について前・後期末の授業終了後に実施している。また、授業点検評価担当者を中心にその集計結果を科目担当教員にフィードバックし、次年度以降の担当授業の教育改善に役立て

ている。さらに、学務・FD委員会や就業力支援委員会と連携して、卒業生や就職先のアンケートを実施し、学修成果の検証を行っている。これらの結果を基に、3年ごとに「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題）を作成しており、平成19年度には第1回目、平成26年度には第2回目の第三者評価を受診し「適格認定」を受けている。平成26年度第2回目の第三者評価については、平成23年5月の教授会にてALOを決定し、平成26年度の第三者評価に向けての自己点検・評価委員会の活動を開始した。本学の自己点検・評価委員会は短大学長を委員長として講師以上の殆どの教員で構成されており、自己点検・評価報告書作成に係る方向性の検討、実施体制の検討、報告書の執筆分担およびブラッシュアップ、提出資料、備付資料の収集と確認など全ての事項について、委員長、ALOを中心に全学的に展開し活動している。

基準 I

建学の精神と教育の効果

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

(a) 要約

本学の「建学の精神」および「教育の理念」は、広く医療・保健・福祉に携わる教養と良識を備えた有能な人材教育を基本理念として確立しており、学則第1条において、人材養成目的を明確化している。また、その精神と理念に基づき、各学科の教育目標を定めている。

平成28年度には、学校教育法施行規則の一部改正省令（平成28年3月31日公布、平成29年4月1日施行）の趣旨に基づき、「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」（以下、「三つのポリシー」という）を見直し、「知識・理解・技能」や「思考力・判断力・表現力」および「態度・主体性」等の修得すべき能力に関する表記を用いて人材養成教育の目的・目標を明確にした。

学生に修得させるべき能力として定義される学修成果は、各学科の教育目標の中で示すとともに、入学者受入れ、教育課程編成・実施、学位授与の「三つのポリシー」の中で人材養成の目的に対応して明確に示しており、それらを踏まえた教育活動を展開している。

本学の教育課程および教育プログラムは、学修成果に主眼を置いて構築されており、学修成果についての一般目標と行動目標は、科目ごとにシラバス（授業要綱）の中で具体的に明記し、適宜学生への周知を図っている。シラバスにおける学修成果の説明は、授業の目的、到達目標等について学生の理解を助けるとともに、準備学習等の学修面にも配慮したわかりやすい記載や説明を心がけている。

授業を通じて学生が修得した学修成果の測定には、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などを定量化することで「学修成果の可視化」を実施し、さらに、あらかじめシラバスに明示した評価基準に従って適切に成績評価を実施している。

平成26年度10月から、大学教育再生加速プログラム(AP)の取組の中で、IRコンソーシアムのIR学生調査の内容に準拠した学生調査を開始し、平成27年度から明倫短期大学（新潟）との共同実施、平成28年度から明倫短期大学（新潟）、久留米信愛女学院短期大学（福岡）との共同実施を継続している。IR学生調査による学修成果の可視化とその結果を踏まえ、教育の向上・充実を推進している。また、可視化の取組として、両学科全学年におけるPROGテスト(リアセック社)の実施、両学科の4つのアクティブ・ラーニング科目（計8つ）におけるルーブリック評価の活用、両学科全学年におけるポートフォリオの取組も引き続き実施している。

本学では、「建学の精神」に基づく教育活動を実施するため平成28年度に本学園の第三次中期構想（平成29年度～平成34年度）を策定し、教育課程やシラバスの改善等の年度ごとの事業計画の実施・評価・改善のプロセスを、全学的な教育の向上・充実の

ための PDCA サイクルとして活用している。

本学では、授業における学修成果に関する学内の査定（アセスメント）とともに、インターンシップ先の企業・職場、卒業生・卒業生の就職先からの査定や文部科学省による選定教育事業に関する実地視察などの学外の査定・評価なども、PDCA サイクルとして活用し、教育効果の検証と根拠に基づく教育の質の保証と改善につなげている。

組織的な自己点検・評価や外部評価の実施を可能とする体制の整備として、福岡医療短期大学自己点検・評価規則（福岡医療短期大学規則 4-50）を定め、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を中心に、委員会活動計画を策定し、本学の教育・研究、組織・運営並びに施設・設備の状況についての自己点検を実施している。これら教育研究等について、学修成果を焦点とした客観的な査定と根拠に基づいた評価を継続的に実施し、さらに社会に向け情報公開することで、本学教育の質保証と教育支援体制の改善に努めている。

(b) 行動計画

短期大学における人材養成のための教育活動は「建学の精神」と「教育の理念」に基づくものであるとともに、教育活動を通じて学生が修得した学修成果には、卒業認定・学位授与を含めた教育の質の保証が厳格に求められている。本学では、①地域や産業界のニーズに適確に対応した人材養成と専門教育を充実させるとともに、②三つのポリシーに基づく「学修成果の可視化」を推進させ、③他大学や学外の評価者による学修成果の査定結果も PDCA サイクルとして効果的に活用し教育支援体制の充実を図っていく。

- ・平成 28 年度に見直した「三つのポリシー」についても、学校教育法施行規則の一部改正省令（平成 29 年 4 月 1 日施行）の趣旨に基づき、「三つのポリシー見直し検討部会」を設置し、改定案を策定し、平成 29 年度以降のシラバスの記載内容の見直しにつなげる予定である。
- ・全学的なシラバスの見直しに関して、これまでの組織的なシラバス見直し体制（シラバス記載内容の適正性等に関する担当教員以外の第三者によるチェックの実施体制）の維持とともに、平成 29 年度からは、学修成果について学生に理解しやすく、課外学修時間の増加につながるようなシラバスの記載内容の見直しや、アクティブ・ラーニングとしての学外実習プログラムの見直し作業を開始しており、学修成果の伸張の推進を進めていく。
- ・FD・SD 活動について、学務・FD 委員会を中心とした FD・SD 活動の推進により、各教員の教育力の向上に努める。
- ・平成 29 年度には入試委員会と教学支援・教学 IR 委員会との共同作業として、過去の入学生の追跡調査を実施しており、入試形態の見直しを含め、教育の向上・充実のために活用していく。

[テーマ]

基準 I-A 建学の精神

(a) 要約

本学は、医療・福祉の高度化・多様化を背景として、その「建学の精神」を「歯科衛生学、保健福祉学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科衛生士、介護福祉士を養成し、保健福祉に貢献すると共に、歯科衛生学、保健福祉学の進展に寄与する」と明確に定めている。同時に、医療・保健・福祉に携わる有用な人材教育に関する「教育の理念」を「教育基本法および学校教育法の精神に基づき、歯科衛生士、介護福祉士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成するとともに、もって医療、保健、福祉に寄与する」と定め、学則第1条に謳っている。「建学の精神」と「教育の理念」はいずれも、本学の教育の目的・目標と学修成果を達成するための基礎であるため、様々な機会や媒体を通じて明確に学内外に公表されている。また、学内においても本学の教育の基盤としてしっかりと学生や教職員に共有されている。

(b) 改善計画

建学の精神および教育の理念はすでに教育基盤として確立されているものの、平成28年度に策定した本学園の第三次中期構想（平成29年度～平成34年度）に基づき実施していく教育活動の中で、これらの精神および理念への理解が学内外において深まり、さらに教育課程やシラバスに反映されるよう教育活動を推進していく。

[区分]基準 I-A-1 建学の精神が確立している。

(a) 現状

本学の「建学の精神」は、「歯科衛生学、保健福祉学に関する専門の学術を教授・研究し、教養と良識を備えた有能な歯科衛生士、介護福祉士を養成し、保健福祉に貢献するとともに、歯科衛生学、保健福祉学の進展に寄与する」と明確に定められており、教育基本法第八十三条に定める大学の目的としての「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させること」に合致しており、これからの医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる本学の教育基盤として確立されている。本学の全学的な教育の向上・充実を目的として策定された学園第二次中期構想（平成23年度～平成28年度）や、年度ごとに策定している事業計画の実施・評価・改善のプロセスの中にも、その精神と理念が常に反映されており、平成28年度には、本学園の第三次中期構想（平成29年度～平成34年度）を建学の精神に基づき作成したところである。

同時に、広く医療・保健・福祉に携わる有用な人材教育の「教育の理念」について、「教育基本法および学校教育法の精神に基づき、歯科衛生士、介護福祉士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成するとともに、もつ

て医療、保健、福祉に寄与する」として定義し、学則第1条に謳っている。

学内における建学の精神と教育の理念の周知を目的に、新入生や保護者に対しては入学直後のオリエンテーション時に、在学生には各年度初めのオリエンテーションで説明している。さらに「学生の葉」や大学案内、入学試験要項、ホームページへの掲載および学生や来学者の目に触れやすい場所（1階学生ホール掲示板）に建学の精神等を掲示することにより、学内および学外への周知と理解を図っている。建学の精神は、学内においても本学の教育の基盤としてしっかりと学生や教職員に共有されており、様々な機会や媒体を通じて学内外に公表されている。

(b) 課題

建学の精神および教育の理念は本学の教育基盤としてすでに確立されており、本学の教育の目的・目標と学修成果を達成するための重要な基礎である。そのため、建学の精神および理念が単なる概念にとどまることなく、これからの教育改革や改善の中でも意義を持つものとして、学内外への明確な周知と共有・再認識の機会を大切にしていきたい。

平成28年度に策定した本学園の第三次中期構想（平成29年度～平成34年度）に基づき実施していく教育活動の中で、医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる専門職業人の養成のために、建学の精神はこれからも本学の教育改革や改善の礎として理解が深められるべきである。

[テーマ]

基準 I-B 教育の効果

(a) 要約

本学の教育目的・目標は「教育の理念」において明らかにしており、広く医療・保健・福祉に携わる教養と良識を備えた有能な人材教育の基本理念として学則第1条に謳っている。さらに、具体的な教育目的・目標は、その理念に基づき作成された各学科の教育目標においても明確に示されている。また、平成28年度には、学校教育法施行規則の一部改正省令（平成28年3月31日公布、平成29年4月1日施行）の趣旨に基づき行った「三つのポリシー」の見直し作業を通じて、入学希望者・在学生や保護者と情報共有できるように、「知識・理解・技能」や「思考力・判断力・表現力」および「態度・主体性」等の修得すべき能力に関する表記を用いて人材養成教育の目的・目標を明確にした。

本学の教育目標はシラバスやホームページ等に明示しており、「三つのポリシー」は、それぞれホームページや入学試験要項、シラバス、「学生の葉」に明記している。

学修成果（学生に修得させるべき能力）は、本学の教育の理念、各学科の教育目標に示されるとともに、学修成果を焦点としたカリキュラム編成および教育プログラムにより構築されている。科目ごとの学修成果は、シラバスの中で具体的に明記し、適宜学生

への周知を図っている。シラバスにおける学修成果の記載説明は、学生に理解しやすく、準備学修等の学修面にも配慮したものになるように改善の取組を継続している。

授業を通じて学生が修得した学修成果の測定には、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などを定量化することで「学修成果の可視化」を図っている。また、本学では、短期大学設置基準第 11 条の 2 の規定に基づき、本学学則第 15 条の 3 において「成績評価基準等の明示」を行っている（平成 20 年 3 月施行）。成績評価は、上記の「成績評価基準等の明示」に準拠し、あらかじめシラバスに明示している評価基準にしたがって適切に実施している。

本学では、学園中期構想に基づき策定する年度ごとの事業計画（教育資源と財的資源の配分も含む）の実施・評価・改善のプロセスを通じて、PDCA のサイクルに基づいた全学的な教育の向上・充実を図っている。

授業に関する学修成果についての査定として、①学生対象の「授業アンケート」、②専門就職の前提となる国家資格取得状況による評価、③国家資格取得に向けた教育支援に対する評価、④専門職業人関連資格の取得状況による評価、⑤本学認定資格の取得支援に対する評価、⑥インターンシップ（臨床・臨地実習、施設実習）の受け入れ先の企業・職場からの評価などを教育効果の検証に活用し、根拠に基づく教育の質の保証と改善に努めている。

平成 26 年度 10 月からは、大学教育再生加速プログラム(AP)の取組の中で、IR コンソーシアムの IR 学生調査の内容に準拠した学生調査を開始し、平成 27 年度から明倫短期大学（新潟）との共同実施、平成 28 年度から明倫短期大学（新潟）、久留米信愛女学院短期大学（福岡）との共同実施を継続している。IR 学生調査による学修成果の可視化とその結果を踏まえ、教育の向上・充実を推進している。また、可視化の取組として、両学科全学年における PROG テスト(リアセック社)の実施、両学科の 4 つのアクティブ・ラーニング科目におけるルーブリック評価の活用、両学科全学年におけるポートフォリオの取組も引き続き実施している。

さらに、上記の授業に関する学修成果についての査定とともに、⑦卒業生を対象とした卒業後追跡アンケート調査、⑧卒業生を採用している就職先に対するアンケート調査、⑨ボランティア活動に参加した学生に対する評価、⑩教職員に対する人事考課制度や教員に対する任期制、⑪社会的・職業的自立に関する取組向上のための外部評価委員会による査定、⑫関係官庁・機構による実地視察の受審や所轄機関への届出申請、⑬高校教員からの評価、⑭自己点検・評価報告書（福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題）についても PDCA サイクルとして活用し、教育支援体制の充実と改善を図っている。

両学科の教育課程は、適宜、学務・FD 委員会において実施内容等について検討し、教授会における審議の上、必要な改善、変更を行っている。人材養成目的の明確化（学則第 1 条）、成績評価基準等の明示（学則第 15 条の 3）、自己点検・評価等の実施体制

の整備（学則第4条）、社会的・職業的自立に関する指導（キャリアガイダンス）の体制整備（就業力支援委員会規則4-69）等、大学教育の質の向上に関連する各種法令も文部科学省通達やホームページを確認し、遺漏のないように体制の整備を実施している。

(b) 改善計画

多様な学生や社会・産業界のニーズへ対応するためには、専門教育の充実のみならず、入学前教育・初年次導入教育、社会体験や職業実践性を重視した教育の充実が求められている。

本学は、建学の精神を礎とした教育の理念や「三つの方針」、各学科の教育目標、カリキュラム編成についての定期的な確認や可視化された学修成果を検証するとともに、産業界（企業や職場）や卒業生を対象とする卒業後追跡調査を通じて社会・産業界の変化やニーズを正確に把握することで、本学の教育改善に反映させていきたい。

教育の効果は本学の教育の質を保証するものであり、そのためには、社会の信頼に応え地域や産業界のニーズに適確に対応した高等教育の実現が重要である。他大学との連携や新たな文部科学省の選定教育事業（GP）を通じて、医療や福祉に携わる者として必要なコミュニケーション能力の育成、少人数でのグループワークやアクティブ・ラーニング、ルーブリックを活用した学修評価等の取組を推進させるとともに、学務・FD委員会と連携した自己点検・評価委員会の活動を充実させ、本学の教育改革を進めていきたい。

平成28年度に、学務・FD委員会の中に「三つのポリシー見直し検討部会」を設置し「三つの方針」に基づくシラバスの見直しを開始しており、これまでの組織的なシラバス見直し体制（シラバス記載内容の適正性等に関する担当教員以外の第三者によるチェックの実施体制）の維持とともに、学生に理解しやすく課外学修時間の増加につながるようなシラバスの記載内容の見直しや、アクティブ・ラーニングとしての学外実習プログラムの見直し作業を開始しており、これからも学修成果の伸張の推進を進めていきたい。また、学務・FD委員会を中心としたFD・SD活動の推進により、全学的な教員の教育力の向上に努めていきたい。

[区分]基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

(a) 現状

本学の教育目的・目標は、「建学の精神」に基づいた「教育の理念」の中で明確に示されており、広く医療・保健・福祉に携わる有用な人材教育の基本理念として学則第1条に謳っている。さらに、その理念に基づき作成された各学科の教育目標においても次のように明確に示されている。

1. 歯科衛生学科

本学は、キャンパス内に福岡歯科大学および福岡歯科大学医科歯科総合病院（医科歯科総合病院と略す）、介護老人保健施設を擁する福岡学園のグループ校であり、医療・

保健・福祉教育に絶好の環境にある。これらの施設での臨床・臨地実習を通じて、医療人としての自覚と倫理観を持ち、地域歯科保健のリーダーとなり、また「口腔介護」を実践できる歯科衛生士の養成を目指して、次のような教育目標を掲げている。

- 1) 高度化・専門化する口腔医学と歯科医療に対応し得る歯科衛生士の養成
- 2) 口腔介護を実践できる歯科衛生士の養成
- 3) 教育・研究者としての人材の育成
- 4) 国際的に活躍できる人材の育成
- 5) 歯科衛生士の卒後研修の実施

2. 専攻科口腔保健衛生学専攻

本専攻科は、大学改革支援・学位授与機構の認定専攻科であり、歯科衛生学科の3年間に学んだ基本的知識と技術の上に、さらに専門的知識と高度な技術を教授し、応用能力を備えた歯科保健医療の指導者となり得る、質の高い口腔保健学士の育成を目標とする。

3. 保健福祉学科

本学科は、キャンパス内に医科歯科総合病院の高齢者歯科、障害者歯科、介護老人保健施設を擁する特徴を活かした介護福祉士の養成をするために、介護予防や「口腔ケア」にも対応できる知識と技術を習得させるとともに、これらの施設を利用して地域ボランティア活動や研修を積極的に推進している。そして、基礎教育にも十分配慮して、豊かな教養と人間性を持ち、さらに利用者のプライバシーと人権を尊重し、利用者本位の介護と口腔ケアのできる介護福祉士の養成を目指して、次のような教育目標を掲げている。

- 1) 基礎教育と専門教育とを充実し、利用者とのコミュニケーション技法の修得と利用者本位の介護姿勢の涵養
- 2) 学内外における介護実習や介護研修の重視
- 3) 介護老人保健施設サンシャインシティ等の教育・研究の場を活用
- 4) 施設や地域に対するボランティア活動の積極的な推進
- 5) 介護予防や口腔介護に対応できる介護福祉士の養成
- 6) 資格取得支援教育の実施

人材養成教育の目的・目標は、これまでも「三つのポリシー」の中で、入学希望者・在学生や保護者にもわかりやすく表記しており、それらを踏まえた教育活動を展開している。

これらの教育目的・目標は、教育課程および教育プログラム編成の基礎となっており、シラバスの中の「一般目標」と「行動目標」は各学科の教育目標に基づき、学修成果を修得するために具体的にかつ明確に示されている。

各学科の教育目標と「三つのポリシー」は、ホームページや入学試験要項、「学生の葉」、シラバスに明示し周知を図っている。なお、各学科の教育課程およびシラバスは毎年検討のうえ、改善の努力が行われている。

(b) 課題

本学の教育課程編成の基礎となっている教育目的・目標と「三つの方針」は、広く保健・医療・福祉に携わる有用な人材養成教育の目的・目標を明確に示している。それらを踏まえ幅広い知識・技術が修得できるよう教育活動を展開しているが、これからも学園中期構想に沿った教育目的・目標の点検、見直しとともに、歯科衛生士の周術期の口腔保健管理教育の検討や介護福祉士の医療的ケア教育の見直しなど、全学的な教育の向上・充実に努めたい。

[区分]基準 I-B-2 学修成果を定めている。

(a) 現状

学修成果は、教育の理念、各学科の教育目標に示されるとともに、科目ごとの学修成果は、シラバスの「一般目標」と「行動目標」の中に具体的に明記し、適宜学生への周知を図っている。シラバスにおける学修成果の記載説明は、学生に理解しやすく、学修への動機付けが高まるように、改善の取組を継続している。

歯科衛生学科、保健福祉学科の両学科では、専門職資格取得のための養成施設指定規則に準拠して学修成果を焦点とした教育課程および教育プログラムを編成している。

シラバスには、各学科の学修成果に対応した「教育目標」と「教育課程編成・実施の方針」を示している。さらに、授業科目ごとには科目の学修成果に対応した「一般目標」と「行動目標」とともに、自己学習と学修成果の修得に配慮した「教育方法」「準備学修」「教科書」「参考書」等の情報を載せている。また、「評価」の項目では、学修成果の測定としての「成績評価」の方法について明示している。

学校教育法施行規則の一部改正省令（平成 29 年 4 月 1 日施行）の趣旨に基づき、「三つのポリシー」の改定に沿って、平成 29 年度以降のシラバスの記載内容の見直しにつなげる予定である。

本学では、授業を通じて学生が修得した学修成果の測定について、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などの定量化した尺度（データ）を用いた「学修成果の可視化」を図っており、本学教育の質の保証と向上のために活用している。各授業科目の成績評価は、上述のように、本学学則第 15 条の 3 の「成績評価基準等の明示」に準拠し、あらかじめシラバスの「評価」の項目に明示している評価基準を遵守し、客観性および厳格性を確保する姿勢で適切に成績評価を実施している。さらに、学修成果についての評価の認定の場である学務・FD 委員会および教授会においても、明示している成績評価基準を踏まえて審議を実施している。

「可視化」された各授業科目の成績評価は、学生に明示するとともに、成績不振学生等に対する学修支援や個別指導の際にも適宜活用している。また、前後期ごとに保護者に対して通知し、保護者と協働した学修支援に配慮している。

本学の卒業要件としてのカリキュラム編成（科目と取得単位数等）と短期大学士（歯

科衛生学と介護福祉学)の学位授与の方針は、両学科における歯科衛生士国家試験受験資格・介護福祉士資格(国家試験免除)の資格取得のための養成施設指定規則に準拠していることは学修成果の担保の一つである。

歯科衛生学科における歯科衛生士国家資格については、国家試験の合格が前提となり、対象学生における学修成果の達成度は同試験の合否によって明確となる。また、歯科衛生学科における「介護職員初任者研修修了」(旧ホームヘルパー2級)、保健福祉学科における「社会福祉主事任用資格」、「レクリエーション・インストラクター資格」は、規定単位の取得等の認定要件を満たす必要があり、資格取得のための学修成果の達成は当該資格制度において保証されている。

本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士(歯科衛生学科)」「口腔機能向上推進歯科衛生士(専攻科)」「口腔ケア支援介護福祉士(保健福祉学科)」資格は、文部科学省選定教育事業「特色ある大学教育支援プログラム」(平成18~20年度)において評価された“要支援・要介護者に対する専門的口腔ケア”教育をさらに発展させ、本学の口腔介護実践教育の質の保証のために創設した認定資格である。これらの認定資格の取得には、実習教育を含めた正規科目の単位取得等の認定要件を満たす必要があり、資格取得のための学修成果の達成はこれにより保証されている。

さらに、平成26年度10月から、大学教育再生加速プログラム(AP)の取組の中で、IRコンソーシアムのIR学生調査の内容に準拠した学生調査を開始し、平成27年度から明倫短期大学(新潟)との共同実施、平成28年度から明倫短期大学(新潟)、久留米信愛女学院短期大学(福岡)との共同実施を継続し、IR学生調査による学修成果の可視化とその結果を踏まえ、教育の向上・充実を推進している。また、可視化の取組として、両学科全学年におけるPROGテスト(リアセック社)の実施、両学科の4つのアクティブ・ラーニング科目におけるルーブリック評価の活用、両学科全学年におけるポートフォリオの取組も引き続き実施している。

(b) 課題

本学は、医療・福祉系教育機関において定められている養成施設指定規則に準拠して、学修成果に主眼を置いた教育課程および教育プログラムを編成しており、専門職業人に求められる能力としての本学の学修成果は、学士力とともにその質保証の取組は重要であると認識している。しかしながら、多様な学生の質の変化や社会のニーズを正確に把握し、それらを踏まえた学修成果の可視化が求められており、今後は産業界や卒業生を対象とする調査等を通じて、本学の人材養成教育における学修成果の点検・評価を実施していきたい。また、これまでの組織的なシラバス見直し体制(シラバス記載内容の適正性等に関する担当教員以外の第三者によるチェックの実施体制)の維持とともに、平成29年度から、学修成果について学生に理解しやすく、課外学修時間の増加につながるようなシラバスの記載内容の見直しや、アクティブ・ラーニングとしての学外実習プログラムの見直し作業を開始しており、学修成果の伸張の推進を進めていきたい。

[区分]I-B-3 教育の質を保証している。

(a) 現状

自主的で組織的な自己点検・評価は、他律的な第三者評価制度や情報公開とともに、大学教育の質の保証と向上のための重要な取り組みであり、第三者評価制度が有効に機能する前提条件として欠かせない。本学は、建学の精神と教育の理念に基づく学園中期構想と年度ごとに策定する事業計画の実施・評価・改善のプロセスを通じて、PDCA サイクルに基づく全学的な教育の向上・充実を図っている。また、教育効果の検証のための学修成果の査定には、①機関レベル（短期大学全体）、②教育課程レベル（学科・専攻ごと）、③科目レベル（授業科目・担当教員ごと）などの段階があることを念頭に置き、PDCA サイクルの活用を心がけている。

機関レベル（短期大学全体）における教育の向上・充実のための PDCA のサイクルの概要は、次のとおりである。

1. 毎年下半期初め（10月）に、当該年度事業計画に基づく取り組みの進捗状況・実施結果等（教育実績）について情報を収集し、学長と両学科長を中心として上半期の「事業進捗状況報告」として取り纏める。

本学の教育事業は、下記の5つの観点により類型化され、取り組みの向上・充実のためのPDCAサイクルに活用している。

- 1) 教育に関する目標（教育の改善・充実）
- 2) 研究に関する目標（研究の活性化）
- 3) 学生の支援等に関する目標（学生の支援等）
- 4) 社会との連携・貢献に関する目標（社会との連携・貢献）
- 5) 組織運営に関する目標（組織運営）

2. 1. で取り纏めた機関レベルの教育実績とともに、各学科において集約した教育課程レベル・科目レベルの学修成果の情報をもとに、その教育成果の評価と修正・改善のための方策について検討している。また、教育資源と外部資金を含めた財的資源の優先順位と配分を考慮し、学長と両学科長が中心となり次年度事業計画原案を策定し、例年11月開催の学園評議員会および学園理事会において審議決定される。
3. 学長は、2. で決定された次年度事業計画について例年同月の教授会で報告するとともに、次年度事業計画にしたがい各学科における具体的な取組計画の立案を指示する。さらに、事務部門と連携し次年度予算案を作成し、例年1月下旬に開催される「次年度予算要求に対する査定」での検討と審議を経て、最終的に評議員会および理事会で次年度事業計画に基づく予算が決定される。
4. 下半期終わり（3月）に、当該年度事業計画に基づく取組の最終実施結果（最終教育実績）について情報集約し、学長と両学科長を中心として当該年度「事業計画に基づく実施結果」と当該年度「事業報告書」として取り纏め、機関レベルの学修成

果の査定に活用している。

5. 教育課程レベルの改善（シラバスやカリキュラム変更等）については、毎年、各学科レベルにおいて改善のための見直しが行われている。これらの教育課程レベルの改善は、適宜、学務・FD委員会と教授会で審議され、他学科からの意見やアドバイスを反映させ、より良い教育課程の構築に努めている。
6. 自己点検・評価委員会は、学生対象の「授業アンケート」を実施する授業点検評価担当教員と連携した包括的な学修成果の査定を行うとともに、3年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成している。「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題）は、本学教育の向上・充実のためのPDCAサイクルとして活用するとともに、情報公開の対象としている。

学修成果の査定の手法のうち科目レベル（授業科目・担当教員ごと）では、基準 I-B-2 [学修成果を定めている] で示したように、各担当教員が各授業を通じて学生が修得した学修成果をシラバスに明示している評価基準に基づき成績評価を実施している。さらに、教育課程レベル・科目レベルで本学が実施している学修成果の査定の方法を以下に示す。これらの方法で集約された学修成果の情報は、学年間連絡打ち合わせ会、学務・FD委員会や教授会において適宜検討され、最終的には事業計画に反映されることで根拠に基づく教育の質保証と改善に結びついている。

1. 学生対象の「授業アンケート」:

本学両学科の単位認定されているすべての科目（非常勤講師担当教科も含む）において、学生対象の当該授業評価アンケートを前・後期末の授業終了後に実施している。授業点検評価担当者を中心にその集計結果を平成 26 年度まではレーダーチャート形式であったが、平成 27 年度からはより可視化をするために点数化し取り纏め、担当教員にフィードバックしている。さらに、下記の 3 つの設問に対して担当教員が回答することにより当該年度に教員自身が実施した授業を振り返る機会を得ることで、次年度以降の担当授業の教育改善に役立てている。

- 1) この授業を行うにあたって、今までにどのような工夫をしてきましたか。
- 2) 今回の学生による評価結果をどのように捉えましたか。
- 3) この授業を良くするために、今後どのような工夫をお考えですか。

2. 専門就職の前提となる国家資格取得状況による評価:

歯科衛生学科における歯科衛生士としての専門就職は、国家試験の合格が前提となっており、その合格率は、当該学生の学修成果を検証する大きな役割を担っている。

3. 国家資格取得に向けた教育支援に対する評価:

歯科衛生士国家試験に向けた教育支援として、歯科衛生学科 2 年次を対象とした本学教員作成の基礎歯科衛生演習（2 年次後期 4 回）、3 年次を対象とした本学教員作成の臨床テスト・歯科衛生演習（年間 15 回）と外部業者の模擬試験（年間 4 回）

を実施し、学生個々の学修成果としての成績を査定するとともに、全体成績の経時・経年変化の分析を通して、学修成果の検証を実施している。また、保健福祉学科では、近い将来に義務化が予定されている国家試験の施行に備え、学内作成の模擬試験（年間6回）と公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会の卒業時共通試験（年間1回）の実施を通じて、将来の国家資格取得支援教育の質向上につなげる学修成果の査定を実施している。

4. 専門職業人関連資格の取得状況による評価：

本学は、教育目標の一つとして資格取得支援教育を推進しており、歯科衛生学科における「介護職員初任者研修修了」、保健福祉学科における「社会福祉主事任用資格」、「レクリエーション・インストラクター」資格の取得状況は、専門職業人としての学修成果の査定に活用される。

5. 本学認定資格の取得支援に対する評価：

本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士」「口腔機能向上推進歯科衛生士」「口腔ケア支援介護福祉士」資格は実習教育を含めた正規科目の単位取得等の認定要件を満たす必要があり、卒業後の専門職域で求められる学修成果を検証する役割を担っている。

6. インターンシップの受け入れ先の企業・職場からの評価：

本学は医療・福祉系短期大学であり、その特性として大多数が医療・福祉系の専門職域への専門就職をしている。本学のインターンシップ教育は、総合大学等における幅広い産業界を対象としたものではなく、専門職業人としての専門就職を前提としたインターンシップ教育であり、必修科目の中で実施している（歯科衛生学科3年次における「臨床・臨地実習」としての20単位、保健福祉学科1・2年次における「介護実習」としての計9単位）。インターンシップの受け入れ先の企業・職場からの評価は、専門職業人としての学修成果の査定と質保証につながる。

7. 卒業生を対象とした卒業後追跡アンケート調査：

大学教育再生加速プログラム(AP)の取組の中で、歯科衛生学科、保健福祉学科の卒業生を対象とした卒業後追跡アンケート調査（卒業1年目と3年目）を実施している。当該アンケート調査を通して、卒業1年目と3年目における①就業のための専門教育や能力養成、②職場で求められる社会人としての能力、③卒業後の転職や退職状況などの把握に努めている。今後も医療・福祉系の職域のニーズの把握と卒業後に求められる学修成果を検証するために、このような卒業後追跡アンケート調査を実施していく。

8. 卒業生を採用している就職先に対するアンケート調査：

上記の卒業生を対象とした卒業後追跡アンケート調査と並行し、両学科の卒業生を採用している就職先を対象としたアンケート調査を実施している。主に、卒業1年目と3年目の卒業生の就職先をアンケート対象として、①就業のための専門教育や

能力養成、② 職場で求められる社会人としての能力などなどの把握に努めている。上記 7. の卒業生を対象とした卒業後追跡アンケート調査と同様、本学学生の学修成果の検証と職域のニーズ把握のために必要な調査であると認識している。

9. 教職員に対する人事考課制度と教員に対する任期制：

本学では、教職員の職務達成と創意工夫を支援し、明るく楽しい職場環境作りと人材養成教育の体制強化に寄与することを目指し、平成 17 年度から人事考課制度を実施している。同制度は、全教員が本学園中期構想に沿って、5 つの領域（教育、管理・運営、研究、臨床、社会活動）について個人の重点目標を設定し、年末には教員自身が自己評価を実施するとともに、考課者が個々の教職員との面談を通じて目標達成度を評価する制度であり、教職員の資質向上や学生支援活動の検証と質向上につながっている。また、任期制の活用により教育資源である本学教員の質の向上を図っている。

10. 関係官庁・機構による実地視察の受審や所轄機関への届出申請：

本学では、平成 19 年度第三者評価適格認定（平成 20 年 3 月 19 日付）の後に、九州厚生局による養成施設等指導調査に伴う実地視察（平成 21 年 5 月 28 日）、平成 21～22 年度に文部科学省の選定教育事業（GP）として実施した「学生支援および就職支援プログラム」の取組優秀校確定のための実地視察（平成 24 年 10 月 22 日）の後にも、平成 26 年 7 月 2 日にアクティブ・ラーニングの取組に関する文部科学省の視察を受審し、両学科のアクティブ・ラーニングによる学修成果発表会の参観の後に視察委員からの講評を受けるなど、短期大学基準協会による第三者評価以外の外部評価の機会を得ている。また、教育の質保証のために、大学教育再生加速プログラム(AP)の取組として、平成 28 年度 9 月末に、「平成 28 年度フォローアップ実施状況報告書」として日本学術振興会に報告するとともに、12 月に現地視察を受審し、取組の向上のための有用なアドバイスを得ることができた。これらの実地視察の受審や所轄機関への届出申請を通じて、本学教育の検証と査定が実施されるとともに、自己点検・評価の機会として活用することができた。

11. 高校教員からの評価：

高校教員対象のオープンキャンパス（例年 6 月下旬に開催）、高校への出前授業や高校訪問等、高校教員と直接情報交換できる機会を活用し、本学教育活動の検証に役立てている。

12. 自己点検・評価報告書：

自己点検・評価委員会は、授業点検評価担当教員と連携した包括的な学修成果の査定を行い、3 年ごとの「自己点検・評価報告書」を作成している。「自己点検・評価報告書」は、本学教育の質の向上・充実のための PDCA サイクルとして活用されている。

また、学校教育法、短期大学設置基準等の各種法令について、文部科学省通達やホームページ等を確認し遺漏のないように努めている。

(b) 課題

これからの短期大学には、学修成果の観点からのさらなる教育効果の検証と教育の質保証が求められる。本学全体の教育の質保証のための取組として、①人事考課制度における重点目標の具体化と目標達成のための考課者と教職員との連携の強化、②最優秀教育に寄与した教員の顕彰制度や人事考課制度の評価の低い教員に対する対応の検討、③他大学の教職員等による授業参観や本学教員の相互参観・評価の活用などがあげられる。さらに、④学務・FD委員会を中心としたFD・SD活動の推進により、各教員の教育力の向上に努めたい。

[テーマ]

基準 I-C 自己点検・評価

(a) 要約

本学では、恒常的かつ系統的な自己点検・評価や外部評価の実施を可能とする体制整備を目的として、平成9年に施行された「自己点検・評価に関する規則」を、平成17年に「自己点検・評価規則」(本学規則4-50)に改正した。さらに学校教育法第百九条第一項および第二項の規定に基づき、自己評価等に関する本学学則の一部(第4条)を改正し、本学の自己点検・評価等の実施体制の整備を進めた。

上記の学則(第4条)と「自己点検・評価規則」に準拠し、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が策定した委員会活動計画に基づき、自己点検・評価に取り組んでいる。また、具体的な点検・評価の作業は、教育活動を行っている実務担当者が作業に関わることを重視している。

自己点検・評価委員会は、授業点検評価の担当教員と連携し、包括的な学修成果の査定を行うとともに、本学の教育・研究、組織・運営並びに施設・設備の状況について、系統的な自己点検・評価を実施し、3年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成している。「自己点検・評価報告書」は、教育の質の向上・充実のためにPDCAサイクルを回転させる基本資料として活用するとともに、ホームページに掲載し情報公開している。

(b) 改善計画

自己点検・評価の実施体制を充実させることは、本学の教育の質保証の要であると認識し、日常の教育研究活動や業務・実務の担当者自身が点検・評価の責任者となり、学修成果を焦点とする客観的な査定と根拠に基づいた評価を心がけていきたい。また、学務・FD委員会やFD・SD活動を通じて教育成果に関する情報共有と審議を自己点検・評価に活かすことによって、本学全体の教育改善を図っていきたい。

また、平成29年度には入試委員会とIR評価委員会との共同作業として、過去の入学生の追跡調査を予定しており、入試形態の見直しを含め、教育の向上・充実のために

活用していきたい。

[区分]基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

(a) 現状

組織的な自己点検・評価や外部評価の実施を可能とする体制整備を目的として、平成 9 年に施行された「自己点検・評価に関する規則」を平成 17 年に「自己点検・評価規則」(本学規則 4-50) に改正した。さらに学校教育法第百九条第一項および第二項の規定に基づき、自己評価等に関する本学学則の一部(第 4 条)を改正し(平成 20 年 3 月 18 日第 401 回理事会において承認)、本学の自己点検・評価等の実施体制の整備を進めた。

本学は、平成 19 年度に財団法人短期大学基準協会による第三者評価機関別評価において適格認定(平成 20 年 3 月 19 日付)を受けた。その後も、恒常的かつ系統的な自己点検・評価活動を心がけ、平成 26 年 6 月に「自己点検・評価報告書」を提出し 2 回目の第三者評価を受審した。評価機関は 1 回目と同じく、財団法人短期大学基準協会で、同年 10 月 2 日・3 日に訪問調査を受け、翌年 3 月 12 日付けで適格と認定された。

自己点検・評価の活動は、上記の学則(第 4 条)と「自己点検・評価規則」に準拠し、自己点検・評価委員会および ALO があらかじめ策定した委員会活動計画(ロードマップ)に基づき実施している。

自己点検・評価委員会は、委員長に短大学長、委員に両学科講師以上で組織し、部門ごとの査定のための収集データと報告書を取り纏め、各部門の学習成果や課題点等を客観的に見直し、委員会内外での審議や対話を通じて、具体的な改善方法を見出すように努めている。また、同委員会は教育研究等の学修成果を焦点とした客観的な査定と根拠に基づいた評価結果を総括し、3 年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成している。

同委員会は、授業点検評価担当教員と連携した授業アンケート等の包括的な学修成果の査定を行うとともに、学科、専攻科、事務課の各部門の教育・実務担当者に対して、教育成果関連データの収集と「自己点検・評価報告書」の担当領域の執筆を依頼している。これにより、それぞれの部門の教育研究活動や業務・実務に携わっている担当者自身が責任者となり、教育成果関連データを収集し報告書原案を執筆することで、自己点検・評価の実質的な作業に携われるように配慮している。

発刊された「自己点検・評価報告書」は、学内における学修成果に関する共通理解につながるとともに、各部門の課題を客観的に見直し、改善策を練る機運を醸成している。さらに、「自己点検・評価報告書」をホームページに掲載し、社会に向け公開している。

これらの自己点検・評価の取組は、これまでの教育方針の決定に大きく貢献している。具体的には、①研究推進のための論文抄読会、②科学研究費の獲得を目指す研究計画書のブラッシュアップ検討会、③生涯学修を支援するリカレント教育「口腔介護スキルア

ップ講座」の開講（平成 20 年度から）、④歯科衛生士の分野では日本初の、独立行政法人“大学改革支援・学位授与機構”の認定専攻科（口腔保健衛生学）の開設など、本学の教育支援体制の改善につながっている。

本学の自己点検・評価の取組は、自己点検・評価委員会の活動のみならず、学務・FD委員会と就業力支援委員会の活動実績についても、学修成果に関する協議・審議の対象としている。学務・FD委員会と就業力支援委員会の概要は以下の通りである。

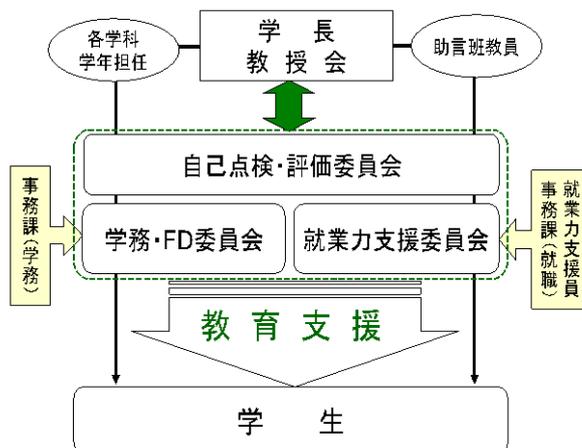
1. 学務・FD委員会（専門教育の質保証と充実）

同委員会では、授業および試験に関すること、学生の指導助言、健康管理等の取り組みとともに、教育実施状況の把握、学生ニーズの収集、問題点の提言を実施している。さらに、教育方法や教科間の調整、教員相互の連携や資質向上を目的としたファカルティ・デベロップメント（FD）の企画・運営を行っている。平成 14 年度から、教授会終了後、毎月 1 回、学務・FD委員会による講演会等を実施しており、学長、学科長を含めた学務・FD委員会メンバーで学修成果に関連する事項について討議することで、本学の教育の質向上と組織的な取組体制の強化に努めている。

2. 就業力支援委員会（キャリアガイダンスの実施と産業界のニーズに対応した教育の向上）

学長と両学科長、就職担当教員とともに、専門的知識と勤務経験を有する就職・就業力支援員 2 名を含めた「就業力支援委員会」を設置し、「就業力支援委員会規則」（本学規則 4-69：平成 22 年 12 月 13 日施行）により必要な事項を定めている。「社会的・職業的自立に向けた指導等（キャリアガイダンス）」に関する短期大学設置基準（平成 23 年 4 月 1 日施行）の主旨を踏まえ、学生が社会的・職業的自立につながる就業力とキャリア形成能力をしっかりと身につけられるよう教育活動を実施するとともに、キャリア形成教育の質保証のための外部評価委員会を年 2 回開催している。

下図に示すように、自己点検・評価委員会を中心とした 3 つの委員会が、自己点検・評価の取組に積極的に関わることにより、学内における教育の課題や改善方法について協議する機会を得ることができ、自己点検・評価活動の向上と充実に寄与している。



このように、自己点検・評価委員会の活動のみならず、学務・FD委員会や就業力支援委員会の活動実績についても学修成果に関する協議や審議の対象とすることで、学内における教育の改善方法を考える機運を醸成している。しかしながら、「自己点検・評価報告書」の発行を3年ごとに行うため単年度ごとの自己点検・評価の取り組みが充分に機能しているとは言い難い。

(b) 課題

単年度毎の自己点検・評価の取り組みを機能させるため、教授会が定期的に自己点検・評価委員会からの活動報告を受け、その活動方針等に対して助言と指導を与える等の改善方策の検討が課題である。自己点検・評価は本学教育の質保証の要であり、教職員の連帯感を高め、スピード感のある自己点検・評価の取り組みが必要である。

◇基準Ⅰについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

1. 建学の精神を生かした歯科衛生学科専攻科の教育の質向上のために、独立行政法人“大学改革支援・学位授与機構”における学士の学位授与に係る特例申請を行った。
2. 平成26年7月2日にアクティブ・ラーニングの取組に関する文部科学省の視察を受審し、両学科のアクティブ・ラーニングによる学習成果発表会の参観の後に視察委員からの講評を受けるなど、短期大学基準協会による第三者評価以外の外部評価の機会を得ている。
3. 平成26年度10月から、大学教育再生加速プログラム(AP)の取組の中で、IRコンソーシアムのIR学生調査の内容に準拠した学生調査を開始し、平成27年度から明倫短期大学(新潟)との共同実施、平成28年度から明倫短期大学(新潟)、久留米信愛女学院短期大学(福岡)との共同実施を継続している。IR学生調査による学修成果の可視化とその結果を踏まえ、教育の向上・充実に推進している。
4. 大学教育再生加速プログラム(AP)の取組として、平成28年度9月末に、「平成28年度フォローアップ実施状況報告書」として日本学術振興会に報告するとともに、12月に現地視察を受審し、取組の向上のための有用なアドバイスを得ることができた。

基準Ⅱ

教育課程と学生支援

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

(a) 要約

「三つの方針」は、平成22年度に整備され、本学ホームページ等で広く周知している。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は「福岡医療短期大学入学試験要項」（以下入学試験要項と略す）に、そして教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）はシラバスに掲載している。本学では、専門の知識や技術の修得だけではなく、人間として信頼される歯科衛生士並びに介護福祉士の養成を目的として、教養と良識を備えた人間形成を教育理念とする。建学の精神と教育理念を学生に周知するため、新入生に対しては入学直後に、2年次、3年次学生には年度初めのオリエンテーションで説明している。これらは、「学生の葉」、ホームページおよび学内掲示により、学生および教職員への周知を図っている。

教育課程は、歯科衛生学科では「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」、「選択必修分野」の4分野に「選択科目」、また保健福祉学科では「基礎科目」、「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「専門発展科目」の5分野に編成され、基礎から専門そして応用発展的な分野に進むように体系的に構成され、同時に人間形成に配慮している。

学生に修得させるべき能力である学修成果は、各学科の教育目標の中で示すとともに、「三つの方針」の中で人材養成の目的に対応して明確に示している。各学科における各科目の学修成果は、シラバスの中で具体的に明記され、成績評価は、学則第15条の3の「成績評価基準等の明示」に準拠し、あらかじめシラバスに明示している評価基準に従って適切に実施されている。学修成果の測定には、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などを定量化することで「学習成果の可視化」を図っている。また、本学の体系化された専門領域の知識と技術は、卒業後も大いに役に立ち、本学卒業生の人間力に関しては就職先から高い評価を受けていることから、学修成果には実際の価値があり十分な社会的通用性を持つと考える。

学生による授業評価は「授業評価アンケート」として、前・後期授業終了直後に実施している。教職員は、各学科の教育目標を理解し、人間力向上や学修成果達成を意識しながら、丁寧な指導とサポートを行っている。

学生支援体制のひとつとして、「My College Portfolio」を紙媒体で学生に配布し、助言班ごとにその担当教員を中心として、入学から卒業に至るまでの学生生活全般にわたる指導を展開している。

奨学金制度は、「福岡医療短期大学特別奨学生制度」、「山口県ひとつづくり財団奨学金」、「福岡県介護福祉士等修学資金貸付制度」などが利用できる。保健福祉学科では、学ぶ意識の高い者が経済的な理由で進学や修学を断念することがないように、学生納付金減免制度「福岡医療短期大学保健福祉学科入学者の授業料減免取扱について」がある。また、平成17年に施行された学生納付金猶予制度「学校法人福岡学園学生納付金滞納者

に対する納付の勧告、督促および処分に関する規則」が整備され、経済的支援体制を整えている。

(b) 行動計画

これまでの教育・研究・診療についての包括的な自己点検・評価を踏まえ、平成17年度に学園中期構想（平成16年度から平成21年度）を改訂し、それを機に建学の精神に基づく教育理念を見直した。また、さらに第二次中期構想（平成23年3月15日評議員会承認、理事会可決）も策定した。このように、学生の質だけでなく、社会が求めるニーズも年々変化していることから、カリキュラムや学生支援体制を今後も継続的に見直す必要がある。

教育成果の改善目標は、①初年次教育の充実、②超高齢社会や多様化したニーズに対応できる柔軟な思考力の育成、③社会的・職業的自立に必要な汎用的能力（**generic skills**）の獲得とする。その方法として、歯科衛生学科では、「キャリアデザイン」を必修科目として組み込み、保健福祉学科では、「保健福祉体験学習」を初年次教育として、「福祉キャリアデザイン」を基礎科目に位置づけ、加えて「専門発展科目」として医療的ケアに関連する科目を設定したので、これらの新たな科目の充実を図る。

平成26年度より在学期間中のコンピテンシー獲得のためのアクティブ・ラーニングとして、臨床・臨地実習や介護実習における「インターンシップ教育」や上級生と下級生間で行われる学年相互の学びと成長の共有化を図る「ピアサポート型教育」の実施を教育方法の改善計画とし、社会が求めるニーズに対応できる専門職業人の輩出に努める。

学修成果・評価体制の向上取組計画として、ルーブリック評価の学修評価への活用や社会的・職業的自立に向けて必要な **generic skills** 判定のための PROG テスト（リアセック社）の活用について、FD 活動で十分に研修を行い、学修到達度を適切に測定・評価する取り組みを全学的に進める。

教職員の教育力の底上げを図るために、FD 活動や SD 活動の研修の充実を図る。

また、学ぶ意識の高い学生が経済的な理由で進学や修学を断念することがないように、保健福祉学科では、「福岡県介護福祉士等修学資金貸付制度」や「福岡県介護福祉士の訓練生制度」が今後も継続して利用できるように、県の関係官庁に陳情等を行っていく。

[テーマ]

基準Ⅱ-A 教育課程

(a) 要約

平成22年度に整備された「三つのポリシー」は、「学生の采」、「入学試験要項」、ホームページ等で広く周知している。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、まず本学所定の単位を修め卒業試験に合格することが前提であるが、本学の教育理念および各学科の教育目標に示される「科学的思考力と職業倫理を身につけ、現場での問題発見・解決能力や自己管理能力と、多

職種との連携・協働のもとに専門性を発揮して地域歯科保健や地域福祉のリーダーとして生涯にわたり自ら学び続ける力を有する学生に授与するもの」としている。また、専攻科口腔保健衛生学専攻（以下専攻科と略す）においては、医療人としての高い倫理観と専門分野における知識と技術、指導者として活躍できる能力を有する学生に修了が認定される。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応して、教育の理念および各学科の教育目標に示された人材を育成することを目的に編成されている。歯科衛生学科では、医療人としての自覚と倫理観を持ち、生涯を通じた口腔の健康管理、要介護者に対する訪問歯科衛生指導および高齢者・障がい者の口腔ケア（口腔介護）を実践できる歯科衛生士の養成を目的に教育課程を編成している。専攻科では、歯科衛生士としてさらなる専門性の理解を深めるとともに、医科歯科総合病院の専門歯科診療科で学ぶ臨床実地を通して、新しい時代に対応できる指導者並びに教員の育成を教育目標とし、教育課程を編成している。保健福祉学科では、豊かな教養と人間性を持ち、さらに利用者のプライバシーと人権を尊重し、利用者本位の介護ができる介護福祉士の養成を目的に教育課程を編成している。

入学者受入れ方針は、両学科共に「建学の精神」を示した上で、具体的には、「口腔保健衛生あるいは介護福祉を通して、患者や高齢者、障がい者の気持ちを理解し、人々の健康増進や福祉に高い目的意識を持ち、科学的探究心と強い学習意欲、更に地域医療・福祉へ貢献する意欲を持つ人」と定め、一定以上の学力を有し、所定の試験に合格した者の入学を許可している。専攻科では、「医療人としての倫理観と幅広いコミュニケーション能力並びに歯科衛生士に必要な知識と技術を修得し、保健・医療・福祉に高い目的意識と口腔保健衛生学への科学的探究心と臨床研究に意欲のある人」と定めている。

(b) 改善計画

「三つのポリシー」は、平成22年の制定以来、平成29年4月1日学校教育法施行規則改正に併せて、平成28年度末に見直し、改訂案を策定した。

本学は歯科衛生士並びに介護福祉士という専門職種の養成機関であることから、特に超高齢社会への対応を考えた場合、即戦力となる人材、多様化した社会のニーズに対応できる柔軟な思考力と問題解決能力を持つ人材の輩出に心がけねばならない。特にこれからは、社会的・職業的自立に向けて必要なgeneric skillsを備えた人材の育成が短大には求められる。そのため、平成26年度より社会人としての汎用的能力の獲得をめざし、generic skillsを判定するためのPROGテストを導入し、学生個々の汎用的能力の評価を継続して進めていく。

保健福祉学科では、平成24年度入学生から専門発展科目の中で「医療的ケア教育」を行っているが、教育内容の充実を目指し、特にキャンパス内の2つの介護保険施設で実施する実践教育と短大での基礎教育の連携をさらに図る。平成28年度入学生より卒業年

次での国家試験受験が可能となったことから、国家試験受験対策を実践的に進めていく。

[区分]Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

(a) 現状

学位授与については、学則31条の2に規定されており、歯科衛生学科、保健福祉学科における学位授与の方針は、平成22年に本学教授会の議を経て決定された。この方針は、「学生の葉」や「自己点検・評価報告書」等の他、ホームページ上で学内外に公表している。

教育課程は、短期大学士（歯科衛生学・介護福祉学）並びに学士（口腔保健学）の学位授与を目的として編成されている。学修成果に対応する「課程修了の認定」は、学則第16条にて試験に合格した者に単位を与えると定めている。「卒業の要件」は、学則第30条において、歯科衛生学科では3年以上在学し104単位以上、保健福祉学科では2年以上在学し72単位以上を取得しなければならないと定めている。また、専攻科の「修了の要件」は、学則第51条において、1年以上在学し31単位以上を取得しなければならないと定めている。

成績評価は、学則第15条の3の「成績評価基準等の明示等」に準拠し、あらかじめシラバスに明示している評価基準に従って適切に実施されている。また、「試験および成績の評価」は学則第17条に規定され、具体的には「福岡医療短期大学試験、成績の評価および進級に関する規則」（平成17年施行）「福岡医療短期大学試験、成績の評価に関する細則」（平成17年施行）および「福岡医療短期大学出欠の確認に関する細則（平成25年施行）」に定められ、教育の質の保証に努めている。

学習成果の測定は、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などを定量化することで「学習成果の可視化」を図っており、学生への周知は、年度初めのオリエンテーションで「学生の葉」、シラバスを利用して行っている。

本学卒業時における資格取得に関しては、歯科衛生学科では「歯科衛生士国家試験」受験資格および「介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）」の取得支援を行っている。保健福祉学科では「介護福祉士資格（国家試験免除）」および「社会福祉主事任用資格」「レクリエーション・インストラクター資格」の取得支援を、また、平成24年度入学生より両学科ともに本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士」、「口腔ケア支援介護福祉士」の資格取得支援を行っている。

専攻科は、平成20年4月より「口腔保健衛生学専攻」として独立行政法人大学評価・学位授与機構から認定されている。これは、本学専攻科の修了要件を満たし、学修成果レポートを機構に提出した後、学修成果試験（小論文試験）に合格することで「口腔保健学士」の学位を授与されるものである。平成20年度以降の専攻科修了生68名全員が「口腔保健学士」の学位を取得している。また、本学認定の「口腔機能向上推進歯科衛

生士」の資格取得支援も行っている。

本学は専門職種を養成する短大であることから、学位授与の方針の社会的通用性を検証するために、インターンシップ教育の現場である実習先や卒業生の就職先からの査定を外部評価と捉え、PDCAサイクルとして活用し教育課程の作成とカリキュラムに反映させている。

(b) 課題

学位授与の方針は、平成22年の制定以来、平成29年4月1日学校教育法施行規則改正に併せて、平成28年度末に見直し、改訂案を策定した。今後、社会情勢の変化や社会的要請等を踏まえ、学位授与の方針や資格取得の支援を定期的に点検・検討していくために、「自己点検・評価委員会」の活動を充実させていくことが課題である。

[区分]基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

(a) 現状

教育課程編成・実施の方針は、平成22年に本学教授会の議を経て決定され、シラバスや「自己点検・評価報告書」等の他、ホームページ上で学内外に公表している。

歯科衛生学科・保健福祉学科の「教育課程」については学則第13条に、専攻科は学則第50条に示され、これらは教育課程編成・実施の方針に対応して体系的に編成されている。

シラバスには各科目の達成・到達目標（シラバス内の「一般目標」・「行動目標」として記載）や「教育方法」、「評価」、「準備学習」、「教科書」並びに「参考書」等必要な項目が明示され、学生には年度初めのオリエンテーション時にシラバスを配布し、この方針等を周知している。教育課程における教員の配置は、短大専任教員の他、福岡歯科大学の兼任講師や各専門分野で十分な実績を有する非常勤講師を教員に充てているが、これは各教員の業績を基に配置しており、各科目共に十分な専門性を有した教員が担当する体制をとっている。

【歯科衛生学科の教育課程編成・実施の方針並びに教育課程の内容を以下に示す】

1. 豊かな人間性、コミュニケーション能力、社会性を育むための教養教育の実施
2. 高度化・専門化する口腔医療と歯科医療に対応するための基礎教育と専門教育および歯科医療において即戦力となりうる高度な臨床・臨地実習の充実
3. 高齢社会のニーズに対応した生活の質（QOL）の向上を図る口腔介護教育の実施およびキャンパス内の介護老人保健施設、介護老人福祉施設等での臨床・臨地実習の充実
4. 教育・研究者として国際的にも活躍できる人材の育成
5. 資格取得支援教育の実施

授業科目は、「教育課程」学則第13条の別表Ⅰに示す通り、歯科衛生士学校養成所指定規則（平成22年4月1日文部科学省・厚生労働省令第二号）に則り、「基礎分野」と

「専門基礎分野」、「専門分野」、「選択必修分野」の4分野に区分されている。基礎分野は「科学的思考の基盤」と「人間と社会生活の理解」の2科目群に、専門基礎分野は「人体の構造と機能」と「歯・口腔の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「歯・口腔の健康と予防に関する人間と社会の仕組み」の4科目群に、専門分野は「歯科衛生士概論」と「臨床歯科医学」、「歯科予防処置論」、「歯科保健指導論」、「歯科診療補助論」、「口腔介護論」、「臨床・臨地実習」、「総括」の8科目群に細分化されている。

1年次では、臨床歯科医学と歯科衛生学における基礎知識と技術の習得並びに情報処理および語学の基礎力を身につける。2年次では、科学的知識に裏付けられた専門教育による専門科目の知識と技術を習得することに重点を置いている。3年次ではインターンシップ教育が主体となり、医科歯科総合病院と2つの介護保険施設で臨床・臨地実習を行っている。また、地域保健活動における健康教育を理解する目的で、1歳6ヵ月児健康診査の見学・実習を保健所（保健福祉センター）で、集団口腔衛生指導実習を小学校にて実施している。

成績評価は、卒業と同時に歯科衛生士国家試験受験資格に結びつくことから、シラバスの中に各科目の評価基準を明示し、これを適切に適用している。

教育課程の見直しの一環として、平成21年度より「大学生の就業力育成支援事業」の中で3年次後期の初めに就業力育成セミナーを「卒業生アドバイザーによる就職ガイダンス」として開講している。その内容は、歯科衛生士として活躍している卒業生や様々な分野で活躍している外部有識者による講演で、後半期の臨床・臨地実習を更に実りあるものにできるよう支援し、就業への理解と準備を深めるものと位置付けている。

このセミナーの開講の成果から、平成24年度入学生より2年次後期の授業科目である選択必修分野の「修辞学」を「コミュニケーションスキル」に、「手話」を「キャリアデザイン」に変更した。「キャリアデザイン」は、学生自身の歯科衛生士像の確立と就業力を身につけることを目標に置き、多職種との連携が図れ、医療・保健・福祉の分野で活躍できる歯科衛生士の育成を目的に設定した。この授業は、専任教員の歯科医師・歯科衛生士並びに非常勤講師の専門性を活かした講義内容で組み立てている。このように十分かつ効率よく学修成果を得るため、教育課程の見直しを適宜行っている。

【専攻科口腔保健衛生学専攻の教育課程編成・実施の方針並びに教育課程の内容を以下に示す】

1. 歯科衛生士の専門科目を基礎として、より実践に即した専門知識と技術の習得
2. 全身疾患と口腔の関連（口腔医学）や有病患者への対応の習得
3. 多職種との共同・連携による口腔介護・口腔リハビリテーションの習得
4. 国際化社会に対応しうるコミュニケーション能力の涵養
5. コンピュータを使用した情報処理能力やプレゼンテーションの能力の涵養
6. 学士（口腔保健学）取得を目標とした教育・指導

授業科目は、学習成果を獲得するために教育課程編成・実施の方針に沿って「教育課程」学則第50条の別表Ⅲに示す通り、必修科目として「英会話」と「健康の科学」、「歯科看護学」、「口腔介護特論」、「口腔保健管理学」、「先端臨床歯科学」、「専攻研究」、「地域口腔介護実習」、「歯科臨床実地」の9科目、選択科目は「研究方法論」または「情報処理演習」、「社会保障特論」または「老人・障害者福祉論」の2科目で編成されている。

さらに、医療、保健、福祉の分野における専門職との協働や連携を成し得る能力の育成など、新しい時代の歯科保健医療に対応した学習成果を獲得するために、医科歯科総合病院や口腔医療センター、介護老人保健施設での臨床実地および地域住民の口腔保健管理を行う高齢者歯科保健指導の体験等の実践を重視した授業科目を編成している。

成績評価は、独立行政法人大学評価・学位授与機構から「口腔保健学士」の学位を取得するための必要要件となることから、各科目の評価基準はシラバスに明示されており、教育の質保証に向けて適切に適用されている。

教育課程と内容の見直しについては、超高齢社会のニーズに対応できるよう本学認定の「口腔機能向上推進歯科衛生士」の資格取得を組み入れ、社会のニーズに合わせ、適宜見直しを行っている。

【保健福祉学科の教育課程編成・実施の方針並びに教育課程の内容を以下に示す】

1. 基礎教育と専門教育とを充実し、利用者とのコミュニケーション技法の修得と利用者本位の介護姿勢の涵養
2. 介護実践の根拠に基づき「介護」を中核として「人間と社会」、「こころとからだのしくみ」の3領域間の教育内容の相互連携を重視した包括的・系統的な科目構成
3. 高齢者の生活の質（QOL）の向上を図るため、充実した臨床・臨地実習により口腔ケアならびに介護予防に関する知識と技術の習得
4. 教育・研究の場としてキャンパス内の介護老人保健施設、介護老人福祉施設との連携により、ボランティア活動の推進、実践力の強化ならびに広く介護予防ができる人材の育成
5. 資格取得支援教育の実施

授業科目は、「教育課程」学則第13条の別表Ⅱに示す通り、社会福祉士・介護福祉士養成施設指定規則（平成23年10月21日厚生労働省第132号）に則り、平成23年度入学生では2年間で「基礎科目」と「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」の4分野であったが、平成24年度入学生より前記の4分野の他、「専門発展科目」を追加し5分野とした。人間と社会では「人間の理解」と「社会の理解」、「選択科目」の3科目群に、介護では「介護の基本」と「コミュニケーション」、「生活支援技術」、「介護過程」、「介護総合演習」、「介護実習」の6科目群に、こころとからだのしくみでは「発達と老化の理解」と「認知症の理解」、「障害の理解」、「こころとからだのしくみ」の4科目群、そして専門発展科目として新しく「医療的ケア概論」などを組み入

れ、教育課程を体系的に編成している。1年次では、介護の基礎知識と情報処理およびコミュニケーションの基礎学力をつけることに重点を置いている。2年次では、医学的根拠に基づいた介護技術、口腔ケアや医療的ケアの実践能力を身につけることに主眼を置き、学修成果に対応したわかりやすい授業科目を編成している。また、平成23年度からは専門職として資格取得のみを最終目標とするのではなく、卒業後に社会の一員として自律し、社会貢献できる人材の育成を目標にキャリア教育の一環として、「就業力育成セミナー」を導入した。

成績評価は、シラバスに各科目の評価基準を明示し、適切に適用している。

なお、本学では通信による教育は行っていない。

(b) 課題

歯科衛生学科では、現在2年次で実施している選択必修科目の「コミュニケーションスキル」と「キャリアデザイン」については、学生の就業力育成にとって両科目ともに必須であることから、必修科目への変更を検討する必要がある。

また、小児の齲蝕予防や成人期の歯周疾患の予防、高齢者の肺炎予防についてはこれまでのカリキュラムに組み込んできたが、これからは、周産期から終末期にまで及ぶ全てのライフステージへの対応と同時に、周術期の患者管理を含めた専門性の高い歯科衛生士の輩出が大きな課題となるため、カリキュラムの検討が必要である。3年次のインターンシップ教育には、卒後、即戦力となり得る実践教育の場が必要となるため、平成25年度後期から高度な専門性を有し、一般歯科診療所に準じた診療体制を整えている口腔医療センターにおける臨床実習を加えた。しかし、開始して間もないことから、実習内容をより一層充実させるために学生から要望などを聴取し、それを基に指導者との連携の強化を図りながら、実習内容の改善に取り組まなければならない。

保健福祉学科では、平成24年度入学生から専門発展科目の中で「医療的ケア教育」を行っているが、新たな科目であるため実習を含めた教育内容を今後も検討する必要がある。また、将来、国家試験を受験するときに備え、受験生の全員合格のために十分な指導体制を整えることも重要な課題である。

専攻科では、これまでに専攻科修了生の全員が「口腔保健学士」を取得したが、今後は、その研究内容を関連学会、あるいは研究会での学術発表につなげる専攻科生が増えるように指導支援していくことが課題である。

[区分]基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確にしている。

(a) 現状

入学者受け入れ方針は、「入学試験要項」に明記している。

本学の教育理念を理解し、本学のいずれかの学科で学びたいという強い意欲と情熱があり、一定以上の学力を有する者、またはそれに相当する者が入学を希望し、所定の試験に合格した者の入学を許可することを、「大学案内」、「入学試験要項」、オープン

キャンパス、ホームページなどで広く周知している。以下に、各学科の入学受入れ方針を示す。

【歯科衛生学科】

1. 口腔保健衛生あるいは介護福祉に深い関心を持ち、人々の健康増進や福祉に高い目的意識を持つ人
2. 患者あるいは高齢者や障がい者の気持ちを理解し、思いやりのある人
3. 科学的探究心を持ち、強い学習意欲のある人
4. 地域医療・福祉へ貢献する意欲のある人

【専攻科口腔保健衛生学専攻】

1. 口腔保健衛生に深い関心を持ち、保健・医療・福祉に高い目的意識を持つ人
2. 歯科衛生士として必要な知識と技術を修得している人
3. 口腔保健衛生学への科学的探究心を持ち、臨床・研究に意欲のある人
4. 医療人としての倫理観と幅広いコミュニケーション能力のある人

【保健福祉学科】

1. 介護福祉および口腔保健衛生に深い関心を持ち、人々の健康増進や福祉に高い目的意識を持つ人
2. 高齢者や障がい者の気持ちを理解し、思いやりのある人
3. 科学的探究心を持ち、強い学習意欲のある人
4. 地域医療・福祉へ貢献する意欲のある人

各学科入学受入れの方法は、AO入学試験、推薦入学試験（指定校推薦・公募推薦）、一般入学試験（A日程・B日程・C日程・D日程）、社会人入学試験として社会人AO入学試験、社会人一般入学試験（A日程・B日程・C日程・D日程）がある。いずれの選抜方法においても「入学試験要項」に基づいて行っている。また、高等学校からの推薦書や調査書、短大・大学の成績証明書や高等学校卒業程度認定の合格成績証明書の提出を求め、入学前の学力の把握と評価を対象とすることを「入学試験要項」に明示している。

本学の入学試験選抜は、本学での勉学に強い意欲と情熱を持っているかどうかを確認し、一定以上の学力と人物を合わせた総合的評価を行い、可否の判定を行っている。面接・面談では、受験生に公平かつ十分に対応できるよう配慮し、基礎的な学習能力・入学希望の強い意欲と入学後の学習に対する情熱を確認すると同時に、受験生の思いを十分に引き出すよう努めている。また、社会人入学希望者も多くなり、成績のみならず社会人経験を十分に考慮したうえで、人物像を含めた総合判定を行っている。

専攻科の選抜は、3年制の歯科衛生士養成校の卒業（見込み）を出願資格とし、口腔保健衛生学の学修に必要な知識と技術を有し、臨床・研究に高い目的意識をもち、倫理観とコミュニケーション能力を兼ね備えた者を選抜対象としている。近年、専攻科入学は他の養成校卒業の歯科衛生士の入学者が徐々に増えている。

(b) 課題

本学の使命は、歯科衛生士並びに介護福祉士という国家資格を取得させ、医療や介護の職域で活躍する専門職業人を養成することである。それぞれの職種について具体的な目的意識が乏しいまま入学し、その後の学生生活に戸惑い、残念ながら学業不振に至る者もいる。そのため、将来像が可視化できるようオープンキャンパスにおいて、各職種の体験メニューを充実させ、また、ホームページを利用して授業や実習内容を適時示していくことを検討する。また、入学者獲得のための高校訪問では、進路指導担当教諭の専門職種への理解がより深まるよう取り組みを検討する。

専攻科については、近年本学以外の3年制養成校から入学を希望する者が徐々に増えているため、外部の養成校出身学生が母校で本学専攻科について紹介する機会が得られるよう、積極的に他校へ働きかけることを検討する。

[区分]基準Ⅱ-A-4 学修成果の査定（アセスメント）は明確である。

(a) 現状

各学科ともに教育課程は、育成しようとする専門職業人に必要な知識の理解や技能の修得を目的として編成されている。学修成果は、教育の理念、学位授与の方針、各学科の教育目標に示される他、シラバスにおいて達成・到達目標や教育方法、評価等、学修成果の査定に関連する記述を具体的に明記することで、学生にわかりやすく提示されている。

成績の評価は、学則第15条の3の「成績評価基準等の明示等」に準拠し、シラバスに明示している評価基準に従って適切に実施されている。学修成果の測定は、小テストや中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度、出席状況などを定量化することで評価している。授業・実習に関する学修成果の査定については、「基準Ⅰ-B教育の効果」でも示したように、「授業評価アンケート」や「国家資格取得状況」、「資格取得に向けた教育支援と取得状況」、「本学認定資格の取得支援状況」、「インターンシップ教育（臨床・臨地実習、介護実習）先の評価」などを教育効果の検証に活用し、教育の質の保証と改善に努めている。学修成果については、教育課程終了後、ほとんどの学生が歯科衛生士並びに介護福祉士の国家資格を取得していることから、卒業までの期間内での獲得や測定が可能であり、また、各専門分野への就職率が高いことから学修成果の実際の価値は担保されていると考える。

学生の卒業後の評価を聴取するため、両学科の卒業生の就職先である各歯科診療所・施設に対し、平成25年3月11日にアンケート調査を行った。アンケートの回収率は約4割で、「専門教育の中で充実すべき教育内容」や「社会人としての必要な能力の評価」では、専門性の重視の差により就職先の回答は様々であったが、「教育全般に対する評価」、「本学卒業生が短大で身につけた能力を発揮しているか」、「今後も本学の卒業生を採用したいと考えているか」という項目については5割以上の就職先から概ね好評

の回答を得た。「本学卒業生を採用する理由や選考のポイント」については、専門領域の教育の充実やこれまでの卒業生に対する信頼度、就職に関する本学のきめ細やかな対応を評価する就職先が多かった。

【歯科衛生学科】

歯科衛生士は知識だけでなく十分な技術も必要となることから、1年次前期から基礎臨床実習科目を開始し、3年次のインターンシップ教育へと繋げている。1年次では、スケーリングや歯磨き指導などマネキンを用いて基本的な技術の習得を図り、2年次ではその応用として学生相互の実習で技術を磨き、3年次ではインターンシップ教育の現場で患者や入所者への対応を学ぶ実践へとステップアップすることから、学生はその学修成果の具体的な達成感を3年間の教育の中で獲得することができる。また、実習科目の評価は講義科目と異なり、技術技能を評価することが必要となることから、シラバスに記載される行動目標に沿った到達度が学修成果であると考え、筆記試験と技術技能試験等で評価を行っている。技術技能試験については、複数の実習担当教員による総合的評価を行っているが、教員による評価だけではなく、将来の指導者への育成を視野に入れ学生相互による他者評価と学生自身の自己評価を行わせる教育を展開している。この取り組みは、学生に自己の技術の振り返りと客観的な評価に基づいた技能を身につけさせており、学修成果の獲得につながっている。また、3年次のインターンシップ教育である臨床・臨地実習の評価は、各専門歯科診療科の指導者による実践評価（医療面接を含めた患者接遇や実技習得試験）と短大並びに各専門歯科診療科の指導者が出題する筆記試験の成績評価（前半期・後半期の臨床実習が終了した後に実施）を総合して行っている。これらの専門知識や技術を身につけ、国家資格を取得し歯科衛生士として就職することが、学修成果の実際的価値として捉えられると同時に、学修成果が獲得されていると考える。

【専攻科口腔保健衛生学専攻】

教育課程は、歯科衛生士資格を取得した者が専門分野の理解を深め、新しい時代の指導者育成と歯科衛生士養成の指導者育成を目標として編成されている。その内容は具体的に臨床実地マニュアルに示される。臨床実地は、専攻科生自身が希望した医科歯科総合病院の各専門歯科診療科にて実施され、その学修成果は専門歯科診療科指導者により、専門的診療内容の理解や歯科衛生業務に対する技術の習熟度、医療人としての人格等を総合的に評価される。

専攻科の教育目標である学士（口腔保健学）の取得には所定の単位修得と、独立行政法人大学評価・学位授与機構への学修成果レポートの提出および学修成果試験（小論文試験）に合格することが要件となる。平成20年度より24年度までの専攻科修了生の68名全員が学士を授与された実績から、専攻科における学修成果の測定は適切に行われており、学修成果は査定されていると考える。また、多くの専攻科修了生が、専門の臨床分野への就職や、歯科衛生士養成校の教員として活躍していることから、学修成果は獲

得されており、実際的価値は担保されると考える。

【保健福祉学科】

実習科目においては、実習要綱に沿った課題への到達度が学修成果であると考え、学生の自己評価と教員評価、介護実習指導者の評価を含めて測定している。

規定のカリキュラムの単位を取得し、日本介護福祉士養成施設協会が主催する卒業時共通試験に合格することが卒業の要件であり、多くの学生は入学から卒業までの修業年限内に単位を取得して卒業していることから、学修成果の査定は行われており、また、卒業生が介護福祉士の資格を取得し専門職として社会貢献に寄与していることから、学修成果は獲得され、実際的な価値は担保されていると考える。

(b) 課題

歯科衛生学科では、これまで知識や技術の向上に重点を置いた教育を行ってきたが、コミュニケーション能力等が重視される医療面接や患者への接遇技術の向上が必要であることから、現場で活躍する卒業生や臨床実習指導者の協力を仰ぎ、学生の技能評価の査定やアドバイスを直接受ける機会を設け、学生の実践力の向上を図ることが課題と考える。また、歯科衛生業務や口腔介護に必要な高度なテクニックの習得を図るため、より生体に近いマネキン教材の導入を検討したい。更に、国家試験受験者全員合格を目指し、成績不振者への対応を更に充実させたい。

専攻科については、学修成果レポートの作成指導の充実を図り、「口腔保健学士」としてさらなるスキルアップを遂げるとともに研究内容の質の向上が課題と考える。

保健福祉学科では、これまでは規定のカリキュラムを履修し、介護福祉士養成施設協会が主催する卒業時共通試験に合格することで介護福祉士の資格を取得（国家試験免除）してきたが、近い将来、国家試験免除が廃止され国家試験を受験することになる。国家試験の受験対策を効果的に行っていくことを含め、学修成果を向上させるための方策の検討、ならびに定期試験や実習の評価等を基準に学生の基礎学力、能力の格差の是正を図り、底上げを行う手段を国家試験対策として検討することが課題である。

歯科衛生学科、保健福祉学科ともに実習科目の技術評価は困難を伴う。そのため、両学科ともに実習等の技術技能試験の学修成果の測定に際し、評価者間のばらつきの解消と学修成果の測定方法の統一化を図るため、評価手段にルーブリックの活用を検討する。

[区分]基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

(a) 現状

本学卒業生の就職先は、主に歯科医療関係および介護関係施設であり、年を追うごとに求人数が増加し非常に安定した状況である。両学科ともに就職における必須要件は国家資格取得者ということもあり、卒業生のほとんどが国家資格を活かした歯科衛生士並びに介護福祉士として医療・福祉の現場で活躍している。これらの施設は卒業生の所属先というだけでなく、在学生のインターンシップ教育の実践の場（臨床・臨地実習、

介護実習、ボランティア、卒業研究等)を兼ねており、教員は引率・実習巡回などの機会に、直に在學生や卒業生に対する現場の評価などを聴取し、それぞれの学科の基礎教育にフィードバックすると共に、就職活動時の情報提供としても活用している。特にキャンパス内の医科歯科総合病院や2つの介護保険施設における卒業生との交流は密に行われ、実習指導者という立場からの意見も基礎教育の見直しや充実に直結させて学習成果の点検に活用している。

また、「卒業生の就職先からの評価」や「卒業生から本学の教育内容に関する評価」などを毎年調査し、その結果を両学科の学習成果の点検や就職支援に活用すると共に、両学科の同窓会からの要望や意見として、歯科衛生学科主催のリカレント教育「口腔介護スキルアップ講座」や「公開講座」の講演内容の検討にも活用している。

平成25年3月11日に実施した就職先からのアンケート調査は、歯科衛生学科・専攻科の回収率は41.3% (57/138医院) で、同じく保健福祉学科の回収率は28.5% (32/112施設) であった。質問項目は、「専門教育の中で充実すべき教育内容」、「社会人として必要な能力の評価」、「教育全般に対する評価」、「採用に際しての理由と選考ポイント」、「教育の中で強化・充実すべき能力とそれを開発する教育プログラムへのアドバイスの提供」、その他「本学への要望」であった。

その結果、「専門教育の中で充実すべき教育内容」と「社会人として必要な能力の評価」については、就職先の専門性の重視の仕方により様々な回答が寄せられた。「教育全般に対する評価」は、歯科衛生学科では61.4% (35/57件)、保健福祉学科では59.3% (19/32件) が「概ね適切である」と回答していた。「短大で身につけた能力を発揮しているか」では、歯科衛生学科では55.3% (31/57件)、保健福祉学科では43.7% (14/32件)、「今後も本学の卒業生を採用したいと考えているか」では、歯科衛生学科では81.7% (46/57件)、保健福祉学科では78.1% (25/32件) の回答であった。

「コミュニケーション教育が適切になされているか」という項目では、歯科衛生学科では64.9% (36/57件)、保健福祉学科では68.7% (22/32件) が「概ね適切である」と回答しているが、およそ3割の就職先ではコミュニケーション教育が不足していると感じていた。そのため、キャリア形成の一環として歯科衛生学科では平成25年度より2年次生を対象に、選択必修科目として「コミュニケーションスキル」と「キャリアデザイン」を開設する予定である。「コミュニケーションスキル」では「読む」「書く」「話す」「聴く」という能力のブラッシュアップに力を入れ、「キャリアデザイン」では卒業後の自己像の確立と就労現場での多職種との様々な対応を念頭に、学生教育の充実が図れるものと考えている。保健福祉学科でも同様に「福祉キャリアデザイン」を2年次に開設し、介護を担う専門職としての自己像の確立、就労現場での多職種連携を含む汎用的な社会人力の獲得を目的に教育を行っている。

(b) 課題

今回の調査では、回収件数が少なかったことから、今後のアンケートでは回収率を上

げることが課題である。

超高齢社会を迎え、本学の育成する専門職種の活躍がますます期待される。しかし、様々な理由から、卒業当初の就職先とのマッチングが上手くいかず、職場が変わるケースもある。卒業生と就職先とのミスマッチを減らすためには、常に現場がどのような人材を求めているのか情報の収集に努めると同時に、求職者である学生の要望を的確に捉え、学生個人の適性を把握した就職支援体制を整えることが課題となる。また、学力や技術力の不足ではなく、コミュニケーション能力の不足を理由になかなか採用に至らない学生もいる。そのため、より実践的なコミュニケーション能力を向上させる教育の支援を行い、スキルの獲得につなげていくことが課題となる。その支援の一環として、汎用的能力（generic skills）を養うため社会人基礎力の獲得をめざし、generic skillsの判定のためのPROGテストを導入し、学生個々の社会人汎用能力の評価を進めていくことを検討したい。

[テーマ]

基準Ⅱ-B 学生支援

(a) 要約

本学では教育の理念に基づき、学修成果を獲得するために学生の学習修得段階に応じた丁寧な指導・支援を行っている。教職員は、教育の理念や各学科のシラバスに記載された教育目標に対応した科目の到達・達成目標を基盤に学生の学修成果を査定するとともに、学修成果の獲得状況を適切に把握している。学修成果の一つである成績評価は事務課職員によって事務課のパソコンで一括管理されている。また、教職員は、FD活動やSD活動を通じて授業・教育方法の改善や学生支援の充実に取り組んでいる。理解力や技術力が不十分な学生には、効果的な教育が施せるよう授業・実習内容の工夫を行うとともに、年度初めのガイダンスで、学位授与の方針、各教科の達成目標や到達目標などについて、「学生の葉」やシラバスを用いて説明し、学生が学修目標を立て、学修成果を獲得できるよう指導を行っている。

学生による「授業評価アンケート」は毎年度の前期・後期授業終了後に実施され、その集計結果は各教員へフィードバックされるとともに、学生にも掲示し情報開示している。また、この評価を基に教員は、授業や教育方法の改善を行っている。

履修・卒業指導については、新学期のオリエンテーションにて学年担任が学生全員に、また、個別指導については学年担任主導のもと助言教員が協力して支援する体制をとっている。学修成果を獲得するために、福岡医療短期大学情報図書館分室（以下情報図書館分室）、パソコン教室についても、学生支援を充実させるため、事務課職員は情報技術担当教員の指導の下、パソコンの利用技術の向上を図っている。

また、歯科衛生学科では、優秀学生に対する学習支援として、3年次の希望学生には専攻科生と共に、アメリカ合衆国での海外研修を実施している。

学生の生活支援のための教職員の組織として、教授会、学務・FD委員会および学年間連絡打ち合わせ会があり、学生の支援は学年担任の主導のもとに助言教員および事務課職員が日々の学生指導を行っている。また、平成25年度に学生生活に関する「学生の満足度調査」の結果を受け、キャンパス・アメニティの充実を図った。

学友会や学園行事、クラブ活動については、学生が主体的に活動できるよう全教職員でサポートしている。学生は、主に福岡歯科大学のサークルに参加している。

学生への経済的支援のための制度には、「福岡医療短期大学特別奨学生規則」や保健福祉学科では、「福岡医療短期大学保健福祉学科入学者の授業料減免取扱いについて」を設けている。

学生の健康やメンタルヘルスケアについては、両学科とも学年担任または助言教員がそれぞれの学生の相談に乗っているが、福岡歯科大学教員の心療内科医師が「学生相談室」に配置されているのでカウンセリング希望の学生には受診を紹介する体制を整えており、ハラスメントについては、ハラスメント相談員を各学科に1名配置して対応している。

障がい者の受け入れとして多目的トイレや階段昇降機などのバリアフリーに対応した設備を整えている。

就職支援については、学生をサポートする就職支援員を配置した就職支援室を設けており、就職支援室に送られてきた求人情報を学生に公開している。また就職希望学生と職場とのミスマッチを減らす目的で、就職へのアンケート調査を行い、本学への要望について分析している。

資格取得支援については、国家資格取得に向けて対応しており、就職後、さらなるステップアップが可能となるように将来を見据えた資格取得の支援を行っており、歯科衛生学科では、これまでに支援してきた「ホームヘルパー2級」資格が平成28年度から、「介護職員初任者研修」に変更された。保健福祉学科では「レクリエーション・インストラクター」資格や「福祉住環境コーディネーター」資格、「食農検定」の資格取得に対応する支援を行っている。

また、本学認定の資格として、歯科衛生学科では「口腔介護推進歯科衛生士」、専攻科では「口腔機能推進歯科衛生士」、保健福祉学科では「口腔ケア支援介護福祉士」の資格を取得させている。入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と合わせ、大学案内やホームページに明確に示している。

本学では、これまでに留学生の受け入れ実績がないので留学生の支援体制は整備しておらず、また、通信による学科は設置していない。

(b) 改善計画

現在、パソコン教室の使用は、各学科、学年単位で計画を立てているが、学科間での重複使用が余儀なくされる機会があるため、平成28年度にパソコンの整備と教室の管理

を含めた環境整備を実施した。情報図書館分室の活用については、現在、自学自習の場として多くの学生が利用しているが、利用希望者の数に比べ座席の確保が十分ではない。今後、各学科間並びに学年間での調整を図るとともに、教室やコミュニティホールに自学自習設備を整備したい。

歯科衛生学科では、これまでは英語の習熟度別クラス編成のための入学時習熟度判定テストによる入学生の基礎学力評価、「My College Portfolio」、学生生活調査票などが分離した状態で活用され、十分に機能してこなかったため、その欠点を補うために分離した3つの資料を1本化し、個々の学生を多角的にとらえ、1年次から2年次への進級時の指導を徹底して行い、学生の基礎学力の底上げを図り、歯科衛生士国家試験受験生の100%合格を目指すために、「学生カルテ」を利用して1年次における基本科目の学修成果を把握し、学修指導に活用するために「学生カルテ」を作成することを検討しているが、個人情報管理を含めたセキュリティ等の課題があり今後その点も含め検討が必要である。

資格取得支援については、本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士」に関するボランティアの要件に対する詳細な基準・規定が整備されていないので早急に策定して、高齢者福祉に対応できる歯科衛生士を育成する。

学生時代にコミュニケーション能力を修得させるためには、双方向性の授業を展開し、日常的に対人コミュニケーション能力の獲得を図る工夫が必要となる。

保健福祉学科では、学修成果の取り組みとして国家試験対策において3つの対策を行う計画である。①学生の学修成果の獲得に向けて1年次から2年次への連携科目や授業内容の進度を学修成果の向上につなげるため系統化する。②シラバスについて、より学習しやすいように「社会福祉概論」「介護の基本」および選択科目や専門発展科目の実施時期を変更するなどの改善を行う。③2年間を通した全国模擬試験の設定（時期と回数）および試験前の基礎強化演習と集中個別指導を設定する。

両学科ともにルーブリックによる学修評価の活用や社会的・職業的自立に向けて必要な汎用的能力（generic skills）の判定のためのPROGテストを活用し、これまで以上に学習支援と生活支援の両面から学生支援が図れるよう計画を策定する。

[区分]基準Ⅱ・B-1 学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(a) 現状

教育の理念および各学科の教育目標に対応した授業科目の到達目標は、一般目標、行動目標としてシラバスに具体的に明示されており、教員は到達目標に基づき学生の学修成果状況を適切に把握するとともに、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた成績評価基準により評価している。学生による「授業評価アンケート」は、単位認定されるすべての授業科目において前期・後期授業終了後に実施している。平成26年度

までは、評価項目の肯定的意見を割合で表示していたため、否定的な意見を反映できにくい点や質問を読まずに、マークシート用紙に記入している学生が多数いたこと、全ての質問に同じ回答をマークしている学生が少なからずいたことから、信憑性に欠けるアンケートであった。そのため、質問数を減らし学生の負担を軽減したことにより、評価の信憑性が回復でき、否定的意見の点数（つまり1点または2点）も反映され、この集計結果を担当教員にフィードバックするとともに学生にも掲示し情報公開している。各教員は、その結果をもとに学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価するとともに、当該年度の授業を振り返り、次年度以降の授業や実習の教育改善へとつなげている。また、定期的実施しているFD活動を通じて、全教員が授業・教育方法の改善に取り組んでいる。授業・実習担当者間の意思疎通や協力・調整は、兼任・非常勤講師や臨床・臨地実習指導者、介護実習指導者を含め、各学期開始前に学年担任主導のもとで連携調整を図り、授業・教育方法の改善策を打ち合せて授業や実習に臨んでいる。特にインターンシップ教育においては、実習開始前に指導者との綿密な打ち合わせや会議を開き、実習開始後も定期的に打ち合わせや協議を行うことで、学生の理解力や技術力にあわせて授業・実習内容を適宜調整することにより学習成果の獲得に努めている。

履修・卒業指導については、新学期に行われるオリエンテーションで学年担任が全員に指導し、個別指導については学年担任主導のもと、各助言教員と協力して学生を支援する体制をとっている。また、本学では履修や卒業に対する支援は、教員と保護者との連携を重視しており、成績不振や欠席過多の学生への対応として、先ず学年担任が対処し、改善が見られない場合には留年や退学を未然に防ぐために、早期に保護者召致を実施し、助言教員とともに生活指導と学習支援に対して家庭からの理解と協力を要請する体制を整えている。

歯科衛生士専任教員は「専任教員認定歯科衛生士」資格取得を目指し、全国歯科衛生士教育協議会が主催する講習会に参加し、本学の歯科衛生士教育の充実に向けて研鑽を積んでいる。

保健福祉学科の教員は、日本介護福祉養成施設協会が主催する全国介護教職員研修会に毎年参加し、新しい知識の獲得やスキルアップを行い、学生への指導に還元できるように研鑽を積んでいる。また介護系教員については、全員が介護教員講習会を受講済みである。なお「医療的ケア」科目の担当教員については、いち早く教員研修を受講し講義を実施している。

各学科の学習成果の獲得に向けた取り組みは以下のとおりである。

【歯科衛生学科】

歯科衛生学科では、歯科衛生士の職業理解を学習意欲につなげ、歯科衛生士国家資格の取得に必要な学修成果を獲得させるために、専攻科学生をアシスタントティーチャーとした授業や学内行事を実施している。主な取り組みとしては、入学式直後に行う「先輩との交流会」や新入生研修旅行での「キャリアガイダンス」、各学年の「歯科保健指導」

や「歯科予防処置」「歯科診療補助」の基礎実習で、これらの取組みは学生生活や勉学、交友関係に関わる不安や悩みなどの軽減および解消にも繋がっている。また、教員は学生の知識や技術の修得状況を段階ごとに適宜評価し、不十分な学生に対する個別指導を行っている。さらに、自己練習を希望する学生に対し、放課後実習室を開放するなど、技術の修得を支援する体制をとっている。

3年次のインターンシップ教育では、各専門歯科診療科において歯科衛生士や歯科医師の指導者が教育指導にあたりると同時に、短大教員も巡回教育指導を行っている。また、臨床実習での患者対応の向上を志し、短大での補習実習を希望する学生に対して、教員は放課後実習室を開放し、技術の修得を支援する体制をとっている。さらに教員は、巡回指導する中で実習指導者との打ち合わせを行い、学生の学修成果の向上につながるように密な連携を図っている。また、実習の場が専攻科の臨床実地先と重なるため、直接専攻科生から3年次生は指導を受ける機会も多い。

選択科目である介護研修に関しては、保健福祉学科の教員が担当して、「介護職員初任者研修修了」の資格取得支援に対する成果を上げている。

また、週1回の学科ミーティングを実施し、各学年の情報の共有を図り、学習成果獲得に向けた支援を全教員で行っている。

【専攻科口腔保健衛生学専攻】

教育目標のひとつである指導者の育成の趣旨に基づき、1、2年次生の基礎実習に「アシスタントティーチャー」として参加する制度は、これまで自分が学び、身につけてきた知識と技術を再確認するとともに、それらを教授する方法を、実習担当教員の教育技法から学び教育者の立場として実践することで、後輩の育成に貢献できる喜びと自分自身のスキルアップの場として活用させている。

また、「専攻研究」や「口腔介護特論」は、教育目標であるプレゼンテーション能力の涵養を目指し、各人で研究成果をまとめ、発表させている。成果は、教員がルーブリックで評価し、フィードバックすることで到達度を把握させるなど工夫を行っている。発表会には、3年次生を参加させ将来の学会発表などへの足がかりとなるよう取組んでいる。

口腔保健学の学位取得の対応は、平成27年度より、卒業年度に入学した本学卒業の学生は特例適用専攻科として、学外より入学した学生は、これまで通り、学位授与機構での学修成果レポート評価の2軸に分かれた対応を行っている。特例適用専攻科では、論文審査を学内で実施するため、学長主導のもと各教員を専門分野で枠付け、より質の高い研究指導体制へと移行を図り、これまで35名（平成27年度18名、平成28年度17名）が学位を授与されている。特例外の学位授与申請学生に対しても同様に、学修成果レポートの内容に沿った専門指導ができる教員を配置し、少人数制（学生1～3人に1名の指導教員）で指導・教育に当たっている。また、すべての専攻科生に対し、専攻した専門歯科診療科の実習指導者である歯科医師による指導支援体制も整えている。

これらの支援体制から、学修論文の成果を専門歯科診療科の関連する学会にて発表する専攻科生も少しずつ増えている。

【保健福祉学科】

学修成果の状況については、教員が随時、小テストやレポート、実技試験などの多面的評価により把握しているが、学生の習熟度によっては個別対応が必要なケースがあり、週1回の学科ミーティングを通じて教員相互で常に情報を共有し、迅速な対応を図るように努めている。複数の教員で担当する授業については、適宜打ち合わせを行い、内容の確認や調整を行っている。

介護実習については、キャンパス内の2つの介護保険施設を実習施設として活用することにより、保健福祉学科の教員と施設スタッフの連携を密に図り、充実した実習プログラムの提供や早期の問題解決等きめ細やかな指導につながるように工夫している。実習担当教員は実習担当者会議を行い、情報の共有や問題解決の早期対応に努めている。

また、医療的ケア教育についても、施設指導者と連携を図りながら実施している。

本学科は介護福祉士の国家資格の取得を目標のひとつとするため、介護福祉士養成施設協会が主催する卒業時共通試験に合格することを卒業要件としている。そのため、卒業時共通試験対策の一環として過去の国家試験問題をベースに、介護福祉演習を2年次の前期に2回、後期に4回実施している。合格点に達しない成績不振の学生に対しては、補習を行い学力の向上を図っている。

口腔ケアの教育については、歯科衛生学科の教員による授業・実習を実施し、教育成果をあげている。

短大には事務課職員が課長を含め3名が配置されており、各学科に1名の配置となっている。また、情報図書館分室補助職員1名が配置されている。事務課職員は短大の建学の精神、教育の理念を理解・認識し、各学科の教育目的・目標の達成状況を把握しており、学修成果達成については職務を通じて認識し、丁寧な支援・指導を行って学生に貢献している。

事務課職員による学生支援では、履修科目の登録、成績評価の一括管理、卒業単位数や出欠状況の管理、各種証明書の発行、アパートや奨学金・学費納入に関する相談、情報図書館分室での支援等を行っており、学生に対して履修および卒業に至る支援を行っている。特に学生の出欠管理、成績管理等については、事務課のパソコンに一括管理され、各学年担任主導のもと事務課職員と共同で管理し、学生指導に活かしている。更に学生の出欠状況は定期試験の受験資格審査にかかわる重要な要件であることから、各学年担任は出欠状況の点検を定期的に行い、学生の出欠状況の把握を事務課職員と連携を図りながら実施し、受験失格を未然に防ぐよう対応している。

学生指導への活用や学生との連絡を密にするため、時間割変更や諸連絡に「学生携帯掲示板」を設け、携帯メールを使用した同報メールサービスを行っている。また、入学時に「学生生活調査」を実施し、教員が学生の生活状況について十分把握する体制を整

えている。さらに、事務課を中心に施設設備等を点検し、学修成果の獲得に向けた学修環境の支援も行っている。

事務職員の業務体制については、短大事務課は福岡歯科大学と同じ福岡学園の事務組織に所属していることから、財務関係は財務課が、施設関係は施設課が管理している。短大事務課のSD活動は総務課が管轄し、福岡歯科大学と共同で行われており、学生支援業務に関連した「ICTスキルアップ研修」等の研修会やセミナー、シンポジウム等に事務職員は積極的に参加し、職務を遂行するための知識やスキルを修得している。研修内容は、専門研修や階層別研修、私学関係団体の研修、職場外研修、自己啓発研修と多岐にわたり、全ての事務担当職員がいずれかの研修に参加することで学生支援の職務に活かしている。

教育資源については以下のように有効に活用している。

1. 図書館活動について

情報図書館分室は、福岡歯科大学情報図書館（以下情報図書館）の分室として、「福岡医療短期大学情報図書館分室規定」により管理・運営されている。

教職員は、学生の学習意欲の向上のために必要な各種図書館資料の整備をはじめ、資料検索や集めた資料をまとめるために必要となるパソコンの整備などを行い、快適に学べる環境作りを支援し、利便性の向上に努めている。情報図書館には歯学や歯科衛生学に関する専門文献や書籍が置いてあり、本学の教員だけでなく、専攻科をはじめ多くの学生も利用している。情報図書館分室は、歯学や歯科衛生学、介護福祉学に関する専門的な図書を多く蔵し、学生ならびに教員が有効に活用している。

情報図書館分室は、専門的な研究を対象とする図書だけでなく、学生の授業に関連する図書および教員の教育に関する研究図書を蔵書の基本としており、パソコンも設置され、卒業研究や専攻研究などの文献検索に有効活用されている。

2. コンピュータ環境について

教育および学生の実習に使用できるコンピュータ環境は、パソコン教室、202講義室、情報図書館分室、コミュニティホール2に整備されている。また、学内無線LAN（アクセスポイント）は、コミュニティホール1、202教室、パソコン教室に設置している。教職員は、学生が情報処理実習や歯科保健指導、介護実習報告会、卒業研究発表、専攻研究などの媒体や資料の作成などに学内のパソコンやインターネットの利用を促している。全教職員は一人1台以上のパソコンを利用して教育や学務運営に活用し、各講義室でインターネットを利用した講義も実施できる環境を整えている。このように、教育課程や学生支援を充実させるため、パソコンの利用技術の向上を図り、各講義室に配備されたプロジェクターやスクリーン、資料提示装置を利用して、講義や実習を行っている。特に歯科衛生学科では口腔内の視野は狭いことから、細かい操作方法を習得させるために、実習室に口腔内撮影用ビデオカメラを設置し、液晶ディスプレイに大きくわかりやすい映像を映し出し実習の充実に活用している。保健福祉学科では介護実習室に講

義で利用したスライドを提示することで講義と実習との関連を理解し、理論と実践について系統的に学ぶことで、より効果的な技術の習得が行える。

3. 施設実習に関する教育環境

本学はキャンパス内にある2つの介護保険施設や医科歯科総合病院の専門歯科診療科、口腔医療センターにおいてインターンシップ教育を行い、患者や要介護高齢者への対応法や支援方法を実践する学びの場を学生に提供している。特に、キャンパス内の施設であることから、立地条件はもとより教育に関する打ち合わせや対応については、短大教員と実習指導者との連携指導が図りやすく、より学生を主体とした実習が行えるという利点がある。また、介護保険施設は介護研修や「介護職員初任者研修」の研修施設としても活用している。

(b) 課題

両学科ともに入学生の「基礎学力評価」、「My College Portfolio」、「学生生活調査票」などの資料を一本化し、個々の学生を多角的にとらえる「学生カルテ」を作成して学生支援に役立てることを検討したい。

専攻科については、平成26年度の学位授与機構による審査方式の変更に伴い、平成27年度からは、「特例適用専攻科」の審査は本学で行うこととなった。そのため、学修論文の審査が十分に行えるよう、学長主導のもと教授による若手教員の育成を行っている。また、教員の研究内容の質を上げることも課題となる。

保健福祉学科では、平成28年度の入学生より、国家試験を受験するため、国家試験対策として、2年間を通して基礎強化演習を月に1回、全国模擬試験を年2回実施している。今後は、学生の成績に対応した国家試験対策や集中個別指導の具体的な方法などが課題である。

情報図書館分室を学習の場として活用する学生の数は年々増加している。特に、試験前など利用希望者が増えるため、学生の自学自習や課外学習の場として提供するための効率的な利用法を検討することが課題となる。

コンピュータ環境については、パソコン教室のパソコンの利便性の向上をさらに図ることが課題であり、更新や拡充に向けた中長期計画を作成するとともに、LAN管理室主導のもとセキュリティ体制の強化が必要である。

本学は、専門職業教育に重点をおいた教育を行っているが、年々手技の修得に時間を要する学生が増えているため、実習室の時間外解放を増やすとともに、学生自身が自学実習に励めるような手技の修得に必要な教育媒体作成等の環境整備の検討が課題となる。

[区分]基準Ⅱ・B・2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

(a) 現状

毎年、年度初めに学科・学年別で学年担任が主体となってオリエンテーションを実施し、「学生の葉」や「シラバス」、時間割、選択科目の履修届などを利用して、学位授与の方針を基に立てられた各教科の到達目標や学修方法、評価、選択科目の履修について説明し、学習成果の獲得に向けた動機づけを行っている。

また、基礎学力が不足しており、定期試験での成績が十分に得られないなど、学習成果の獲得が困難な学生に対しては、補習期間を設けて再試験等に向けた事前学修を実施し、学習成果の獲得を支援している。さらに、未取得科目の多い成績不振学生に対しては、学年担任と助言教員が、面談し個別指導を行うとともに、保護者を召致し、生活指導や学修支援の連携を図っている。その結果、1年次の未取得科目数や未取得者数は2年次になると両者ともほぼ1/3以下に減少している。

学務に関しては学年担任が対応し、学修上の不安や悩みなどは助言教員が対応するなど、学年担任と助言教員とが協働し、学修成果の獲得に向けた支援体制を整えている。また、全教員の研究室扉にはオフィスアワーの時間を掲示し、助言教員以外の教員のサポートを受けることも可能となっている。こうした体制は、問題の早期発見・解決のための適切な助言・指導を可能にし、学生生活を円滑に行う支援となっている。

専門的なケアが必要な心の悩みに関する相談には、医科歯科総合病院4階にある「学生相談室」や福岡歯科大学教員の心療内科医師によるカウンセリングを紹介し対応している。

出席状況は学年ごとに毎月掲示し、年に2回保護者に成績とともに郵送している。

通信制の学科は現在のところ設置していない。留学生の受け入れについては、今後検討が必要と考えている。

【歯科衛生学科】

教育課程は、専門職業人に必要な知識の理解や技能の修得を目指した専門基礎科目・専門科目を基盤とした、講義・実習系科目で編成されている。授業は基礎から専門基礎、専門へと1年次から系統的に学修できるように組み立てており、段階的に学修成果を確実に獲得できるようになっている。

学修成果の獲得に向け、入学当初より様々な試みを行っている。例えば、英語は学生の学力差を考慮して、入学直後に習熟度判定テストを実施し、習熟度別に編成するなど配慮している。また、1年次の5月頃より「歯科臨床概論」や「歯科材料学」、「口腔衛生学」の3科目で小テストを繰り返し行い、学修習慣の確立に働きかけるとともに、成績不振学生の早期発見・早期対応につなげている。技術の修得については、習熟度の低い学生を対象に、放課後等を利用して教員が指導する補習実習を行い、全員が一定技術の獲得ができるよう支援している。また、技術の上達を目指し自主練習を希望する学生の

ため実習室を解放し、学修成果の獲得を支援している。

3年次と1年次や、2年次と1年次など学年間の合同実習を「ピアサポート形式」で実践し、各学年次の学修段階における歯科衛生士を目指すモチベーションの獲得・維持と学年間の交流に繋げている。

国家資格取得のためのモチベーションや自覚を高めるために、2年次・3年次を対象に国家試験出題形式の試験（過去の国家試験問題を短大教員が改編し出題）を定期的に実施している。まず2年次では、基礎歯科衛生演習として年間約5回（平成26年5回、27年7回、28年5回）、最終学年である3年次では、臨床テスト・歯科衛生演習を年間約14回（平成26年15回、27年12回、28年14回）実施している。この試験結果を卒業試験および国家試験対策として早期から活用し、成績不振学生には学務・FD委員会で検討した後、学年担任が統括して、放課後や土曜日に補習を課している。補習には教員が輪番制で指導を担当し、基礎学力の向上と学習成果の獲得に向けた指導を行っている。また、卒業試験の成績不振者には国家試験までの学修強化期間を定め、教員が輪番制で学生の学修指導に当たっている。卒業試験問題の作成は全教員が関わり、学生の学修レベルの把握に努めている。また、本学では、科目担当教員は全国版の国家試験問題解説集を執筆しており、国家試験問題の出題傾向の把握にたつながっている。

学修進度の早い優秀学生に対する学修支援として、3年次に希望する学生を専攻科生と共にアメリカ合衆国カリフォルニア州での研修に参加させており、平成28年度は4名の3年次生が参加した。

国際交流については、大韓民国の東釜山大学歯衛生科と姉妹校の締結をしており、アジアにおける歯科衛生士の現状と教育の理解を深めることを目的に、東釜山大学は春に来学し、本科は秋に3年次生が訪問するなど、相互の交流を深めている（近年は国際情勢から訪問を見合わせている）。

また、経済的事由から就学の継続が困難となり、3年次半ばにおいて余儀なく退学をした学生に対しては、経済的事由の解決が図られた数年後に、3年次に再入学を許可し、卒業と国家資格の取得へ導いた実績がある。

【専攻科口腔保健衛生学専攻】

専攻科修了後、歯科衛生士教育の指導者としての素養を磨けるよう、歯科衛生学科1・2年次生の基礎臨床実習に「アシスタントティーチャー」として参加させている。実施に際し、事前に教育指導を行い、学修成果の獲得を支援している。また、超高齢社会に対応した高齢者・要介護者への口腔ケアと口腔機能向上支援のできる歯科衛生士となるための「口腔機能向上推進歯科衛生士」の資格取得の支援を積極的に行っている。

臨床実地では、医科歯科総合病院における専門歯科診療科での学びに加え、一般開業医の診療に準じた診療体系と歯科衛生士の役割を口腔医療センターで学び、患者対応の幅を広げ、より専門性の高い教育に繋がっている。

専攻研究の学習成果となる口腔保健学の学位取得の対応は、平成27年度より、卒業年

に入学した本学卒業の学生を対象とする特例適用専攻科と、学外より入学した学生を対象とする学位授与機構での学修成果レポート評価の2軸に分け、支援している。特例適用専攻科では、学長主導のもと各教員を専門分野で枠付け、質の高い研究指導体制で支援している。特例外の学位授与申請学生に対しても同様に、学修成果レポートの内容に沿った専門指導ができる教員を配置し、指導・教育に当たるなど、学士取得に向けた支援体制を整えている。また、医科歯科総合病院の専門歯科診療科の指導教員がレポートの作成を指導する場合もあり、優秀なレポートについては、関連学会での発表経験を積ませている。

毎年、外国における歯科衛生士教育の現状や歯科衛生士の専門性を理解する目的で、米国の歯科医療と歯科衛生士教育に触れる海外研修を実施している。研修では、アメリカ合衆国カリフォルニア州にホームステイで滞在しながら、大学歯学部歯科衛生学部での研修や歯科助手養成機関の視察、デンタルオフィスの訪問見学などを行っている。

【保健福祉学科】

専門知識の学修成果を確認する場として、各授業の中に「グループワーク形式」の教育を多く取り入れている。学生同士で質問しあう場や、該当する分野を得意とする学生が、不得意である学生に対して援助や助言を行う機会を設け、互いに確認し合い、知識が獲得・確認でき学びの共有化ができるよう工夫している。

技術の修得においては、後期に「ピアサポート形式」の授業を設定し、2年次生が1年次生に対し、生活支援技術のアドバイスや指導を通じて相互に学び、基本技術の獲得状況を確認し合う合同授業を設けている。授業外では講義室や介護実習室を開放し、学生が自主的に課題に取り組めるよう、環境を整備する支援を行っている。また、教員はオフィスアワーも活用しながら日頃の学習サポートを行い支援に努めている。事務課においても、学生が早期より授業出欠状況が把握できるよう集計表を毎月掲示し、欠席が多い学生に対しては、助言教員、担任が学生指導につながるよう支援している。

平成27年度までは、卒業時に国家試験合格と同等の知識獲得を目指した、介護福祉士卒業時共通試験の受験に向けて、2年次には全国统一模擬試験、介護福祉演習試験（過去問試験）を実施し学力の向上を図っている。また、1年次には基礎強化演習として国家試験問題の分野別に分けた過去問題のトライアルを6月以降、月1回のペースで行っている。また、介護実習については、1年次生への介護実習開始に当たり決意式には2年次生が、2年次生の介護実習報告会や卒業研究発表会には1年次生が参加し、学年間の交流と将来の自己像を具体的に描くことができるよう時間割編成も工夫している。

成績優秀な学生で向学心の高い学生に対しては、「福祉住環境コーディネーター検定」や「食農検定」等の新たな資格取得の情報提供や、4年制大学への3年次編入の機会を提案し、西南学院大学人間科学部（1名）、日本福祉大学社会福祉学部（1名）、西九州大学保健福祉学部社会福祉学科（1名）希望者にはさらなる学習の支援を行っている。

(b) 課題

歯科衛生学科においては、優秀学生に対する学修支援としてインターンシップ教育として位置付けている臨床・臨地実習期間に、各専門歯科診療科で行われている勉強会や学会に参加をさせてもらい、臨床の検査・治療法や最新の研究発表に触れる学修の機会を増やしていきたい。また、国家試験受験者の100%合格を維持するため、1年次の早期からの学修支援体制の確立が重要な課題となる。学修習慣の確立と成績不振学生へ早期発見・対応を図るため、小テスト実施科目の選別や課外の学修環境の整備など、さらなる充実を図り、基礎学力の向上支援につなげたい。2年次では、課外学修時間の確保と国家試験対策を目的に成績不振学生への補習を実施するなど学修支援体制を強化していきたい。

専攻科においては、近年、本学以外の3年制の養成校を卒業した学生の入学が増えてきているが、学びの深さや実習形態の違いから戸惑いも見られるため、科目履修や学位取得に向けた個々の学生に対応した指導体制の充実を図りたい。

保健福祉学科では、制度移行期間終了後の平成29年度から義務化される国家試験受験に向けて、入学から受験まで総合的な支援体制の具体化が必要であり、現在取組んでいる。また、3つの介護保険施設での行事にボランティアとして参加するだけでなく、主体的に活動ができるよう教育指導体制を整備する必要がある。

[区分]基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(a) 現状

学生の生活支援のため、学年担任の主導のもとに助言教員および事務課職員が日々の学生指導および厚生補導等を組織的に行っている。

学友会は「福岡医療短期大学学友会会則」に基づき、学生である正会員、特別会員（非常勤講師を除く教員）から組織され、会長、総務委員長、学年委員長、学年委員からなり、短大学長が会長として学友会を総括指導している。学園行事として毎年5月に開催される体育祭、10月に開催される学園祭はグループ校である「福岡歯科大学学友会」と本学学友会が共催で企画・運営し、全学生が主体的に参画できる活動の機会となっている。本学では、これら学園行事は、全学生および全教職員が一丸となって参加する行事と位置づけ、特に学園祭では両学科、各学年による展示や模擬店が出展され、各学科の特徴を活かした短大企画として「歯科保健指導」や「介護体験コーナー」を設け、地域住民も多数参加する催しとなっている。

クラブ活動に関しては、本学の学生は福岡歯科大学のクラブ活動にも参加しており、夏季・冬季に行われる「全日本歯科学生総合体育大会」に参加する学生に対し、学友会と父兄後援会から参加費の一部を援助する活動支援を行っている。

昼食の場としてコミュニティホール1（120名収容）、コミュニティホール2（90名収容）

容)、コミュニティホール3(60名収容)、学生ホール等がある。その他に、キャンパス内には福岡歯科大学の学生食堂(200名収容)があり、昼食時には短大学生も利用している。さらに、キャンパス内の体育館、グラウンド、テニスコート等を本学学生も使用することができる。

本学校舎内の施設として、体調不良時に休養できる男女別の保健室にはそれぞれ2台のベッドが設置されている。また、緊急時の対応として、AEDを本学1階事務室前の壁に設置している。

学生の住宅環境の支援については、自宅外通学予定の入学者で下宿・アパート・マンション等の宿舎が必要な学生には、事務課から近隣の不動産業者を紹介して対応しており、オープンキャンパスや入試当日にも希望者には情報提供を行っている。本学は地下鉄七隈線次郎丸駅より徒歩5分、西鉄バス福岡歯科大学前バス停より徒歩5分、西鉄バス次郎丸団地バス停より徒歩7分と公共交通機関での通学に適した立地であるが、自転車やバイク(登録制)、自動車(許可制)での通学者も多く、学内に駐輪場と学生駐車場を設置している。平成28年より学園内にバス停が設置され、学生の通学にも活用されている。

学生の経済的支援のための制度として、学業成績が優秀で品行方正な学生を社会に輩出することを目的とし、「福岡医療短期大学特別奨学生規則」を設け、学業成績優秀者に対して年間授業料の5割を上限として免除している。平成28年度の実績で、歯科衛生学科各学年3名、保健福祉学科各学年1名の計10名が特別奨学生に選ばれている。前記以外の外部奨学金として、「山口県ひとつづくり財団奨学生」平成28年度実績1名、「公益財団法人ふくわ」(平成28年度実績1名)、「日本学生支援機構奨学金」(平成28年度実績146名)がある。

保健福祉学科では「福岡県介護福祉士等修学資金貸与制度」(平成28年度実績9名)、「九配記念育英会奨学金」(平成28年度実績1名)、「生命保険協会介護福祉士養成奨学金」(平成28年度実績1名)などがある。また、歯科衛生学科には福岡県下の歯科医療従事者養成校在学者対象の「ふくわ奨学金制度」が平成25年度より利用できるようになった。これらの制度を学生に周知徹底して、積極的に活用させている。

保健福祉学科においては、「福岡医療短期大学保健福祉学科入学者の授業料減免取扱いについて」の細則を設けており、授業料を1年次限りではあるが減免している。社会経験3年未満の入学生は授業料の15%(平成26年度入学生から20%に増額)、社会経験3年以上の入学生は授業料の55%を減額している。平成28年度の実績で、合計10名が授業料の減免を受けている。その他に、授業料の分納については学則第34条に記載され、4期分納の制度も設けている。

学生の健康状態の把握として、毎年4月中旬に全学生の健康診断を実施している。将来、医療職や介護職として就業した際に、肝炎ウイルスに感染する危険に備え、希望者に対しB型肝炎予防ワクチンを接種させている。メンタルヘルスへの支援としては、医

科歯科総合病院にある「学生相談室」で福岡歯科大学教員の心療内科医師が無料で相談に応じるなどカウンセリングの体制も整えている。学生生活上の悩みについては、学年担任や助言教員がオフィスアワーを利用して適時きめ細やかに相談に応じており、本学1階にカウンセリング室も設置している。また、ハラスメントについては、学園内にハラスメント防止等対策委員会が設置され、「学校法人福岡学園ハラスメント防止ガイドライン」に基づき、相談員が各学科に1名が配置されている。相談員はハラスメント相談の窓口となっており、学生・教職員一人ひとりの人権が尊重される体制を整えている。相談員の氏名および連絡先等は、ホームページや「学生の葉」、学園が発行するポスター等に記載され公表されている。

学生生活についての意見や要望は、随時学年担任や助言教員を通じて聴取するよう努めており、また、平成28年度に「学生の満足度調査」を全学生に実施した。「授業や実習など教育に関する項目」、「短大での学生生活に関する項目」、「短大の施設設備に関する項目」、「アルバイトや余暇の過ごし方に関する項目」など41項目の多岐にわたる内容について学生の意見や要望を聴取した。

本学は、医療・保健・福祉の担い手として、歯科衛生士並びに介護福祉士という国家資格を有する専門職を養成する短期大学であり、国家資格を取得する目的で社会人入学希望者が増えている。特に、これまで歯科助手や介護職員として仕事に従事してきた者が、自らのキャリアアップや国家資格の取得を目標に入学してくる場合が多いため向学心が高い。社会人学生は高い職業意識やモチベーションをすでに有しているため、特別に学習支援は行っておらず、逆に社会人学生の存在は現役で入学してきた学生への学修意欲を高める良い刺激となっている。

障がい者の受け入れについては、「歯科衛生士法」や「社会福祉士および介護福祉士法」に定められた欠格事由があるため若干の規制はあるものの、両学科ともに障がいを持つ入学希望者の学習意欲を増進させ、卒業・就業に向けた適応能力の育成を目指して門戸を広げて受け入れる体制を敷いている。過去には聴覚や視覚障害等を抱えた者を入学生として受け入れ、配慮のもと教育体制を整え、卒業後の就職までに導いた実績がある。これらの多様な学生に対しては、入学前より学年担任を中心に個別に対応する組織的な学修支援体制を整えると同時に、玄関口スロープや多目的トイレ、階段昇降機などの施設整備の充実を図り、学生生活支援も併せた支援体制を敷いている。

科目等履修生については、学則第39条「科目等履修生、研修生および委託生」に示すとおり体制を整備し、「歯科衛生士国家試験」不合格者（既卒者）を対象に受け入れており、平成26年度の不合格者2名を平成27年度に受け入れ、平成28年実施の国家試験で合格に導いている。

これまでに、留学生が在籍したことはなく、留学生への学習および生活支援の対応は実績がない。

外部からのボランティア等の募集に応えるために、ボランティア担当教員（両学科複

数名)を配置し、学生への情報提供に努め自主的参加を促している。特に、医療・福祉系の教育機関として臨床・臨地実習や介護実習先の福祉施設と密接な関係があることから、これらの施設の行事ボランティアへの協力要請が多く、学修成果を確認する場であると同時に、歯科衛生学科では、本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士」の取得要件として評価している。

学生の地域貢献活動としては、学園が主催する「かふえもりのいえ」(認知症カフェ)の支援ボランティアや福岡市営地下鉄次郎丸駅構内で行う「地下鉄七隈線乗車マナー向上キャンペーン」、福岡市主催の「ラブアース・クリーンアップふくおか」の清掃ボランティア活動に学生が参加し、地域住民との交流を図る場となっている。これらの学生による社会的活動に対して、保健福祉学科では「レクリエーション・インストラクターの資格」取得のための要件として評価している。また、認知症高齢者理解のための導入教育の一環として、「ピアサポート形式」授業により認知症サポーター養成講座「認知症サポーター100万人キャラバン」を行っている。さらに、地域の要請や関連施設において、ミニ公開講座「認知症サポーター養成講座」を開講し、教員と一緒に保健福祉学科学生も支援員として参加し、地域支援活動として評価されている。

(b) 課題

近年、家庭の経済的状況が厳しい学生が増えつつあるため、学生への経済的支援として、修学資金や企業からの奨学金・基金などのさらなる獲得を目指すことが課題である。

保健福祉学科におけるボランティアの評価については、すでに「レクリエーション・インストラクターの資格」取得要件としての評価を行っているが、今後さらに評価法を確立することが課題である。

平成28年度に実施した「学生の満足度調査」の結果に基づいて、より一層学生の生活支援を組織的に行うことを検討する。

[区分]基準Ⅱ・B・4 進路支援を行っている。

(a) 現状

就職支援員と各学科の学年担任が協力し、学生の就職支援に当たっている。また、就職支援室と各学科並びに事務課との連携を図るため、「就業力支援委員会」が支援活動の一部を担っており、構成人員は、各学科の学科長と教員2~4名、就職支援職員2名、事務課職員2名である。就職支援室では求人状況、学生の応募状況、就職内定状況等の情報を各学科教員に発信するとともに、就職関連行事やガイダンスの企画・運営を教員と打ち合わせて開催するほか、就職指導の課題の検討も行っている。また、最終学年次の学生に対しては「就職活動・編入学読本」の配布や「卒業生アドバイザーによる就職ガイダンス」等を学科ごとに実施し、学生が抱く就職に関するさまざまな不安に対応できるよう活動支援を行っている。

就職支援室には事務兼相談スペースを設けており、就職関係資料とパソコン2台によ

る就職情報の閲覧が常時可能となっている。また、専任職員2名が常駐し、学生の就職相談に応じている。学生は、求人票や施設・医院のパンフレット、施設・医院別に卒業生が採用試験内容を記した「面接試験報告書」や「就職活動関係書籍」等を自由に閲覧することが可能で、事前に就職試験への対応策や模擬面接のサポートなどを個別に実施している。なお、相談は予約制ではなく、相談したい学生にいつでも応じることができる体制を敷いている。

就職活動の手順は、まず数件の求人先の見学を行った後、面接へとつなげ、学生の特性や希望と求人先の特徴や雇用条件とのマッチングを重視し、適宜アドバイスをする体制をとっている。さらに、「卒業見込証明書」、「成績証明書」、「健康診断書」など面接の際に必要な書類を就職支援室で手渡すことで、就職活動を確認している。また、就職活動に伴う「授業欠席届」や「活動参加票（施設訪問の確認）」、「活動報告書（説明会参加、筆記試験・面接試験を受けた等）」を提出するよう指導し、学生の活動状況の把握と指導に努めている。就職活動並びに進路決定時期については、両学科とも国家資格の取得を第一の目標としているため、一般的な大学とは異なり、卒業試験並びに国家試験終了前後の1月から3月の時期に決定するものが6～8割を占めている。また、離職後の再就職の相談など各専門職種としての就職支援に卒業後も応じていることから、卒業生の利用度も高い。

進学・留学に対する支援部門も就職支援室内に併設し、進学や留学希望者に対する相談や受験のための指導を実施している。編入学の場合は、複数の大学から指定校の依頼を受けており、全学生へガイダンス時に周知している。また、編入希望大学への連絡等も必要に応じ行っている。各学科による進路支援の取り組みの状況は以下のとおりである。

【歯科衛生学科】

キャリア形成の一環として「コミュニケーションスキル」や「キャリアデザイン」の授業を2年次生に行いコミュニケーション能力を育むとともに、3年次生に対しては年3回実施する「卒業生アドバイザーによる就職ガイダンス」等において社会で働く卒業生を招き、「歯科衛生士としてのやりがい」や「資格取得を目指すにあたってのアドバイス」等を行い、資格取得への意欲の向上や就職活動への動機づけを行っている。

また、訪問診療を行っている歯科医院の増加や、チーム医療による歯科衛生士の活動範囲の拡大を見据え、平成16年より2年次に介護研修を選択科目として設け、「介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）」の資格取得を積極的に支援している。取得にあたり、介護保険施設実習を経験することにより、卒業後の即戦力となる人材育成や医療従事者として欠かすことのできない思いやりや優しさを涵養している。また、学科間相互乗り入れ教育として保健福祉学科の「高齢者口腔ケア施設実習」との合同実習の中で、多職種との連携について学ぶ場があり、口腔にとらわれず全人的な関わりを持つための視点を身につけられることから、この資格取得は就職活動の際の強みとなって

いる。

このように、口腔介護教育に対し積極的に取り組んでいることから、平成24年度入学者より、歯科衛生士免許取得後に、本学独自の認定である「口腔介護推進歯科衛生士」を授与し、本学専門教育の質の保証とともに就職のための資格取得支援の一環としている。

また、歯科衛生業務のキャリアアップを目的に職場を変わる卒業生も多いため、常時学内の掲示板に就職情報を掲示している。

【専攻科口腔保健衛生学専攻】

歯科衛生士国家資格を取得した上で、キャンパス内の医科歯科総合病院の専門歯科診療科にて歯科医師の直接指導のもと患者を担当し、就職後、即戦力としての活躍ができる人材の育成を行っている。また、学位授与の方針に掲げているように、歯科衛生学科1・2年次生の基礎臨床実習における「アシスタントティーチャー」の役を課し、指導者として人を教育していく力の育成に取り組んでいる。

平成24年度より、「口腔介護スキルアップ講座（全5回）」の受講と「アシスタントティーチャー」として「口腔介護系実習への参加」を本学認定の「口腔機能向上推進歯科衛生士」の認定資格要件とし、平成28年度までに83名に対し認定資格を授与した。

ほとんどの専攻科修了生は、就職先として専攻した専門歯科診療科に関連した就職を決定しており、また、1年間（最大3年間）の嘱託職員として医科歯科総合病院に優先的に就職している。その他、臨床経験を積んだ専攻科修了生が他の歯科衛生士養成校の教員として活躍している。

【保健福祉学科】

保健福祉学科は国家資格である介護福祉士を取得して卒業するため、ほとんど全員の学生が国家資格を活かした介護分野への就職を希望している。社会的にも介護人材が大幅に不足している現状から求人状況は良好であるが、専門職としての価値を高めるため、更に、就職後のキャリアアップを見据えたより専門性の高い知識や技術の修得のための支援を積極的に行っている。具体的には、平成24年度の入学者から、本学認定の「口腔ケア支援介護福祉士」の資格取得や、介護職も実施できるようになった一部の医療行為を学ぶ「医療的ケア教育」を一足早く導入してカリキュラムの中に「実地研修」まで取り入れ、資格や技術の獲得により、就職活動の幅が広がるように支援している。また学生が早期に自身の進路について向き合えるよう、2年次前期には「福祉キャリアガイダンス」の授業の中で、卒業生アドバイザーによる就職ガイダンスと題し、数名のキャリアの違う卒業生を招き、介護福祉士として所属する施設の仕事内容や学生時代に準備しておくことなどの実体験を基にした講演を聴講する機会を設けている。

【就職支援室、就職情報提供について】

歯科衛生学科3年次担任および保健福祉学科2年次担任に加え、平成22年度より就職支援室を開設し、専任の支援員が2名常駐し、学生の就職活動の支援を行っている。就

就職支援としては、就職活動のオリエンテーションおよびガイダンスの実施に加え、見学や面接の受け方、マナーや言葉遣いの指導、電話の掛け方や履歴書の書き方等の指導を個別に行っている。また、期間が限定された求人については、随時学年担任を通じて学生全体に通知し、希望者には個別に指導を行っている。求人票は、学生の目につきやすい1階掲示板に県別、地域別に掲示している。求人票の詳細や就職情報については、就職支援室で「受付番号順」や「勤務地」別に4冊ずつファイリングしており、複数人が同時に閲覧・検索できるように配慮している。また、テーブルなどを設置し、自由に情報を閲覧できる体制をとっている。求人および学生の就職希望先は、福岡市をはじめとした県内が中心であるが、歯科衛生学科では県外に就職を希望する学生に対しては、グループ校である福岡歯科大学同窓会の全国規模のネットワークを活用することにより、希望の地域での就職を可能にしている。

編入学に関する入学案内や募集要項は、内容について説明すると同時に希望者に配布し、自由に閲覧できるよう環境を整えている。また、大学への編入学や留学等、進学希望者に対しては、学年担任を始め、助言教員、就職支援員等が連携を図り相談に応じている。歯科衛生学科では、福岡歯科大学2年次への編入制度があり支援体制を整えている。

本学では、就職支援員および学年担任をはじめ他の教員も、就職を含めたさまざまな進路の選択肢を示しながら情報を提供して相談に応じ、学生の進路支援を行っている。

就職支援室の進路支援を充実させるために、就職支援室に関するアンケート調査や卒業年次生を対象としたアンケート調査も実施している。これらによって、PDCAサイクルが効果的に機能するように配慮している。

(b) 課題

歯科衛生学科では、院長やスタッフとの人間関係や雇用条件の相違などの理由により、早期退職する者は少なくないのが現状である。早期退職を防ぐ手段として、院長が望む新人歯科衛生士に対する意向や先輩歯科衛生士からのアドバイスなど具体的な情報を提示する機会が必要となる。現在3年次を対象に「卒業生アドバイザーによる就職ガイダンス」を実施しているが、全年次を対象に段階的に実施する必要がある。また、早期から自分の将来像を確立させるために、2年次の選択科目である「キャリアデザイン」の充実を図ることが課題である。さらに学生が将来キャリアアップできるように、専門歯科医院を多く紹介できるような就職支援体制を構築しなければならない。

保健福祉学科では、慢性的な介護人材不足の影響もあり、新卒学生への求人数も多く業務内容、勤務地、施設種別、雇用形態も多岐に渡る。学生が自分に合う就職先について、具体的なビジョンを持っていないと、卒業時近くまで進路に悩む学生も少なからず存在している。近年では新設の施設も多く、求人票の記載内容と実態に差が生じている施設も存在し、表面的な求人情報のみで就職を決定した場合には、早期退職も懸念されるため、同窓会のネットワーク活用や、施設との情報交換、ミスマッチのない就職内定のためのよりの確かな情報提供と個別の就職支援が課題である。

[区分]基準Ⅱ・B・5 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を受験生に対して明確に示している。

(a) 現状

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、建学の精神とともに、大学案内やホームページ、各学科、専攻科ごとの入学試験要項に明示されている。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）・各選抜の概要を入学試験要項の巻頭で紹介し、選抜試験ごとに「出願資格」、「選抜方法」、「出願要件」、「出願手続き」等の詳細を掲載している。各学科入学者選抜は、AO入学試験、推薦入学試験（指定校推薦・公募推薦）、一般入学試験（A日程・B日程・C日程・D日程）、社会人入学試験として社会人AO入学試験・社会人一般入学試験（A日程・B日程・C日程・D日程）を実施しており、特に保健福祉学科では入学生が少ないため、随時AO入試を実施している。また、保健福祉学科では福岡県が実施する介護福祉士の職業訓練制度で、福岡高等技術専門校の委託を受けて、介護福祉士の職業訓練生を受け入れている。さらに高等学校の中退者等を対象として大学入学試験受験資格審査を行う入試も実施している。

AO入学試験は、面談や小論文および書類審査を通して総合評価すると同時に、本学の教育理念や方針を理解した上で、入学できるという特徴がある。指定校推薦入学試験では面接を実施し、公募推薦入学試験では小論文と面接を実施するとともに、高等学校の成績や人間性を重視して判定を行っている。一般入学試験・社会人入学試験では小論文と面接を実施し、書類審査を合わせて判定を行っている。このように本学では、学力偏重入試に陥らないように様々な入学者選抜形態を導入している。

専攻科では、小論文と面接試験を課す1次入学試験・2次入学試験・3次入学試験を実施し、受験の機会を増やしている。

主な入試の業務は、以下のとおりで全教員だけでなく、事務課の職員と協同して行っている。①大学案内、入学試験要項、広報物の企画・立案・制作、②進学関係（リクルート等）企業との折衝、③高校訪問、進学ガイダンスの企画・実施、④オープンキャンパスの企画・実施、⑤各入学試験の対応・管理、⑥大学案内、入学試験要項の請求受付、発送、⑦大学案内請求者のデータ管理・分析、⑧専攻科の募集活動については全国歯科衛生士教育協議会関連の会議等を利用、⑨入学志願者からの質問の受付（ハガキ・メール等）や問い合わせについては、事務課が随時回答している。

その中で、「入試日程やオープンキャンパスの日程」、「大学案内」、「入学試験要項」等の原案作成については、まず教授会で審議し、最終的には理事会にて承認されており、入試の合否判定は入試委員会が入試成績等の資料を作成し、教授会で審議した後、合否の判定を下している。学生募集や入学試験広報、入学試験等については、毎月1回開催される短大運営会議にて検討が行われている。

オープンキャンパスにおいては、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

に基づき、高校教員やオープンキャンパス参加の生徒に本学の教育の特徴について説明している。また、オープンキャンパスの日程については、5月から翌年3月までおよそ毎月2回のペースで実施しており、毎年6月には高等学校の教員を対象としたオープンキャンパスの実施も行っている。更にオープンキャンパスの日程以外でも、見学希望者に対しては教員および事務課職員が「随時のオープンキャンパス」として対応している。

高等学校から依頼される「出前講義」や「進学ガイダンス」についても入試委員会で検討し、高等学校からの要望に応じている。

合格者もしくは入学手続き者に対しては、「入学のご案内」を郵送しており、主な内容は、「事前登校日と入学式日程」、「奨学金制度」、「新入生研修旅行日程」、「学生証作成手続き」、「選択科目の履修」などの案内の他、「教材・実習器具購入品一覧」などについて、入学後、学生生活にスムーズに入っていけるよう情報提供を行っている。

入学後のオリエンテーションは、入学直後の2～3日間および新入生研修旅行（1泊2日）時に行っており、「学則や学生心得」、「履修指導・登録」、「資格取得等の説明」、「施設案内」、「健康診断の実施」、「学友会紹介」や「防犯の心得」等を学科長並びに1年次担任が説明している。

(b) 課題

両学科とも入学者の受け入れにつながる大学案内・ホームページの検討を行って、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）と本学の特徴の周知を図ることが必要である。高等学校への出前講義を通して、高校生が歯科衛生士並びに介護福祉士の職業理解を深め、進路決定に役立てるよう支援しているが、今後も継続して実施校の開拓に努めていきたい。また、入学後の導入教育の一環として、入学試験合格後から入学までの期間、入学後の専門教育に無理なく移行できるよう合格学生への入学前教育の実施が課題としてあげられる。少子全入の時代に入り多様な入学生への対応として、入学から卒業、就職まで学生をどう支援していくかが今後の課題であると考えられる。

専攻科では、他の養成校からの入学希望者が半数を占めるよう広く公募することが必要である。

基準Ⅲ

教育資源と財的資源

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

(a) 要約

本学の教員組織は、教育・研究実績、経歴等において短期大学設置基準を満たしており、専任教員の採用、昇任は、本学園の関連規定に基づき、教授会での確に資質を審議して行っている。全専任教員には研究室や共同で使用する研究室も備えられている。研究業績は学術情報データベースとしてホームページ上に公開しており、科学研究費補助金等の外部研究費も毎年獲得している。FD活動は、学務・FD委員会が統括して実施し、教員は、学修成果の向上に資するため学務・FD委員会、自己点検・評価委員会、学年担任と協力連携を図っている。事務課職員は3名、情報図書館分室事務補助職員1名で、SD活動を通じて能力を向上させ教員と連携して、授業、課外活動、施設利用等の支援を行っている。教職員の就業は本学園の諸規程に基づき行われ、規程集は学内LAN上で常時閲覧できる。防火対策については、本学園規定および消防法などの法令に従い管理を行っている。

(b) 行動計画

専任教員数は短期大学設置基準に定める教員数（20名）に1名不足しているため、早急に充足したい。また、臨床・臨地・施設実習については、学習成果向上のため医科歯科総合病院並びに介護保険施設の実習指導者との連携を深めている。教員の教育力の向上を図るため、専任教員はさらに上の学位の取得をはじめ、認定医や指導医、歯科衛生士教員全員が「専任教員認定歯科衛生士」資格の取得を目指す。また、教員の研究の活性化、特に若手教員の科学研究費補助金獲得に向けて教授等ベテラン教員の指導の強化を行う。事務課職員は教員との連携と資質向上を図るためのSD活動に積極的に参加するなどの業績評価を人事考課に反映させる。

[テーマ]

基準Ⅲ-A 人的資源

(a) 要約

本学の教員組織は、教育・研究実績、経歴等について短期大学設置基準を満たしているが、教員数は、平成29年3月現在、1名不足している。専任教員の採用、昇任に関しては、「福岡医療短期大学教員選考規則」、「福岡医療短期大学教員選考細則」に基づき、教授会において資質を審議して行っている。

教員の研究業績については学術情報データベースとしてホームページ上に公開している。科学研究費補助金等の外部研究費は毎年獲得し、科学研究費補助金の申請・管理は、学園の総務・財務課が中心となって厳正に行っている。全専任教員には個人研究室の他に、共同で使用できる研究室も備えられている。本学のFD活動は、学務・FD委員会が統括し、FD講演会や抄読会などが実施されている。

事務課職員は経験豊富な3名と情報図書館分室補助職員1名で、その職責は「学校法

人福岡学園事務分掌規程」で定められている。事務課職員は SD 活動を通じて能力を向上させ教員と連携して、授業、課外活動、施設利用の支援を行っている。防火対策については、「学校法人福岡学園防火・防災管理規程」により、消防法などの法令に従い設備管理を行っている。教職員の就業は「学校法人福岡学園就業規程」をはじめとする諸規程に基づき行われ、規程集は学内 LAN 上で常時閲覧できる。

「人事考課制度」、「学校法人福岡学園教員の任期に関する規程」にて教員の意識を高め資質の向上を図っている。

(b) 改善計画

専任教員数は短期大学設置基準に定める教員数（20 名）に対し 1 名不足しているため、早急に充足したい。専任教員はさらに上の学位の取得、また歯科衛生士専任教員においては継続して「専任教員認定歯科衛生士」資格を全員取得することにより教育の質・レベルをあげていくことが課題である。

研究の活性化も教員の資質の向上につながる大切な取り組みと位置付けたい。研究費の獲得状況は下降傾向であり、さらなる研究の活性化に努め、また申請に向けて計画調書のブラッシュアップ活動も同時に行っていくことが必要である。特に若手教員の科学研究費補助金獲得への指導とともに本学全体の研究のレベルアップが必要である。奨学寄附金についても増加させる必要がある。外部との共同研究を進めるとともに、外部資金の申請・獲得には福岡学園の総務課と協同・連携していかなければならない。

特に、事務課職員と教員との連携を強化し、学生への多面的な支援を迅速に行い、学修成果の向上を図らなければならない。そのためには事務職員は、積極的に SD 活動に参加し、その成果の提供を行うことが望ましい。また、人事考課システムを効果的に活用するとともに、業績評価を充実し、短大運営を活性化する。

[区分] 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(a) 現状

本学の教員組織は表 1（教員組織の概要）に記載のとおり編成されている。専任教員（教授、准教授、講師、助教、助手）の採用、昇任は、「福岡医療短期大学教員選考規程」、「福岡医療短期大学教員選考細則」に基づき行っている。また各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、専任教員ならびに、非常勤教員（兼任講師・非常勤講師）36 名を配置している。専任教員 19 名の平均年齢は、48.4 歳（教授 61.9 歳、准教授 49 歳、講師 40.1 歳）である。専任教員の年齢構成は 40～50 歳代の教員が多く、専門的に経験豊富な教員による教育体制が整備されている。専任教員は、それぞれ博士 9 名、修士 4 名、学士 4 名の学位を取得している。歯科医師は認定医 1 名、専門医 1 名、指導医 2 名、歯科衛生士は 4 名のうち 2 名は全国歯科衛生士教育協議会認定の「専任教員認定歯科衛生士」資格を取得している。全国歯科衛生士教育協議会認定の「歯科衛

生士専任教員講習会Ⅰ～Ⅵ」のうち、現在Ⅰ、Ⅱまでの受講者が1名、Ⅰ～Ⅲまでの受講者が1名、Ⅰ～Ⅵまでの受講者が2名で1名は未受講者である。保健福祉学科は、医師1名（指導医）、看護師1名、介護福祉士3名、社会福祉士・精神福祉士1名、管理栄養士1名、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格保持者4名（1名は歯科衛生学科）である。

表1 教員組織の概要（人）

（平成28年5月1日現在）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
歯科衛生学科	4	3	2	3	12	10		3	0	52	専任教員に学長を含む
保健福祉学科	3	1	3	0	7	7		3	0	11	
専攻科	(4)	(3)	(2)	(3)	(12)	-		-	0	2	兼務と専任は
(小計)	7	4	5	3	19	17		6	0	65	
[その他の組織等]	0	0	0	0	0					0	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数							3	1			
(合計)	7	4	5	3	19		20	7	0	65	

表2 福岡医療短期大学教員数（人）

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	歯科衛生学科	保健福祉学科	歯科衛生学科	保健福祉学科	歯科衛生学科	保健福祉学科
教授	5	3	4	3	4	3
准教授	3	1	3	1	3	1
講師	2	4	2	4	2	3
助教	2	0	3	0	3	0

(b) 課題

専任教員はさらに上の学位の取得、また歯科衛生士専任教員においては継続して「専任教員認定歯科衛生士」資格を全員取得することにより教育の質・レベルをあげていくことが課題である。

[区分]基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

(a) 現状

本学の専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づいて、関連する分野における幅広い知識を得ることを目的として、所属する各専門の学会や研究会および研修会などのできる限り出席・参加して見識を広めている。研究活動は、教員個々の専門領域で行われ、そのほか授業と直結した教育研究なども行われており、教員個人の研究業績はホームページ上に公開している。

科学研究費補助金の獲得に向けて、全教員が毎年申請を行っており、補助金も毎年採択されている（表3）。また企業からの奨学寄附金などの外部研究費の獲得もなされている。

表3 短大外部資金獲得状況

	科研費（単位：件、千円）	奨学寄附金（単位：件、千円）
平成26年度	9（9230）	0
平成27年度	6（5980）	1（500）
平成28年度	5（6760）	0

教員の研究活動を支援する規程には、「学校法人福岡学園教職員旅費規程」、「学校法人福岡学園教職員旅費規程第18条第2項および第23条に規定する日当細則」、「福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程」「福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程施行規則」がある。上記の規定の中に専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備しており、海外でも研究活動等を行うことができる。研究成果は、教員個々の所属学会や福岡歯科大学学会雑誌で公表されており発表する機会は確保されている。

全教員はそれぞれ研究室を持ち共同で使用する研究室も備えられている。研究時間の確保については担当の授業、大学の諸行事、入学試験等の業務以外の時間を利用して、個人研究費を活用し上記の諸規定に従って研究発表や研修を行っている。

本学の平成28年度に行われたFD活動は①学内で行われるFD（アクティブ・ラーニングフォローアップについて等）（28回）②福岡歯科大学のFD講演会（7回）③外部講師による特別FD講演会（2回）、④抄読会（16回）（研究ブランディング抄読会9回＋抄読会7回）、⑤科学研究費補助金の採択へ向けてのテーマ決定や計画調書のブラッ

シュアアップ(2回)で、計55回行われた。本学のFDの開催については、「福岡医療短期大学学務・FD委員会規則」に基づき行われ、教育方法や教員の資質向上を目的に企画・運営を行っており、福岡歯科大学主催の年2回のFDにも必ず参加し教育の質的向上を目指している。また、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の取組において、文部科学省選定事業(GP)の事業推進員3名と連携して、学生のニーズ把握のための学生対象アンケート調査やFD講演会演者との調整等を実施している。学生の学修状況と学修成果については教学IR委員会と連携して課外学修等の調査や評価を行っている。

(b) 課題

本学は研究活動を活性化するためにその一環として科学研究費採択を目指しているものの、科学研究費の獲得状況は下降傾向である。そのため、抄読会等において各々の研究の成果を発表し、また申請に向けて計画調書のブラッシュアップ活動も同時に行っていくことが必要である。特に若手教員の研究の活性化のためには教授等が科学研究費補助金獲得への指導を行うことが必要である。奨学寄附金については獲得状況がまだ少ないので、これも増加させる必要がある。外部資金の導入にあたり、福岡学園の総務課・企画課と協同して情報の収集、文部科学省との連絡を行い、教員への支援を強化する必要がある。また口腔歯学部や福岡看護大学との共同研究や3つの介護保険施設を利用した研究の活性化も進める。

[区分]基準Ⅲ-A-3 学修成果を向上させるための事務組織を整備している。

(a) 現状

福岡学園の事務組織は「学校法人福岡学園組織規程」、「学校法人事務分掌規程」に基づき事務局長の下に、10課1係で構成されており、短大事務課では、学務、学生支援等の事務を分掌している。短大事務課職員は3名で構成され、7年以上の学務を経験している。また事務課職員は福岡学園の医科歯科総合病院・介護保険施設の教員である兼任講師との連絡を密にして、実習の円滑化に努めている。情報図書館分室の補助職員は図書館司書資格を有しており、本の貸借はスムーズに行われ、学生への支援につながっている。事務室には、事務備品・用品などのハード面における環境も十分に整備され、事務課職員が適切に運用管理している。

防火対策については、「学校法人福岡学園防火・防災管理規程」により、消防法などの法令に従い設備点検等を行う他、教員・事務課職員・学生を含めた自衛消防隊を編成している。地震等の大規模災害については、学生全員に配布する「学生の葉」の中に「地震発生時の対応マニュアル」を記載している。教職員には「防災マニュアル」を作成、配布している。情報システムの安全対策については、「福岡学園情報セキュリティポリシー」、「情報端末の取り扱いに関するガイドライン」、「重要情報漏洩等対応マニュアル」を整備している。短大の学務システムは短大事務課で管理されており、LAN管理室の

協力のもとに、外部からの不正アクセスに対応している。外部への情報漏洩防止については上記のマニュアルを遵守している。教職員の全パソコンは学園の LAN 管理室が一括して管理しており、学内の全てのパソコンについてウイルス感染予防ソフトをそれぞれインストールすることが義務づけられている。

SD に関しては、「学校法人福岡学園就業規程」第 36 条に基づき策定した「学校法人福岡学園職員研修体系」により、平成 23 年度から学内研修を階層別研修と専門研修に分けており、業務改善や教職協働に向け、階層別研修として新採用職員研修、中堅職員研修、係長研修、課長研修等を実施している。また、専門研修として、ICT スキルアップ研修、ハラスメント講演会等を実施し、事務課職員の資質向上に努めている。

(b) 課題

本学では学生の出欠は受験資格の要件となるので教員への出欠状況の報告を迅速に行わなければならない。また短大事務職員の SD 活動を行った後、その成果や得られた情報の提供を行うことが望ましい。

[区分]基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

(a) 現状

教職員の就業に関する事項は、「学校法人福岡学園就業規程」に基づき定められ、これに基づいた運用がなされており、就業規程は学内 LAN を用いて教職員に周知している。職員の人事異動時には、オリエンテーションを実施しており、短大の新任教員には学長が随時オリエンテーションを行っている。

教職員の就業に関しては、「学校法人福岡学園教職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程」に基づき、自ら出勤簿に押印し、勤務状況は福岡学園人事係が管理している。また、「学校法人福岡学園育児・介護休業等に関する規則」により、育児休業・介護休業等を受けることができる。平成 26 年度と平成 28 年度に各 1 名「育児休業」を、平成 27 年度から 1 名が「育児短時間勤務制度」を利用した。本学では、「学校法人福岡学園人事考課規程」および「学校法人福岡学園人事考課マニュアル(短大教員用)(事務職員用)」に基づき人事考課を実施している。この制度は、より質の高い大学教育、教育の質の保証と学生へのより良い教育の提供に向け、教職員一人ひとりの重点目標への貢献を促し、貢献に応じた適切な評価を処遇につなげていくことを目的とする。人事考課は、一次考課は学科長が教員を評価し、事務課長が職員を評価する。二次考課は学長が教員全員を評価、福岡学園事務局長が事務課職員全員を評価し、その結果を理事長と協議して最終考課を行い、その結果を各教職員にフィードバックしている。また人事考課の結果は処遇につなげていき、昇任・降任、昇給・降給、昇格・降格、業績手当および年度末手当の処遇に適切に反映されている。

(b) 課題

平成 26 年度から最優秀教育改善賞を設けているが選考の際、人事考課制度を効果的に活用することが課題である。

[テーマ]

基準Ⅲ-B 物的資源

(a) 要約

本学の校地・校舎および運動場の面積は短期大学設置基準の規定を充足する広さを確保し、障がい者に対しては、バリアフリー対策を行っている。教育施設については、教育課程編成・実施の方針に基づいて各種講義室等を整備し、各学科の学習成果に配慮した実習室や演習室、関係機器・備品を整備することで、学習成果の向上と学生支援の充実に努めている。

情報図書館分室は適切な面積を有し、座席数・蔵書数についても基準を十分に満たしている。図書を購入・廃棄は「福岡医療短期大学情報図書館分室図書管理規則」に従って行っている。

学園体育館も適切な面積を有し、授業や部活動等で十分に活用されている。

施設設備の維持管理は、本学の固定資産・消耗品・物品等に関する諸規定に従い、「福岡学園第二次中期構想」に基づき実施している。火災・地震対策、防犯対策については、「学校法人福岡学園防火・防災管理規定」を整備し、非常時の学生の安全性の確保を目的として対応している。防災計画の策定、消防設備の定期点検を実施しており、校舎の耐震基準適合化などの諸基準は満たされている。コンピュータシステムのセキュリティは、LAN 管理室の専門技術職員が中心となって管理している。

省エネルギー対策では、地球環境保全の目的から「学校法人福岡学園冷暖房の取扱細則」に基づき、学園全体で電力消費量の削減に取り組んでいる。

(b) 改善計画

教育の質向上の観点から、講義室等の設備の点検・見直しと資料室等の廃棄物処理を進め、学生ロッカー室や研究室の有効活用を図るとともに、学内の Wi-Fi 環境を整えていく必要がある。

[区分]基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

(a) 現状

本学は福岡学園敷地内の福岡歯科大学と多くの設備を共有しているため、施設・設備等の点検・評価に当っては一部大学と短大とを併せた形で記載する。

大学と共用である校地および運動場は、短期大学設置基準面積 3,200 m²に対し校地面積は 103,830 m² (運動場用地 ; 33,279 m²を含む)、校舎は、短期大学設置基準面積 3,450

m²に対し、8,191 m²であり、校地・校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足しており、運動場は適切な面積を有している。

障がい者への対応についてはバリアフリーの観点から、校舎東側の出入口のスロープ、自動開閉ドア、障がい者用トイレ（1階）、階段の手すり、階段昇降機（1階から3階まで）等を設置しており、校地と校舎は障がい者に対応している。

主要な建物は1棟で、2学科および1専攻科共用で使用する講義室やパソコン教室等の他、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実習室を有している。平成28年度に、3階の303～307講義室の雨漏りの修繕・改修を行い、学習環境を整えた。

パソコン教室は平成28年度にデスクトップ型パソコンからノートパソコン48台に変更し、有線および無線LAN環境の整備を行った。無線LANを2階の小講義室(201、202、203)、1階のコミュニティホールに設置した。パソコン教室は、「情報処理実習Ⅰ、Ⅱ」（歯科衛生学科1、2年次）、「情報処理演習」（専攻科）、「福祉と情報処理」（保健福祉学科1年次）などの授業に使用するとともに、歯科保健指導用媒体、施設実習報告会資料、卒業研究発表用資料、卒業論文および学修成果レポートの作成等、両学科の複数年次の学生が頻繁に活用している。情報図書館分室にパソコン4台とコピー機1台およびコミュニティホール2にパソコン2台とプリンター2台を設置しており、学生が常時使用可能で、分室のパソコンは開館時間内で、情報の収集や自習に活用している。また、全てのパソコンは、インターネットに接続されている。

講義室は、プロジェクター、資料提示装置等が設置されている。このほかに、携帯型の液晶プロジェクターが4台あり、プロジェクターが設置されていない講義室で適宜使用している。全体的な機器・備品の管理については、短大事務課で行い、日常的な使用・点検は各学科にて行っている。

平成25年度には、学生の学習意欲向上や教育の質の向上を目的として、「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」により、101講義室およびコミュニティホール1には、アクティブ・ラーニング形式である少人数グループ学習や課外の自己学習、相互学習に対応できる連結・可動式の机と椅子を整備した。学生にアンケート調査を行ったところ「小グループ学習の時に使いやすかった」「課外の自己学習の時間が増えた」など一定の教育の成果がみられた。

情報図書館分室は福岡医療短期大学校舎1階にあり、「福岡医療短期大学情報図書館分室規程」により管理・運営されている。平成27年3月より、バーコードをつけた学生証を使用し、図書の貸し出しを管理できるようになった。受付、閲覧室、書庫等があり、面積は247 m²で適切な広さを有している。閲覧席48席と視聴覚席2席、パソコン席4席があり、閲覧席数は、学生総数約317名に対し15%以上の割合である。蔵書数は12,873冊、学術雑誌数は21タイトル、AV資料数は337点である。学生は学生証および本学教職員は職員証で福岡歯科大学9階の情報図書館も自由に活用でき、その面積

は1,211 m²で、座席数 105 席、蔵書数 14.2 万冊、学術雑誌数 240 タイトル、AV 資料数 4,500 点となっており蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数および座席数等は十分である。また、購入図書選定システムや廃棄システムは「福岡医療短期大学情報図書館分室図書管理規則」に規定されている。購入の際には、同規則第 4 条に規定されている年度図書調達計画に基づき、学生の図書委員により取り纏められた学生全体の希望図書を、教員の希望図書とともに短大図書委員会で審議し、教授会で決定した後、情報図書館が調達している。なお、本学園にない図書は、情報図書館のホームページにある相互貸借申込フォームによりメールで申し込み、他大学の図書館から取り寄せることができる。また、福岡市立図書館とは、図書の相互貸借を行っている。

情報図書館分室には司書の資格を有する情報図書館分室補助職員が 1 名配置されている。情報図書館分室は、学生が自己学習に活用する参考図書および教員が研究・教育に活用する図書を基本としており、歯学や歯科衛生学、介護福祉学に関する専門的な図書を蔵し、学生ならびに教員が有効に活用している。なお、学内のパソコンから、福岡歯科大学ホームページの情報図書館データベースにアクセスし、利用ガイド、新着図書の検索、蔵書検索、所蔵雑誌検索、文献検索等を行うことも可能である。

体育館の面積は 3,672 m²であり、適切な面積の体育館を有している。体育館は「健康生理学」（歯科衛生学科 1 年次）「レクリエーション理論」（保健福祉学科 1 年次）やバレー、バスケットなどの部活動、体育祭などで有効に活用している。また体育館以外にも、学園内の運動施設として、野球・サッカーおよびラグビー兼用のグラウンドや多目的グラウンド、さらにテニスコート、弓道場も大学との共用で常時使用することができる。

(b) 課題

教育の質向上の観点から、講義室等の設備の点検・見直しと資料室等の廃棄物処分を進め、学生ロッカー室や研究室の有効活用を図る。さらに課外学修支援の強化を目的とした学内の Wi-Fi 環境を整えていく必要がある。

[区分]基準Ⅲ・B・2 施設・設備の維持管理を適切に行っている。

(a) 現状

施設設備・物品管理については、「学校法人福岡学園経理規定」、「学校法人福岡学園固定資産および物品管理規程」、「学校法人福岡学園施設管理規定」整備により、適切な管理を行っている。また、施設設備の維持管理は、「福岡学園第二次中期構想」に基づいて策定された毎年度の事業計画に沿って講義室設備の改善等を行っている。また、施設課職員が定期的に学園の建物等の巡回点検を行っており、これにより平成 28 年度に、3 階の 303～307 講義室の雨漏りの修繕・回収を行った。1 階倉庫の廃棄物処分を行い、ロッカールームや研究室の確保を図っている。

防火・防災計画の策定、消防設備の定期点検など、非常時の学生の安全確保のための

「学校法人福岡学園防火・防災管理規定」を整備している。地震対策においては、短大の校舎は耐震診断により耐震補強は必要ないと診断されたが、非常時の学生の安全に留意し同規定に基づき「地震発生時の対応マニュアル」を整備し、周知を図るなどの対応をとっている。また、教員・事務課職員・学生を含めた自衛消防隊を編成し、防災啓蒙活動や、1年次生を対象に消防訓練（消火訓練、降下訓練、非常階段の位置確認等）を実施しており、自身の役割および災害時の行動計画について認識する機会としている。

学内の防犯対策として、午後7時以降は自動で校舎の出入口をロックされ、それ以降の入館は、教員の入館カードで開錠し校舎へ入るシステムをとっている。また、大学生活における防犯意識を高めるために、毎年4月に所轄の警察署に依頼して「新入生防犯教室」を開催し、防犯・薬物使用禁止の啓蒙活動を行っている。さらに、女子学生には防犯ブザーを配布し、自らの防犯対策の強化を図っている。また夏季・冬季休暇等に合わせて「夏季・冬季休暇の心得」を配布・掲示することで学生に周知するとともに休暇前にはホームルーム等の時間を利用して再度防犯の指導を行っている。なお、不審者対策として、1階入口には用件の無い部外者の校舎への立入り禁止を明記した張り紙の掲示や、校舎および各階女子トイレの出入口すべてに監視カメラを設置している。また校舎の周りには夜間照明を設置し、警備員が定期的に巡回している。

本学のコンピュータシステムのセキュリティ強化は、福岡歯科大学長（以下、大学長）が委員長である「情報システム委員会」がLAN管理室と連携して種々の対策を講じている。また、個人情報等の漏洩防止は、「福岡学園情報セキュリティポリシー」と「情報端末等の取り扱いに関するガイドライン」、「重要情報漏洩等対応マニュアル」に基づき、平成28年度には、情報セキュリティ講習会（初級編・中級編）を全教職員に実施している。短大においては、教授会等で個人情報の取り扱いについて注意を促すとともに、教職員が所有するパソコンにはセキュリティソフト（ウイルスバスターcorp.クライアント）の導入が義務づけられ、セキュリティ対策を行っている。また、学生が使用するパソコンに関しても、教職員と同様のセキュリティソフトを使用することでセキュリティ強化を図っている。

省エネルギー対策には、「学校法人福岡学園冷暖房の取扱細則」に基づき、電力消費量削減の協力を促している。本学園では本細則および「学校法人福岡学園エネルギー管理委員会規則」により定められた委員会からの電力使用状況の報告により各人の自覚を促し、全学的な協力要請を求めている。具体的には、空調機器の適切な使用、照明の間引きなどを行っている。省資源対策では、紙資源のリサイクルや廃棄物の分別回収を全学的に推進している。また、医療・福祉に携わる者としての自覚を促すため禁煙運動を推進し、短大敷地内における喫煙を禁止している。

(b) 課題

学生用の駐輪場のスペースに余裕が少なくなっているため、学生に駐輪方法についての指導を行い、スペースの整備・拡充を今後、検討する。

[テーマ]

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

(a) 要約

情報技術担当教員の指導の下、教職員間で情報技術を共有できるようトレーニングを行うことにより、教育課程と学生支援を充実させる ICT 技術の向上に努めてきた。学生に対する情報技術支援については、各学科の情報処理関連の授業の中でパソコンの使用法、オフィス系ソフトの使用法、インターネットからの情報獲得技術などの教授を行っている。また、学修支援として携帯電話（以降スマートフォンを含む）を利用したシステム（同報メール）を構築しており、教職員と学生の連絡を密にしている。また、国家試験に関しては、パソコン、ソフト、マークシートリーダーを用いて採点を行い、学生に速やかに採点結果を提供して学修成果の向上に努めている。

(b) 改善計画

短大全体の情報技術支援については、情報技術担当教員が中心的役割を担って行ってきたが、平成 28 年度末に情報技術に詳しい教員が退職したため、今後は情報技術の専門家の採用、または将来を担う若手教員の育成が必要である。当分は、外部講師等により、教員に対してトレーニングや研修を行う必要がある。さらに、パソコンのハードウェアの更新や利便性を高めるソフトウェアの導入の検討も行っていく必要がある。

近年の情報リテラシーの進歩に合わせたクラウドシステムやスマートフォンに対応した学修支援システムの検討も始める必要がある。

[区分]基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学修成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

(a) 現状

平成 28 年度私立大学等教育研究活性化設備整備費補助事業：タイプ 1 「教育の質的転換」により、パソコンを従来の情報処理教育だけに使用するのではなく、アクティブ・ラーニングの学修形態に 1 年次から馴染ませるための基礎的訓練や準備学修に活用することを目的に情報関連の充実を図った。

パソコン教室には従来のデスクトップ型パソコンからノート型パソコンに変えて 48 台設置し、有線および無線 LAN 環境の整備を行った。また無線 LAN を 2 階の小講義室（201、202、203）、1 階の 101 講義室、コミュニティホール 1 に設置し、これらのパソコンは全てインターネットに接続されている。無線 LAN の整備とノートタイプのパソコンの導入により、パソコン教室に限定されることなく、教育の場をどこでも自由に選べるようになった。これにより、アクティブ・ラーニング等の授業を効果的に実施できる環境が整った。また、コミュニティホール 1 と 101 講義室には、パソコンのモニターやプロジェクターとしても使用できる電子黒板を 3 台、アクティブ・ラーニング等の授業で使用できる少人数グループ学修のための可動式デスク 100 台とチェア 100

脚も設置した。

インターネットの環境・整備に関しては、本学は、福岡学園の FDCNET のドメインに属し、教職員は College セグメント、学生は Student セグメントにて、福岡学園情報図書館の LAN 管理室で管理されている。インターネットのウイルス対策については、平成 29 年度より教職員は全員ウイルスバスターコーポレートエディションをインストールする予定である。

学生には入学と同時に学園からメールアドレスを付与しており、歯科衛生学科の情報処理実習 I、II では、学修課題等の提出をメールの添付ファイルで行うように指導している。また、掲示板システムも稼働しており、学生が授業時間の変更等を携帯電話で確認ができるようになっている。また、携帯電話を利用したメールシステムも稼働しており、このシステムを学生の呼び出し、連絡等に適宜活用している。これらの技術支援は LAN 管理室が主に行うが、基本的な管理業務は本学の情報システム委員や情報技術担当教員が対処している。

学生の学修と教員の教育研究を支える情報技術について、教職員は LAN 導入時に情報システム委員会が開催する各種情報技術向上のための研修を受け、その後情報技術担当教員 2 名がトレーニングを行ってきたが、ウイルス対策などセキュリティに関する技術、セキュリティポリシーの確立など学園全体で取り組むべき事項に関しては、情報システム委員会や LAN 管理室と協同してトレーニングを実施している。学生に対しては、「情報処理実習 I、II」（歯科衛生学科）、「福祉と情報処理」（保健福祉学科）、「情報処理演習」（専攻科）等の授業科目により情報技術の向上に関する教育を行っている。さらに、授業や実習中に生じた偶発的なトラブルについては、速やかに情報技術担当教員が協力して問題解決を図る。教員間では解決不能な問題が生じた場合は、学園の LAN 管理室によるサポートを受けている。

プロジェクターや資料提示装置については、講義室を使用する教員が機器の状況を把握し、事務課と共同して計画的に維持・管理し、適切な状態を保持できるよう努め、経年劣化したものについては順次交換している。また、パソコンについては情報技術担当教員が適切な状態になるように管理しており、さらに福岡歯科大学 4 階の情報処理実習室のパソコンも活用し、授業や実習に不足が生じないように留意している。

教職員は各人 1 台以上のパソコンを所有しており、授業で活用する教育媒体の作成や学務に関する業務に必要なソフトもインストールしている。また、国家試験対策試験では、国家試験は 4 者択一問題等のマークシート形式で行われるため、解答したマークシートの成績集計作業はマークシートリーダーを用いて実施し、速やかに成績発表と学生指導を行うことで学修成果向上に努めている。さらに授業アンケートの収集、FD 活動のための配布資料や試験問題の作成・印刷等も学内で実施しており、コンピュータ整備は適切と考えている。

学生は上記の情報処理実習等の授業を通して、オフィス系ソフトの習熟のみならずイ

インターネットからの情報収集法やインターネット使用時の倫理についても学んでおり、学内 LAN に接続されたパソコン教室、202 講義室、コミュニティホール 2、情報図書館分室のパソコンを用いて学内情報やインターネットの情報を得ている。また、前述したように学修に関する情報や連絡は携帯電話を利用して得ることができる。

臨床系の授業や実習では臨床写真や臨床経過、実習手順等を示すために、教員はマルチメディアを利用した学修成果に配慮した授業を行っており、全員がパワーポイント等のプレゼンテーションソフトを使いこなしている。また、DVD 教材や YouTube 等からの教育動画も授業の中で効果的に活用している。

(b) 課題

前述のように、短大全体の ICT 技術支援は、短大の情報システム委員が中心となっていて行っているが、情報技術に詳しい教員が退職したため、今後は ICT 技術に精通した教員の採用や、教員対象 ICT 技術関連の研修を行ったりする必要がある。

学生が利用できる学内 LAN は整備されているが、さらに情報技術教育を充実させるためにもタブレットやスマートフォンに対応する Wi-Fi などの ICT システムの拡充が求められる。

また、福岡歯科大学では平成 26 年度から IC カードを学生証として導入し、出席管理や図書館の入館・退館および図書の貸し出しを一括管理できるようになっているが、短大ではバーコードをつけた学生証を使用することにより、これらの管理を行っている。今後は大学と同様に IC カードを利用した図書館入退館システムやアンケート収集システム等の利用についても検討する必要がある。

[テーマ]

基準Ⅲ-D 財的資源

(a) 要約

学園全体および短期大学全体の過去 3 年間の資金収支は、翌年度繰越支払資金は収入超過で推移している。事業活動収支の基本金組入前当年度収支差額は、歯科衛生学科は収入超過で推移しているが、保健福祉学科は恒常的に定員割れの状態が続いており、過去 3 年間、支出超過となっている。短期大学全体でみると、保健福祉学科の支出超過を歯科衛生学科の収入超過分で補填できていることから、過去 3 年間、収入超過で良好に推移している。学園の平成 28 年度決算における純資産は 588 億円となり、学園規模の拡大等により平成 26 年度から 11 億円増加している。また、特定資産および資金の運用については、安全性を最優先としつつ、有効な運用を行っている。学園の過去 3 年間の貸借対照表関係比率は、純資産構成比率が 95%以上、基本金比率も 100%で推移し、良好な数値を示している。また、学園は借入を行わず、全て自己資金で運営していることから、総負債比率も約 4%と安定した経営状況となっている。退職給与引当金は、退職金規程により算出した期末要支給額を基に、私立大学退職金財団への掛金の累計額と調

整した金額の100%を計上しており、退職給与引当金に相当する特定資産も確保している。これらの財政状況について日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状況区分」を用いると、本学園はA3の正常状態に分類され、経営状況は良好である。

短期大学の財政的な将来像としては、「福岡学園第二次中期構想」を基に財政の向こう10年間の収支を推計して毎年度の事業計画および予算基本方針を策定するなど財務状況を把握している。

本学の人件費率も平成26,27年度は短大の全国平均より低いものの、28年度の高い人件費率の原因は、両学科共に定員割れによる事業活動収入の低下によるものである。短期大学では、毎月一回、理事長の出席のもと短大運営会議を開催し、より安定した財政基盤を確保するため、学生募集と経営情報交換の方策について議論している。

(b) 改善計画

保健福祉学科においては、定員充足が最重要課題であるため、社会人学生の確保、介護福祉士等修学資金の継続と拡充の嘆願や授業料の減免制度等について検討を行わなければならない。また、短大全体としては、事業収入の増加の方策や科学研究費の獲得、文部科学省の教育プログラムの応募を増やすなど外部資金の獲得を積極的に進めなければならない。

[区分]基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

(a) 現状

学園全体の過去3年間の資金収支（書式5）では、翌年度繰越支払資金が平成26年度9億2,000万円、平成27年度15億2,000万円、平成28年度8億1,000万円で推移している。短大部門では、過去3年間の資金収支差額は、平成26年度1億2,800万円、平成27年度1億4,800万円、平成28年度7,700万円で推移し、黒字幅は減少しているが収入超過で推移している。

事業活動収支（書式2）について、学園全体では、過去3年間の基本金組入前当年度収支差額（旧：帰属収支差額）は、平成26年度5億7,400万円、平成27年度7億8,500万円、平成28年度3億3,800万円と収入超過で推移している。短大部門においても、基本金組入前当年度収支差額は平成26年度1億3,300万円、平成27年度1億2,500万円、平成28年度9,900万円と収入超過で推移している。

学園の収入超過は学生納付金、医療収入、受取利息・配当金収入が安定して推移しており、人件費の増加に対処できているためであり、短大部門では学生納付金、補助金の収入と人件費の抑制等により、収入超過となっている。

貸借対照表について過去3年間の主要財務比率（表1）を見ると、純資産構成比率は95%以上で推移しており、自己財源が充実し財政的に安定していることを示している。積立率も100%前後で推移し、学園が安定的に継続するために必要とされる運用資産が保有されて

いる。短期的な支払能力を判断する流動比率は、全国平均を大きく下回っているが、本学園は資金運用の観点から余裕資金を長期有価証券で保有しているため、特に問題はない。

表 1 貸借対照表関係比率

(単位：%)

比率名	評価	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	全国平均 (平成 27 年度)
純資産構成比率	△	95.9	96.2	96.0	85.5
積立率	△	102.0	101.3	97.4	74
流動比率	△	149.8	214.3	120.3	248.2

※ 評価：△ 高い値が良い

短大部門は保健福祉学科の収容定員未充足による恒常的な支出超過を抱えてはいるが、過去 3 年間の基本金組入前当年度収支差額、経常収支差額ともに収入超過で推移しており、現在のところ、学園財政に頼ることなく運営されている。学園全体でも、福岡看護大学設置に係る人件費、教育研究経費の増加が影響したものの、平成 28 年度の経常収支差額は 3 億 1,100 万円で収入超過となっている。また、平成 28 年度決算における学園の総資産は約 612 億円となったほか、病院建設等に備えた第 2 号基本金引当特定資産 114 億円、教育研究の充実を目的とした第 3 号基本金引当特定資産 235 億円など各種特定資産も計画的に積み上げており、学園全体を支える財務基盤は安定していると考えられる。

退職金の支給に備えるため、「学校法人福岡学園退職金規程」に基づいて算出した退職金の期末要支給額を基に、私立大学退職金財団への掛金の累計額と交付金の累計額を調整した金額の 100%を退職給与引当金として計上している。また、退職給与引当金に相当する特定資産を確保している。

学園が保有する特定資産および資金の運用については、「学校法人福岡学園資金運用規程」に基づき、満期保有を目的とし、安全性を最優先としながら、有利な運用を行っている。平成 28 年度の実受利息・配当金収入は 6 億 9,000 万円で、長引く低金利の影響等により前年度比 8,000 万円の減となったが、学生生徒等納付金収入、医療収入に次ぐ重要な財源となっている。

短大全体の教育研究経費比率は 16%から 17%で推移し、20%を切っている状況で全国平均と比べても低い水準となっている。学科別で見ると、歯科衛生学科は 14%から 15%で推移しており、教育研究経費支出の拡充を図る必要がある。保健福祉学科は、20%を超える水準で推移しているが、学生納付金の減収に伴う経常収入の減収によるものである。

表2 教育研究経費比率

(単位：%)

学科名等	平成26年度	平成27年度	平成28年度	全国平均 (平成27年度)
学園全体	30.1	30.8	32.5	大学法人：39.0 短大法人：25.1
短大全体	16.9	16.3	16.0	
歯科衛生学科	15.1	14.9	14.1	
保健福祉学科	24.4	22.3	27.0	

※教育研究経費比率＝教育研究経費÷経常収入

学園内の福岡歯科大学の施設・設備については、情報処理実習室、情報図書館および体育館を含む体育施設等など多くの物的資源を共用しており、教育研究用の施設・設備の支出についての負担が軽減されている。また、施設設備および図書等の学習資源については、短大部門の予算要求に対して法人の予算委員会においてヒアリングを行い、その必要性・優先順位を精査した上で、適切に予算の配分が行われている。

本学の入学者定員充足率は、表3に示すように歯科衛生学科は、平成28年度は入学定員を充足することが出来なかった。専攻科は、平成26年度は定員を3名満たすことができなかったものの、毎年安定的に入学者を確保している。保健福祉学科は、平成22年度から職業訓練生の受け入れを始めたが、恒常的に入学定員を充足していない状況にある。収容定員充足率は、表4に示すように歯科衛生学科は過去3年間、収容定員を充足しているが、保健福祉学科は年々減少傾向にあり、定員確保が厳しい状態となっている。

表3 入学定員充足率

学科名等	入学定員 (人)	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		入学者数 (人)	充足率 (%)	入学者数 (人)	充足率 (%)	入学者数 (人)	充足率 (%)
歯科衛生学科	80	103	128.7	84	105.0	71	88.7
保健福祉学科 〔職業訓練生〕	40	25 〔10〕	62.5	27 〔10〕	67.5	15 〔5〕	37.5
専攻科 口腔保健衛生学専攻	20	17	85.0	20	100.0	20	100.0

表 4 収容定員充足率

学科名等	収容定員 (人)	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		在学者数 (人)	充足率 (%)	在学者数 (人)	充足率 (%)	在学者数 (人)	充足率 (%)
短大全体	340	361	106.1	341	100.2	317	93.2
歯科衛生学科	240	287	119.5	272	113.3	254	105.8
保健福祉学科	80	57	71.2	49	61.2	43	53.7
専攻科 口腔保健衛生学専攻	20	17	85	20	100.0	20	100.0

短大全体の基本金組入前当年度収支差額は、過去 3 年間(書式 2)1 億 3,000 万円から 9,900 万円と減少傾向にあるものの依然、収入超過で推移し、短大運営を可能とする財務体質を維持している。保健福祉学科は、定員割れの状況が続き、基本金組入前当年度収支差額は、平成 26 年度 2,400 万円、平成 27 年度 3,300 万円、平成 28 年度 5,600 万円と連続で支出超過となり赤字幅も広がっている。一方、歯科衛生学科は、収容定員を充足し、基本金組入前当年度収支差額は、平成 26 年度 1 億 5,700 万円、平成 27 年度 1 億 5,900 万円、平成 28 年度 1 億 5,600 万円と収入超過を維持しながら、保健福祉学科の赤字をカバーし短大全体の収入超過に貢献している。

(b) 課題

歯科衛生学科・保健福祉学科の学生定員確保に向けて努力し、財務のより健全化に向けて取り組む必要がある。収容定員が低迷している歯科衛生学科も学生募集における方策について検討するとともに、国家試験合格率が高いことや歯科衛生士の職業としての魅力について広報活動を積極的に行う必要がある。また、研究活性化のために科学研究費補助金の獲得や、施設設備を充実させるため外部資金の獲得に努力することが課題である。

■ テーマ基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

保健福祉学科の入学定員確保のため、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて学生納付金の引き下げ、学納金分納制度の拡充、授業料減免制度の導入など受験生の経済的負担を考慮した様々な取組みを実施してきたが、期待していた効果は表れていない。また、歯科衛生学科においても、平成 28 年度は入学定員が未充足となっている。学生確保は財政安定化の最重要課題であることから、今までの取組みについて検証を行い、効果的な学生募集活動を行っていく。

[区分]基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実体を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(a) 現状

本学園の中・長期的方針である「福岡学園第二次中期構想」の中で、組織運営に関する目標の一つとして「財政基盤の確保」を掲げている。この財政基盤の確保に向け、毎年度決算確定後に向こう 10 年間の収支を推計し、将来の財政状況の把握に努めるとともに、中・長期的な展望を視野に入れ、財政計画を策定している。

本学が継続的かつ健全な短大運営を行うためには、明確な学生募集対策と学納金計画を策定することが重要となる。歯科衛生学科は専門職としての社会的ニーズの高さや口腔介護、周術期の口腔保健管理など職域の拡大に対応した本学独自の歯科衛生士養成教育を先進的に推進しなければならない。

一方、介護福祉士を養成する保健福祉学科は平成 21 年度に定員数を 60 名から 40 名に見直した後も、定員割れの状態が続いている。対策として社会人学生確保の方策をあげ授業料の 55%等の減免制度などを実施した結果、社会人学生の比率が高くなっている。将来的にも社会人学生の受け入れは学生募集対策の要であり、職業訓練生制度継続の国への要望活動に加え、社会人の学び直しの観点からも社会人学生の受け入れの努力を行わなければならない。

本学は自らの経営状態を定期的に把握し、必要な対応を講じることの重要性を認識しており、客観的な経営分析を実施している。私学事業団の学校法人活性化・再生研究会により提案された定量的な経営判断指標に基づく経営分析手法として、『私学の経営分析と経営改善計画』を参考にして「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」による客観的な経営環境分析を行った。「私学の経営分析と経営改善計画」のフローチャートに従った本学園全体の経営状態の区分は、「正常状態」を示す「A3」である。

本学の強みは、大きく下記の四点に集約される。

1) 充実したキャンパス内の教育施設設備

本学園は、全国でも珍しくキャンパス内に医科歯科総合病院や 2 つの介護保険施設があり、学生の実習・就職に活用できる優れた教育環境がある。歯科衛生学科では、7 ヶ月間、医科歯科総合病院の 11 の専門診療科と口腔医療センター、2 つの介護保険施設で臨床実習が行え、58 名の歯科医師教員と 32 名の歯科衛生士スタッフからなる約 90 名の医療スタッフや歯学部の臨床実習生と共に臨床実習を行うことができ、歯科医療の様々なあり方が共有できる環境にある。更に 2 年次における介護研修では本学の保健福祉学科教員も講義、実習を行い、2 つの介護保険施設で実習を行うことができる。保健福祉学科が他の介護福祉士養成施設に先がけて行っている医療的ケア教育の指導資格を持った看護師も両施設に 1 名ずつ在籍しているため、より充実した医療的ケア教育が実施できる。また、本学は福岡市エリアで唯一、医療的ケアの資格「認定特定行為業務従事者」を在学中に取得できる介

護福祉士養成施校である。

2) 専門職養成のための教育内容

歯科衛生学科では、福岡歯科大学の口腔歯学部から兼任講師による講義やキャンパス内の施設を活用する実習により、質の高い教育を教授している。特に口腔介護の分野では教育・研究の場であるキャンパス内外の介護保険施設を利用して実習ができる卓越した教育を行い、本学独自の認定資格制度「口腔介護推進歯科衛生士」も付与することになっている。

保健福祉学科では「医療的ケア教育」（喀痰等吸引・経管栄養の管理）を他の養成校に先がけて行っており、また本学の特徴である口腔ケアの技術に優れた介護福祉士を養成するために、専門発展科目としての口腔ケア教育を実践している。また、本学独自の認定資格制度「口腔ケア支援介護福祉士」を導入した。専攻科は、独立行政法人大学評価・学位授与機構により日本初の「口腔保健衛生学」の専攻科に認定され、平成 20～28 年度の専攻科修了 150 名全員が「口腔保健学」の学士を取得している。また、本学独自の認定資格制度（口腔機能向上推進歯科衛生士）も付与している。

3) 学年担任制と助言教員制度による本学独自の教育指導体制

各年次に 2～3 名の教員を学年担任として配置し、さらに 1 名の教員が 4～10 名の学生を担当する助言教員制度を配し、学生一人ひとりに対するきめ細かな生活指導を行っている。また、全教員設定したオフィスアワーを学生に周知し、学習全般から生活相談等の助言・指導を個別に行う細やかな対応を行っている。

4) 就職率の高さ

本学は両学科とも国家資格を就職に活かせる学科であるため就職率が高く、求人倍率は両学科とも約 8～10 倍に達し、就職希望者は全員就職している。さらに、本学は、就業力・就職支援室を設け、平成 22 年度以降、文部科学省 GP の補助金により就業力・就職支援員を配置することで、学生の就職には手厚い支援を行っている。

本学の弱みについても的確に認識している。歯科衛生学科の弱みは大学病院で個別の歯科専門性にすぐれた各科の実習は行うことはできるが、小規模な歯科医院での総合的な歯科医療を行うことができない点である。また、福岡県内に歯科衛生士養成施設が本学以外に 6 校あり、学生募集では競合しているが、歯科衛生学科の入学者は県外からの入学者の割合が高くなっている。今後さらに上記の 4 つの強みを活かした教育内容の差別化を図り、県内外の優秀な学生の確保に力を入れる必要がある。

専攻科の弱みについては、歯科衛生士養成専門学校における認知度がまだ低いことで、今後広報活動を進めなければならない。

歯科衛生学科の強み・弱みに基づく客観的な経営環境分析について、前述の『私学の経営分析と経営改善計画』のマトリクス分析を用いた SWOT 分析を平成 27 年度に実施した。歯科衛生学科を取り巻く『外部環境』は定員充足している「機会(Opportunity)」と教育が高い評価を得ている「強み (Strength)」に分類され、上記の SWOT 要因によるクロス分析では「積極的攻勢」という方向性が示唆された。学生募集対策として歯科衛生学科の強

みである専攻科を含めた歯科衛生学科の養成教育としてのブランド力を高めることで、将来的にも福岡県内・県外からの入学者の安定した確保と定員充足に取り組んでいるが、近年若干ではあるが定員割れしている傾向にある。

保健福祉学科の弱みは、①介護職は処遇が低いと一般に認識されていること、②介護福祉士資格取得の方法は養成施設に行かずとも現場経験を積み研修を受け国家試験を受験できるルートもあるため、高校から直接施設に就職し実務を積み資格を取る者もいること、③介護の仕事が介護福祉士の業務独占ではないこと、④介護福祉士養成施設卒業生の国家試験受験が先延ばしになり介護福祉士の質の向上が遅れていること等により介護福祉士希望者が少なく定員割れとなっていることである。

保健福祉学科の客観的な経営環境分析についても前述の SWOT 分析を平成 27 年度に実施した。本学保健福祉学科を取り巻く『外部環境』は社会的ニーズがありながらも人材不足の状態である「脅威 (Threat)」に分類され、また保健福祉学科の有する『内部環境』は毎年定員を充足しない「弱み (Weakness)」に分類される。上記の SWOT 要因によるクロス分析では「専守防衛または撤退」という方向性が示唆された。

保健福祉学科の学生募集対策は、福岡近郊の高校を中心として訪問しているが、併せて社会人学生の確保にも努力しており、現在までの対策と結果は以下の通りである。①「福岡県福祉・人材確保臨時対策事業」の補助金を活用して社会人に対しての新聞広告を行った。また「福岡県介護福祉士等修学資金貸付事業制度」が開始され応募者が増加した。②「職業訓練生」を受け入れ、毎年約 7~8 名の定員が確保できている。また、福岡市『働きながら資格をとる』介護雇用プログラム』を活用し学生を受け入れた。③授業料減免制度や学納金分割制度を導入して、授業料を納入しやすい対策をとり、入学者を増やす努力をした。また、授業料の延期願い制度を活用して、経済的な理由での退学者を出さない努力をしている。④福岡県や国に対して上記の職業訓練生制度や介護福祉士等修学資金制度の継続のための陳情を行っているが、まだ定員割れの状態である。上記の両制度が無くなれば過半数割れは必至の状態であるため、新たな方策を講じなければ保健福祉学科の存続が危ぶまれる。

保健福祉学科の学納金は①平成 23 年度に入学検定料を 3 万円から 2 万 7 千円に見直し、②平成 22 年度に学生納付金を 2 年間 230 万円から 211 万 5 千円に減額、③平成 23 年度に学生納付金の 4 期分割納入制度、④同じく平成 23 年度より前述の授業料減免制度（社会人経験 3 年以上の者について授業料の 55% を 1 年次に限り減免、質の高い介護福祉士を目指す受験生については 1 年次に限り 15%（平成 26 年度入学者から 20%）減免などの方策をとり、経済的な修学支援を通じて学生確保に努めている。

財政上の安定確保の計画として、歯科衛生学科では学納金を、平成 15 年度に 2 年制から 3 年制に移行した際に新たに定めた。学納金は現在まで据え置かれている。

教員の人事計画は、短期大学設置基準、歯科衛生士学校養成所指定規則および社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則に基づき、設置基準以上の専任教員を配置して十分な教育

を行っている。歯科衛生学科においては、福岡歯科大学から優秀な歯科医師と歯科衛生士を教員として募集している。また、保健福祉学科については本学園の医科歯科総合病院や公募を通じて、それぞれの教育分野の優秀な人材を確保している。また教員は、任期制をとり、助教は3年（1回限り再任可）、教授・准教授・講師は5年毎（再任可）に資質能力を評価し、教員の質の向上を目指している。

本学園の施設設備の将来計画は「福岡学園第二次中期構想」に基づいて年度ごとの事業として実施されている。耐震化計画については福岡歯科大学本館と医科歯科総合病院の研究棟の耐震化工事が行われたが、本学の建物の耐震診断では耐震補強の必要がないという結果であったため、耐震化は行わなかった。学園全体の今後の施設整備の予定としては、キャンパス内の福岡歯科大学医科歯科総合病院の新築計画がある。また、学園保有地（野芥地区）に教育と就職の場として活用する介護福祉施設サンシャインセンターを平成28年2月に開設した。

外部資金の獲得については、本学園の「福岡学園第二次中期構想」にも「外部資金獲得の推進」として掲げ、教育研究の活性化および財政の健全化のため、短大も全学をあげて積極的に推進している。

本学への寄附に対する税制上の優遇措置についてはホームページや広報誌等で周知しており、教育および研究活動振興に対する寄附金の積極的な増収を図っている。

表 12 人件費率の内訳

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	全国平均
学園全体	56.5	53.7	57.4	大学法人：49.9
短大全体	52.0	51.6	60.1	短大法人：59.5

過去3年間の人件費率（表12）は学園全体では大学法人の全国平均49.9%とより高いものの医師系法人を除く全国平均53.7%と同等になっている。本学の人件費率も平成26,27年度は短大の全国平均より低いものの、28年度の高い人件費率の原因は、両学科共に定員割れによる事業活動収入の低下により人件費率が高くなったためである。

短大の施設設備費は、前述のように学年の学修意欲向上や教育の質の向上に必要と考えられる施設設備に対して支出され、学習成果の獲得につながっている。さらに福岡歯科大学との共用部分があるため、定員管理とそれに見合う経費のバランスがとれている。

学内に対する経営情報の公開は、ホームページや学園広報紙（ニューソフィア）を通じて学生や一般にも公開を行っている。また、本学では入学者確保を目的として毎月1回、理事長、常務理事、事務局長、短大事務課長と本学全教員が参加する短大運営会議を開き、学園の財務状況や経営情報についても会議の中で教職員の理解を深めることで、危機意識の共有が図られている。

(b) 課題

本学の財政上の安定を確保するためには、両学科の入学者が定員を充足することが重要であり、保健福祉学科における職業訓練生の受入れによる社会人学生の確保や、介護福祉士等修学資金の継続と拡充の嘆願、授業料の減免制度等によって学生募集対策を進めることが将来的な課題である。また、介護実務者研修、リカレント教育等、外部を対象として行なわれる講習会などの事業収入を確保することや、文部科学省の教育プログラムへの応募や科学研究費補助金の獲得件数の向上により、外部資金の増加に向けた取り組みも重要な課題である。

基準Ⅳ

リーダーシップとガバナンス

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

(a) 要約

本学園の経営の最高意思決定機関は理事会であり、代表者である理事長は、理事会を通じて経理、教職員の任免等、学園全体の統括者として、リーダーシップを発揮できる体制となっている。理事長の業務執行は、「組織規程」、「事務分掌規程」、「就業規程」、「経理規程」等の規程、規則等に基づき適切に行われている。

理事長は「建学の精神」達成のため、「第二次中期構想」等を策定し、同構想の実現に向け年度ごとに「事業計画」を策定し、理事会、評議員会を開催し、審議・決定している。なお、理事会に提案する事項は、常任役員会、法人役員と教育職代表者等で構成する学園連絡協議会での審議を経ている。

短大学長は、理事長と大学長の協議を経て、理事会で選任されており、短期大学・学園運営の両面において、その職務を遂行している。短大学長はリーダーシップを発揮し、短大の重要課題を審議する機関としての教授会や各種委員会等の組織編成、諸規程の整備等、短大を円滑に運営していくための組織体制を整備し、運営している。また、短大学長は、理事会と教授会との円滑な意思疎通を図ることにより責任と役割を明確にし、相互に協力して短大の運営に当たっている。

監事は、「寄附行為」の規定に基づき選任しており、うち1名が常勤監事として学園の業務執行状況など全般にわたって監査を行っている。また、理事会、評議員会にも毎回出席するほか、年2回監事会を開催するとともに、必要に応じて公認会計士との意見交換を行い情報の共有化を図っている。

評議員会は、「寄附行為」に基づき選任した評議員により構成され、定例会議として年3回開催し、「寄附行為」に規定された予算、事業計画、寄附行為の変更等の諮問事項等について意見を述べている。

情報公開に関しては、ホームページに「教育研究上の基礎的な情報」等の教育情報のほか、理事会において承認された「事業計画書」「事業報告書」および「決算概要」等を公開している。また、財務課には、これら書類の閲覧用財務関係書類ファイルを整備し、閲覧請求があった場合には、すぐに対応できるようにしている。

(b) 行動計画

本学の自己点検・評価は、平成9年に学則第4条に基づき適用された自己点検・評価に関する規則に則って組織された自己点検・評価委員会が中心になって行い、翌年度から自己点検・評価報告書「福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題」を3～4年毎に発行し、学内外に公開して説明責任を果たしてきた。併せて、福岡学園では平成12年の「福岡歯科学園の新世紀に向けての将来構想」、平成16年の「福岡歯科学園中期構想」に続き、平成23年に「福岡学園第二次中期構想」を策定した。現在、これまでの中期構想経過を踏まえて、「福岡学園第三次中期構想（平成29年度～平成34年度）」策定に取り組んでいる。これらの将来構想・中期構想の策定によって、福岡

学園の教育、研究、医療福祉活動は、理念や基本方針が明確に関連したものになり、本学の自己点検・評価は質的に大きく改善され、なお推進していかなければならない。

[テーマ]

基準IV-A 理事長のリーダーシップ

(a) 要約

理事長は、建学の精神達成に向け「福岡学園第二次中期構想」を実現するための提案および実績・進捗状況報告等を議長である理事会および評議員会で行い、また、監事の監査を受けた決算および事業の実績を毎会計年度終了後の5月に、理事会に諮り、評議員会で意見を求めている。学園組織と教学組織の意思疎通、意思統一を検討するために、理事会および評議員会に提案・報告する全ての事項は、理事長が議長を務める常任役員会、学園連絡協議会で審議している。理事会は、本学園の理事長の経営判断や執行を検討する最高意思決定機関としてこれら重要事項のすべてを決定している。なお、理事会・評議員会の議事録は、理事長の意向により教職員全員に迅速に周知、徹底するため、電子掲示板で開示している。また、年頭挨拶や年3回の朝食会、短大運営会議などで学園・短大の現状・課題等について説明し、教職員の理解・協力を求めている。学内外の情報収集は、理事長・常務理事・大学長・短大学長だけでなく企画課や財務課も行い、重要情報については常任役員会、学園連絡協議会、理事会で報告するとともに、必要に応じて対応案を事務局で作成し、常任役員会、学園連絡協議会の審議を経て理事会で決定している。理事の選任は規定に基づき適切に行っており、理事には理事長のほか、大学長や短期大学長、事務局長が含まれており、建学の精神は十分理解されている。

(b) 改善計画

本学の第三者評価に対する理事会の関与・責任の明確化をさらに進め、今般の自己点検・評価で明らかとなった課題を改善につなげ、本学の質を保証していくためにも、理事会に自主的な自己点検・評価活動を節目、節目に報告していく必要がある。

[区分] 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(a) 現状

理事長は、平成27年から前任の理事長の後を継ぎ理事長職にあり、本学の建学の精神、教育の理念の内容を十分理解している。これまで、九州大学において教授、病院長、理事・副学長を歴任した経験、私立大学協会の常務理事としての経験等により、教学および法人経営について豊富な経験を有しており、学園の発展に大きく寄与している。

理事長は、建学の精神（使命・目的）達成に向け、理事長の主導によって策定した「福岡学園第二次中期構想」を実現するため、毎年11月の理事会・評議員会に年度ごとの「事業計画」および「予算基本方針」を提案するとともに、その実績・進捗状況等を5月の理事会・評議員会で「事業報告書」として報告し、意見を求めている。毎年行われ

る理事長年頭挨拶の中で、当該年に重点的に実行すべき事項を重点目標として全教職員に周知し目標の実行を促している。併せて理事長は、常務理事、事務局長とともに、毎月、本学の全教職員が参加する短大運営会議に出席し、短期大学の円滑運営に向けた協議を行っている。また、教授、准教授、講師、課長等約 130 名で構成する朝食会を年 3 回開催し、理事長が直接、学園の現状・課題等について説明し、教職員の理解・協力を求めている。その他、本学の研究活性化への取り組みとして、半年ごとに学科長を対象に理事長、大学長、短大学長等による面談を実施している。面談では、学科所属の教員の研究進捗状況および指導状況を確認することで、研究意識の向上を図っている。

理事長の職務は「寄附行為」第 11 条「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定し、理事長のみに代表権を付与している。学園の代表者である理事長は、学園全体の統括者として教学組織を含む学内諸機関の健全運営を基本的な役割としている。

本学では、監事の監査を受けた決算および事業の実績（収支決算書、貸借対照表および事業報告書等）を毎会計年度終了後の 5 月に、理事会に諮り、評議員会で意見を求めている。

「寄附行為」第 16 条第 2 項「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」の規定により、理事会は本学園の最高意思決定機関として機能している。理事会は、理事長が招集し、理事総数の過半数以上の出席により成立し、理事長が議長を務めている。迅速な意思決定をするため、原則 8 月を除き毎月開催するほか、必要な場合は臨時にも開催している。理事会では、寄附行為・学則の変更、予算・決算、教授・准教授の採用、規程の改廃等重要事項の全てを決定している。学園組織と教学組織の意思疎通、意思統一を強化するため、理事会、評議員会に提案・報告する全ての事項は、常任役員会(月 2 回開催)、学園連絡協議会(月 1 回開催)で審議している。なお、理事長の意向により学園の意思決定を教職員全員に迅速に周知、徹底するため、理事会・評議員会の議事録を学内 LAN を利用した電子掲示板で開示している。

本学の第三者評価に関する事項については、必要の都度、短大学長より報告を受け、円滑に遂行できるよう協議している。また、理事長、常務理事、事務局長および全教職員等が出席し、月 1 回開催される短大運営会議で必要な協議等を行っている。

本学の発展に欠かせない学内外の情報収集（本学、文部科学省、日本私立振興・共済事業団、他の短期大学等の情報）は、理事長・常務理事・大学長・短大学長だけでなく、学園の長期計画の企画・立案等を担当する企画課や財政の中長期計画、財務分析を行う財務課が行い、長期財政推計等を作成している。このうち重要情報については、常任役員会、学園連絡協議会、理事会で報告するとともに、必要に応じて規程の制定や改正案等の対応案を事務局で作成し、常任役員会、学園連絡協議会の審議を経て理事会で決定している。

このように、理事会は教育の使命を果たすため、経営責任の視点に立って短期大学運

営の重要事項を審議・決定しており、本学の運営に関する法的な責任があることを十分認識している。

情報公開に関しては、学校教育法施行規則に規定する教育研究活動等に関する情報、財務情報、自己点検・評価に係る情報を常時ホームページで公開するとともに、必要に応じ学園広報誌を通じて恒常的に、かつ継続的に学内外に公開している。殊に、財務情報は、平成17年の私立学校法改正前から、学園広報誌およびホームページで、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに財産目録の概要(大科目レベル)を公開していたが、改正後は、閲覧者台帳を整備し、学園の利害関係者(在学生、保護者、教職員等)から請求があった場合、閲覧に供している。また、ホームページでは一般の人が本学園の財務状況の大まかな内容が分かるようにグラフや解説付きで公開している。

「事業報告書」の中では、財務の概要として5年間の資金収支の状況、消費収支の状況、貸借対照表比較、財務比率の推移をグラフ等により掲載し、公開している。

理事会は、学校法人および短期大学運営に必要な組織・総務関係、人事・給与関係、財務関係、教学関係の諸規程を整備し、学内LANを利用して、教職員全員が自由に諸規程を閲覧し、遵守することができるようにしている。学校法人の運営および本学の運営に関わる規程の制定・改廃にあたっては、必ず理事会での議決を行っている。

理事の選任に関しては、「私立学校法」第38条および「寄附行為」第6条の規定に基づき必要の都度、適切に行っている。現理事会の選出条項ごとの構成は、福岡歯科大学長、福岡医療短期大学長各1人(寄附行為第6条第1項第1号該当)、評議員より5人(同第2号該当)、学識経験者より5人(同第3号該当)の計12人である。また、経歴ごとの構成は、大学等教育経験者7人、大学等管理経験者1人、行政経験者1人、学識経験者2人、県歯科医師会会長1人で、いずれの理事も識見が高くかつ判断力の優れた人物である。理事には、理事長のほか、大学長や短期大学長、事務局長が含まれており、建学の精神は十分理解されている。

学校教育法第9条(校長および教員の欠格事由)の規定は、「寄附行為」第10条第2項第3号に準用されている。

(b) 課題

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮しており、短期大学の教育の使命を果たし経営責任の視点に立って学修成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指しているが、更にそれを推進していかなければならない。また、理事会には学外者が6名おり、第三者評価の役割を担っているが検討する必要がある。

[テーマ]

基準IV-B 学長のリーダーシップ

(a) 要約

学長は歯科医学に関する深い識見を有し、福岡歯科大学の教授として24年間教育、研

究、教育改革等、教学運営体制に貢献してきた。平成14年に本学の学長に就任以来、11年間学長として学則第41、42条に則り、教授会(原則月に2回)、各種委員会等を開催し、教学運営体制に適切なリーダーシップを発揮している。教学においては助言教員制、学年担任制、国家試験対策、多様な学生に対応する教育方法等を確立し、運営に対しては、入学者定員の確保に努めている。また、福岡学園の評議員、理事であるため、評議委員会、理事会に出席して本学の状況説明を行い、教職員に対しては教授会、各種委員会を通して学園の中期構想や年度毎の事業計画方針等の情報を適切に周知させている。

このように、学長は建学の精神、教育の理念、三つの方針を教職員と共有し、その実現のために様々な取り組みについてリーダーシップを発揮し教育の質の保証を実践している。

(b) 改善計画

入学定員を確保するために、学生募集活動を積極的かつ効果的に行うよう指導する。また、受け入れた様々な学生に対して、建学の精神、教育の理念、三つの方針に基づいた教育を充実させ、学修成果の質的・量的データを収集・分析し、学修成果の可視化に基づく教育機能の向上のための自己点検・評価の推進を図る。更に、カリキュラム、教育体制の改善を指導する。

[区分] 基準IV・B・1 学修成果を獲得するために教授会等の教学運営体制が確立している。

(a) 現状

学長は、建学の精神の策定にも大きく関与しており、その精神に基づき教授会、各種委員会において常に教育方法、評価方法に関する提案を行い、審議を求めるなど学修成果を獲得するために教育改革を推進し、FD活動やSD活動を活性化している。特に以下の5つの項目について、強いリーダーシップを発揮し、本学の向上・充実に向けて努力している。

①助言教員制

本学は開学以来、学生を少人数に分け担当教員が卒業まで学生生活全般に助言・指導を行う助言教員制度を設けてきたが、学長は後述する学年担任制を導入することにより、学年担任を学修面の助言・指導、助言教員を学生生活全般面の助言・指導と責任分担を明確にし、学生指導体制を整えた。

②学年担任制

学年担任制を導入し、各年次に2～3名の学年担任を任命し、直接的に、また間接的に助言班の教員に指示を出すなど、学生の学修に対して助言・指導を与えるシステムを導入して現在に至っている。学年担任制を導入することにより、学生に対して責任を持って指導する体制が整った。例えば、成績不振の学生や欠席が目立つ学生への指導に対しては、ケースに応じて助言教員を交え保護者を招致して3者面談を行い、問題点の早

期解決を目指している。

③国家試験対策

歯科衛生学科の国家試験対策として、学年担任が責任を持って1年間の国家試験対策を実施する体制を整えた。学年担任は、欠席が目立つ学生、成績不振の学生に対して助言を行い、また、必要に応じて補習の実施体制を整え、国家試験対策を効果的に行っている。その結果、平成26・27年度では2～3名の不合格者を出したが、平成28年度には100%の国家試験合格率を達成した。また、保健福祉学科については、国家試験義務化への対策を検討している。

④多様な学生に対する教育方法

入学手続き者への入学前学修や入学後から卒業までのポートフォリオによる指導、資格取得への早期モチベーションの育成、アーリーエクスポージャーの実施、再試験を不合格となった学生に対して再試験を繰り返し行って学修習慣を身につけさせ、歯科衛生士、介護福祉士への意欲のある学生が合格基準に達するまで指導する等による多様な学生の教育・生活指導について教員の積極的な対応を促すよう指導している。

⑤入学定員の確保

18歳人口の減少や4年制大学の増加により短期大学への進学者が減少しているなか、学長は積極的に高校を訪問し、本学の特長等を説明して入学定員確保に努めており、月に一度開催される短大運営会議を通じて、入学定員確保のため教員が率先して高校を訪問するなど広報活動を行うよう指導している。また、奨学金等の学生の就学環境に対してもリーダーシップを発揮している。研究においても抄読会や科学研究費補助金獲得等の外部資金導入に対しても積極的にリーダーシップを発揮している。

学長は、「学長等の専任等に関する規則」により、人格高潔で学識にすぐれ、高等教育行政に関し識見を有する者と認められ、理事長が福岡歯科大学長と協議したのち理事会の議を経て選出されている。また、学長は福岡歯科大学での経験を活かし、平成14年に本学の学長に就任以来、11年間学長として学則第41、42条に則って本学の重要事項を審議する教授会、および各種委員会等を開催し、議長として教学運営体制に適切なリーダーシップを発揮している。教授会の議事録は、定例については短大事務課において作成し、また、必要な事項に対して迅速に対応するために開催される臨時教授会については教員が作成し、議事録署名人として2名の教員が内容を確認し、事務課において保管している。

学長は建学の精神、教育の理念、三つの方針（入学者受入れ方針、教育課程・実施の方針、学位授与の方針）を教職員と共有し、その実現のための様々な取り組みについてリーダーシップを発揮し実践している。また、福岡学園の評議員、理事であるため、評議員会、理事会に出席して本学の状況説明を行い、また、教職員に対し教授会や各種委員会を通して、学園の中期構想や年度毎の事業計画方針等の情報を適切に周知させている。

教授会の下には、学務・FD委員会、入学試験委員会、自己点検・評価委員会、教育支援・教学IR委員会、国際交流推進委員会、情報図書委員会、公開講座委員会、就業力支援委員会の各委員会を委員会規則に基づいて設置し、学長はその殆どの委員会に出席し意見を述べている。

(b) 課題

保健福祉学科の入学者数が定員に満たないため、就学資金の手当として各種の奨学金や学生納付金減免制度を設けているが、未だ定員を満たしていない。引き続き広報活動や高校訪問、職業訓練生の受け入れ、福岡県への介護福祉士等修学資金継続の要請、授業料減免制度の継続、社会人への広報活動による社会人受け入れの継続等を行い定員確保に努める。歯科衛生学科についても、平成28年度は入学者数が定員に満たなかったため、保健福祉学科と同様に広報活動や高校訪問により定員確保に努める必要がある。また、さまざまな学生を受け入れて教育していくためには、保健福祉学科においては国家試験の義務化に伴うカリキュラム内容や教育指導体制の検討、歯科衛生学科においては国家試験100%合格のためのカリキュラム内容や教育指導体制の更なる検討・改善が必要である。今後は、教育指導体制の検討・改善に必要となる教員の資質の向上に向けて、若手教員の研究支援体制を整備することが必要である。

[テーマ]

基準IV-C ガバナンス

(a) 要約

予算は、学園の中期構想に沿って各部署の予算作成責任者等から、当該年度の予算要求書が財務課に提出され、財務課で精査した後、予算会議において予算査定が行われ、要求額を調整する。教育研究経費予算は、常任役員会等で協議のうえ予算化し、学園全体の予算原案を財務課が作成し、常任役員会での審議を得て最終的な予算案となり、財務委員会で学外者の意見を聞いた後に評議員会、理事会に諮り、年度予算が決定する。このように学園の将来計画を基本として、事業計画に対応した予算措置が行われている。決定した「事業計画」および「予算」は、教授会、事務連絡会等を通じて関係者に速やかに報告されるほか、学園ホームページにおいても公開している。

配分された予算の執行に当たっては、各予算執行責任者の管理の下、支払要求書、証憑書類および会計伝票を、財務課において精査のうえ支出しており、予算執行状況については、財務課で月次試算表を作成して分析を行い、理事長への報告を行っている。計算書類、財産目録等については、監事による監査により当該会計年度の経営状態を正確に表示していることが確認されている。また、公認会計士による監査においても、当該会計年度の経営状況および財政状態を適正に表示している旨報告されている。

公認会計士による監査は、9月から5月まで行われ、監査終了後、1年間の検出事項が提出され、財務課および関係課において学園の対応策を検討し、常任役員会に報告す

るとともに改善に向けて迅速な対応を行っている。

学園が保有する基本財産および運用財産中の積立金および資金の運用については、「寄附行為」第 30 条および「経理規程」第 36 条に基づく「資金運用規程」により、安全かつ有利な運用に留意するとともに、運用収入の増収に努めている。

寄附金については、文部科学省からの寄附金募集に関わる「特定公益増進法人」の証明に加え、平成 24 年 6 月に「税額控除対象法人」の証明を取得し、寄附金を受けやすい環境を整えた。

情報公開に関しては、学校教育法施行規則に規定する教育研究活動等に関する情報、財務情報、自己点検・評価にかかる情報を常時ホームページで公開するとともに、必要に応じ学園広報誌を通じて学内外に公開している。

(b) 改善計画

特になし

[区分] 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a) 現状

監事による監査は、2名の監事により行われる。常勤監事は毎週3日間出勤し、学園の業務執行状況および財産の状況など全般にわたって監査を行っている。また、公認会計士と監事は、年に数回監査内容についての意見交換等を行い、情報の共有化を図っている。

監事は、評議員会（定例：年3回）および理事会（定例：毎月）に毎回出席して学園の運営全般に関する情報および理事会の意思の把握に努めており、11月と5月の年2回監事会を開催し、その後監査報告会において、監査結果を理事長以下常勤役員と大学長、短大学長に報告のうえ意見を述べている。このほか常勤監事は、文部科学省主催の「学校法人監事研修会」に毎年参加し、私学行政の現状と課題および最新の監査事情等の把握に努めている。

監事は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、学園の業務全般および財産の状況について監査を行い、監査結果を「監査報告書」として毎会計年度終了後、5 月末までに開催される理事会および評議員会に提出し、決算の監査報告を行っている。

(b) 課題

特になし

[区分] 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(a) 現状

評議員会は、理事会の諮問機関として「寄附行為」第 20 条および 24 条により選任された評議員 25 人で構成している。内訳は、法人理事長 1 人、大学長、短大学長およ

び医科歯科総合病院長の3人、法人職員のうちから4人、学識経験者および法人の設置する学校を卒業した者18人である。なお、理事の定数は9人以上16人以内で現在12人である。私立学校法第42条（評議員会）の規定は、「寄附行為」第24条に準用し、定例会議としては年3回開催している。諮問事項として評議員の意見を聞かなければならない案件が発生した場合は、臨時の評議員会も開催している。なお、評議員の評議員会への出席率は、平成28年度実績83.5%である。定例のうち、5月には前年度の事業報告や前年度決算説明、大学・短期大学の入学状況、進学状況等が、11月には補正予算、次年度事業計画、次年度予算の基本方針等が、3月には次年度の予算等について説明がなされ、評議員の意見を聞いている。

評議員会では、理事会において決定した案件の報告や、上記諮問事項以外の重要案件についても意見を聞いている。その他、学園広報誌の送付、入学式や卒業式の案内や5月の評議員会終了後には教職員との懇談を目的とする「ガーデン研修会」を開催しており、評議員は学園内の業務や運営状況等を把握した上で、それぞれの立場から意見を述べている。以上のとおり法人の評議員会は、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(b) 課題

特になし

[区分] 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

(a) 現状

学園の中期構想を基に、財政の長期推計（10年間）を勘案し、毎年度の事業計画および予算基本方針を策定している。これに沿って各部署の予算作成責任者等（各事務課長等）から、「予算規則」に基づき、当該年度の予算要求書が財務課に提出され、財務課で精査した後、常任役員会メンバーで構成される予算会議において、予算作成責任者等に直接のヒアリング（予算査定）が行われ、要求額を調整する。調整に際しては、経常的経費と当該年度のみ臨時経費に区分し検討を行い、臨時経費は当年度の事業計画との妥当性および重要性を勘案のうえ、真に必要とされる額を予算化している。このほか、教員の教育研究経費予算は、財務課で教員数等を基準として予算配分原案を作成し、常任役員会等で協議のうえ予算化する。これらを基に学園全体の予算原案を財務課が作成し、常任役員会での審議を得て最終的な予算案となり、学外理事1名を加えた財務委員会で学外者の意見を聞いた後に評議員会、理事会に諮り、年度予算が決定する。このように学園の将来計画を基本として、事業計画に対応した予算措置が行われており、ガバナンスが適切に機能している。また「経理規定」第13条に基づき、毎年11月に前年度決算額確定による収入・支出科目の補正や年度途中における新規事業に対する補正予算を策定し、財務委員会、評議員会の意見を聞いて、理事会で決定している。

決定した「事業計画」および「予算」は、教授会、事務連絡会等を通じて関係者に速

やかに報告されるほか、学園ホームページにおいても公開している。

予算執行は、各予算執行責任者の管理の下、適正かつ効率的に執行することを心がけている。配分された予算の執行に当たっては、「学校法人会計基準」および「経理規程」、「経理規程施行規則」に則り、各責任者から回付された支払要求書、証憑書類および会計伝票を、財務課において精査のうえ支出している。物品等の調達は、財務課・用度管理係が「調達規程」に基づき、入札、随意契約、見積合わせ等の適切な方法により業者を選定し、経費削減に努めている。

各部署においては、会計システムによりリアルタイムで予算執行状況が把握できる仕組みとなっており、予算執行状況については、財務課で月次試算表を作成して分析を行い、毎月理事長への報告を行っているほか、公認会計士にも提出し適切に処理されているか監査時に確認を行っている。また、財務課において常に、現金・預金・短期運用資産・債券等の現在高を把握し、週報および月報を作成して理事長へ報告を行っている。

以上のとおり、会計処理は、「学校法人会計基準」および「予算規則」、「経理規程」、「経理規程施行規則」に基づき、適正に実施されている。

計算書類、財産目録等については、監事による監査により当該会計年度の経営状態を正確に表示していることが確認されている。また、公認会計士による監査においても、当該会計年度の経営状況および財政状態を適正に表示している旨報告されている。

公認会計士による監査は、10月から5月まで行われ、平成28年度は延べ52人によって実施された。公認会計士による監査終了後、1年間の監査での検出事項が提出され、財務課および関係課において検出事項について学園の対応策を検討し、常任役員会に報告するとともに改善に向けて迅速な対応を行っている。

資産管理については、「固定資産および物品管理規程」に基づく台帳を作成し、適切に管理している。学園が保有する基本財産および運用財産中の積立金および資金の運用については、「寄附行為」第30条および「経理規程」第36条に基づく「資金運用規程」により、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ有利な運用に留意するとともに、運用収入の増収に努めている。

寄附金については、文部科学省からの寄附金募集に関わる「特定公益増進法人」の証明に加え、平成24年6月に「税額控除対象法人」の証明を取得し、寄附金を受けやすい環境を整えた。本学への寄附に対する税制上の優遇措置について、ホームページや広報誌等で積極的な周知を行っている。なお、学校債の発行は行っていない。

情報公開に関しては、学校教育法施行規則に規定する教育研究活動等に関する情報、財務情報、自己点検・評価にかかる情報を常時ホームページで公開するとともに、必要に応じ学園広報誌を通じて学内外に公開している。

特に、財務情報は、平成17年の私立学校法改正前から、学園広報誌およびホームページで、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに財産目録の概要(大科目レベル)を公開していたが、改正後は、閲覧者台帳を整備し、学園の利害関係者(在学生、

保護者、教職員等)から請求があった場合、閲覧に供している。また、ホームページでは一般の方にもわかり易くするため、グラフや解説付きで公開している。「事業報告書」の中では、財務の概要として資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財務比率の過去5年間の推移を一覧表およびグラフにより掲載し、公開している。

(b) 課題

特になし

◇基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項

口腔医学教育の一環として、福岡歯科大学、医科歯科総合病院、口腔医療センター、キャンパス内の2つの介護保険施設など、すべての施設と協力して口腔保健・口腔介護教育を充実させている。

人事考課制度、教員の任期制により、大学運営の柔軟で多様な人事制度を構築して、活性化を図っている。

本学園の中・長期的方針を定めた「福岡学園第二次中期構想」の中で、「財政基盤の確保」を掲げ、具体的な目標を次の①～④と設定しており、財務運営のシステムは有効に機能している

- ①学園の自己資金である基本金等の安全かつ有利な運用と、継続的な教育研究振興基金等の計画的な積み立て。
- ②外部資金獲得につながる取り組みの推進。
- ③高度で良質な医療の提供とともに、病院の効率化・私費料金等の見直しを行うことによる収入の増加。
- ④業務運営の合理化・効率化等による管理的経費の抑制。

選択的評価基準

職業教育の取り組みについて

選択的評価基準

職業教育の取り組みについて

基準（1） 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

本学は、その建学の精神に「教養と良識を備えた有能な歯科衛生士、介護福祉士を養成する」と明確に定め、「歯科衛生士、介護福祉士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成する」を教育理念とする。このように、医療・福祉に関わる専門職の人材育成とその教育研究を本学の大きな役割・機能として定め、機会のあるたびに教職員ならびに学生に周知している。

本学は歯科衛生士ならびに介護福祉士を養成する学科併設の特徴を活かし、超高齢社会のニーズである「要介護者の口腔ケア（口腔介護）」を実践できる歯科衛生士ならびに介護福祉士の育成を目的として、平成 12 年度より両学科教員の相互乗り入れ授業を開始し、現在も継続中である。また、キャンパス内に介護老人保健施設（サンシャインシティ）および介護老人福祉施設（サンシャイン プラザ）が併設されている特性を活かして、両学科の学生合同による実践的口腔ケア実習を実施している。この取り組みは文部科学省の平成 18 年度「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）」に選定され、これを嚆矢として、「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」（平成 20 年度）、「就職支援推進プログラム」（平成 21 年度）、「大学生の就業力育成支援事業」（平成 22 年度）、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」（平成 24 年度）、「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」（平成 25 年度）に選定され、医療福祉分野の職業人の養成を発展的に遂行している。

基準（2） 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

本学では、超高齢社会である現状を背景に歯科衛生士並びに介護福祉士という専門職の重要性や社会的ニーズの高さ、それぞれの職種の特長と業務の拡大、養成教育等について、高等学校からの要請に応じて大学模擬授業や進学ガイダンスに講師を派遣している。平成 18 年度からは、高校生や保護者並びに高校の教員に歯科衛生士並びに介護福祉士という職業をより身近に感じてもらうために、福岡県内はもとより、県外の高等学校に大学模擬授業を積極的に広報し、要請があれば両学科教員の日程を調整して行っている。なお、交通費等を含めた経費は本学が負担している。下表は平成 28 年度の高校への講師派遣実績で、計 15 回、両学科より講師を派遣している。

平成 28 年度 高校への講師派遣実績一覧

No	氏名	派遣先	派遣期日	派遣用務
1	井上教授**	鹿屋中央高等学校 (鹿児島県)	6月7日(火)	進学ガイダンス
2	齊田講師* 前田助教**	福岡女子高等学校	6月7日(火)	進路ガイダンス

3	末松教授* 石井助教**	福岡女子商業高等学校	6月8日(水)	進学ガイダンス
4	貴島講師** 南助教**	博多青松高等学校	6月25日(土)	進学ガイダンス
5	升井教授** 前田助教**	西市高等学校 (山口県)	10月27日(木)	進学ガイダンス
6	秋竹講師*	糸島高等学校	10月27日(木)	進学ガイダンス
7	秋竹講師*	英数高等学院	11月1日(火)	進学ガイダンス
8	升井教授** 南助教** 秋竹講師*	福岡魁誠高等学校	11月4日(金)	進学ガイダンス
9	升井教授** 中園講師*	大牟田高等学校	11月10日(木)	進学ガイダンス
10	石井助教**	西田川高等学校	11月10日(木)	進学ガイダンス
11	貴島講師**	鹿屋中央高等学校 (鹿児島県)	1月17日(火)	進学ガイダンス
12	升井教授** 黒木講師**	佐伯豊南高等学校 (大分県)	2月8日(水)	進学ガイダンス
13	後藤准教授**	福岡大学附属若葉高等学校	3月6日(月)	進学ガイダンス
14	升井教授** 黒木講師**	新南陽高等学校 (山口県)	3月10日(金)	進学ガイダンス
15	石井助教**	福岡常葉高等学校	3月10日(金)	進学ガイダンス

*保健福祉学科教員、**歯科衛生学科教員

保健福祉学科では、本学の近隣の福岡県立福岡講倫館高等学校との連携事業として、平成16年度に介護老人福祉施設「サンシャイン プラザ」において、半日の施設体験学習を実施した。福岡講倫館高等学校総合学科1年生が施設介護について体験し、個人と地域との関わりについて理解を深め、社会奉仕の精神を身につける「総合的な学習の時間」として毎年実施され、本学保健福祉学科の教員が指導している。平成18年度には高大連携の一環として、同校の訪問介護員養成研修2級課程（基本介護技術：延べ10時間）のコースに保健福祉学科の教員4名を派遣した。

基準(3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

歯科衛生士、介護福祉士ともに国家資格であり、それぞれの養成所指定規則に示される指定基準を満たしている。

歯科衛生学科は、歯科衛生士学校養成所指定規則の定める教育内容（修業年限3年、計93単位）に準拠したうえで、本学の特色である口腔介護教育を含むカリキュラム（計105単位）を策定している。歯科衛生学科の専任教員（学長を含む）は12名で、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師6名および4年以上の臨床経験を持つ歯科衛生

士 5 名を含む。専任以外には、福岡歯科大学教員の兼任講師および外部の非常勤講師を併せて 53 名が講師を務めている。また、臨床・臨床実習では、福岡歯科大学医科歯科総合病院の臨床系教員ならびに歯科衛生士が臨床実習指導を行い、2つの介護保険施設では常勤の歯科衛生士各 1 名のほか介護福祉士が口腔介護実習の指導を行っている。

保健福祉学科は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の定める教育内容に準拠したうえで、口腔ケアおよび医療的ケアを含むカリキュラム(計73単位)を策定している。専任教員は7名で、介護福祉士2名、社会福祉士1名、看護師1名、管理栄養士1名、医師1名を含み、いずれも5年以上の実務経験を有している。専任以外には、福岡歯科大学教員の兼任講師と非常勤講師を合わせて11名が講師を務めている。介護実習では、学園内の介護保険施設のほか、他施設にも実習を委託している。

基準 (4) 学び直し (リカレント) の場としての門戸を開いている。

超高齢社会を迎え、要介護者が増加している現在、健康高齢者が要支援あるいは要介護状態になることを予防する介護予防への取り組みが急務であり、特に摂食・嚥下や発音などの口腔機能の向上は、誤嚥や窒息、肺炎、低栄養や脱水などの重篤な状態となることを予防し、会話やコミュニケーションの向上を通じて QOL の改善にも繋がる。また、介護予防を通して医療費や介護費の削減効果も大いに期待できる。しかし、口腔の健康管理や歯科医療を担う歯科医師・歯科衛生士で、高齢者や要介護者に対する口腔介護や口腔機能の向上支援を実施できるものが不足しているのが現状である。

本学は、平成 20～22 年度に文部科学省の補助事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に選定され、歯科衛生士有資格者を対象とする「歯科衛生士の口腔機能向上スキルアップ講座」を開講し、91 名の歯科衛生士が受講、88 名が無事修了した。補助事業終了後も受講希望の問い合わせが多数みられたため、福岡県歯科医師会ならびに福岡県歯科衛生士会の後援を受け、平成 23 年度より歯科衛生士ならびに歯科医師を対象に、「口腔介護スキルアップ講座」として有料のセミナーを継続実施している。このプログラムは、口腔ケアや口腔機能向上支援のスペシャリストを講師に招聘し、専門性を活かしたオムニバス講義と、受講者相互の実習により構成しており、本学からも歯科衛生学科教員が講師および実習講師として参加している。また、専攻科学生に授与できる本学認定の“口腔機能向上推進歯科衛生士”の取得に本講座の修了を要件としており、26 年度は 13 名が、27 年度は 20 名、28 年度は 18 名が修了している。

口腔介護スキルアップ講座受講者数と修了者数(人)

平成年度	受講者	修了者
26	48	24 【13】
27	48	34 【20】
28	41	34 【18】

【 】内は専攻科学生数で内数

基準（5） 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

歯科衛生学科の歯科衛生士専任教員5名は、全国歯科衛生士教育協議会が主催する専任教員講習会Ⅰ～Ⅵに毎年1～2名が交替で受講し、カリキュラム作成や教育方法に関する研修を受けている。現在のところ5名のうち2名が全コースを修了し同協議会認定の「歯科衛生士（教育）」の有資格者である。また、日本歯科衛生学会や日本歯科衛生教育学会等に所属し、学会発表や論文発表も継続して行っている。その他の教員も、日本歯科衛生教育学会および歯科の種々の専門学会（日本歯周病学会、日本口腔外科学会、日本補綴歯科学会など）に所属し、学会発表や論文発表を行っている。また、キャンパス内の2つの介護保険施設入所者に対する口腔ケアや口腔機能向上支援を実践し、実務経験を積んでいる。歯科医師の教員は、福岡歯科大学の母講座での研究活動や福岡歯科大学医科歯科総合病院内の専門診療科において、週に1日は学生の臨床実習の指導を兼ねて診療業務に従事し研鑽を積んでいる。

保健福祉学科では、介護の専任教員4名が「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」の3つの領域を、各専門に応じて介護教員講習会（全国介護福祉士養成協議会主催）を受講し修了している。また、地域の老人会（約30名）を対象とする地域交流活動として、毎月1回、両学科の教員全員が講師を務める「おしゃべりつく会」を保健福祉学科教員が中心となって企画・運営し、交流活動を通じて介護福祉分野の研鑽を行っている。さらに、介護老人福祉施設サンシャインプラザにおいて、“キャリア形成訪問指導事業”として研修セミナーを年間10回程度開催し、介護職員の育成とともに専任教員の研修活動の場となっている。

基準（6） 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

本学では、入学者全員が卒業して国家資格を取得することを目標とする職業教育を行っている。その教育効果の測定は、入学した学生数とその卒業年度の卒業生数、および歯科衛生学科では国家試験合格者数の割合をみることによって職業教育の効果を測定することができる。

下表は過去3年間の入学者数とその卒業年度の卒業生数、国家試験合格者数、国家資格取得者数を示す。（ ）内は1年次学生数を100とする割合（%）を示す。

平成24年度から26年度までの入学者数は93～103名で、3年間で合計294名であった。各年度の入学者が3年後に卒業した人数は83名～92名で計262名であり、入学者数に対する卒業生数の割合は89.1%であった。また、国家試験の合格率は26年度は3名、27年度は1名が不合格となったが、28年度は100%合格を達成した。したがって、過去3年度にわたる卒業生262名のうち国家資格取得を達成したものは258名で、その割合は98.5%であった。

表 歯科衛生学科入学者数に対する卒業生数の割合

入学年度 (平成)	入学者数 (人)	卒業年度 (平成)	卒業生数 (%)	国家試験 合格者数 (%)
24	93	26	87(93.5)	84 (96.6)
25	98	27	83(84.7)	82 (98.8)
26	103	28	92(89.3)	92 (100.0)
計	294	—	262 (89.1)	258(98.5)

この結果から、歯科衛生学科の職業教育の成果は十分に上がっていると考えられる。しかし、学生全員が国家資格の取得に向けてモチベーションを高く維持できるように、初年次の早期から歯科衛生士の職業観を抱かせ、近い将来の自分自身の歯科衛生士像を描くことのできる職業教育を模索していきたい。

保健福祉学科について、過去3年間の入学者数とその卒業生数および国家資格取得者数を下表に示す。平成24年度から26年度の1年次学生数は最少25～最多35名で合計93名であった。平成24年度から26年度3年間でも入学定員の充足には至っていない。各年度の1年次学生数を合計すると93名で、2年後に卒業したものは84名(90.3%)で、介護福祉士国家試験免除のため国家資格取得者は同数の150名であった。したがって、過去3年にわたる1年次学生93名のうち国家資格取得を達成したものは84名で、その割合は90.3%であった。

表 保健福祉学科入学者数に対する卒業生数の割合

入学 年度 (平成)	入学者数 (人)	卒業 年度 (平成)	卒業生数 (%)	国家資格 取得者数 (%)
24	35	26	33 (94.3)	33 (100.0)
25	33	27	32 (97.0)	32 (100.0)
26	25	28	19 (76.0)	19 (100.0)
計	93	—	84 (90.3)	84(100.0)

この結果から、保健福祉学科においても職業教育の成果は十分に上がっていると考えられるが、今後の国家試験受験義務化を見据えて入学者全員が国家資格を取得できるように、職業教育のモチベーションをさらに高く設定しつつ、専門基礎並びに専門科目の教育の充実を図っていきたい。

